

第 5 1 6 回
三戸町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 2 1 日 開会

令和 6 年 3 月 2 8 日 閉会

三戸町議会

目 次

会期日程表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日目 令和6年3月21日(木)	
○議事日程	4
○追加議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○応招議員(14人)	4
○出席議員(14人)	4
○欠席議員(0人)	4
○職務のために出席した事務局職員	4
午前10時00分 開会・開議	5
日程第1 仮議席の指定	5
日程第2 議長の選挙	5
追加日程第1 議席の指定	6
追加日程第2 会議録署名議員の指名	7
追加日程第3 会期の決定	8
追加日程第4 副議長の選挙	8
追加日程第5 議会運営委員の選任	9
追加日程第6 常任委員の選任(総務文教・民生商工・建設農林)	9
追加日程第7 三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙	10
追加日程第8 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	11
追加日程第9 田子高原広域事務組合議会議員の選挙	12
追加日程第10 図書運営委員の委嘱	12
追加日程第11 広報編集委員の委嘱	13
第2日目 令和6年3月22日(金)	
○議事日程	14
○本日の会議に付した事件	14
○応招議員(14人)	14
○出席議員(14人)	14
○欠席議員(0人)	14
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	14
○職務のために出席した事務局職員	15
日程第1 諸般の報告	16
議長の報告	16
日程第2 町長提案理由の説明	17
日程第3 三戸町選挙管理委員及び同補充員の選挙	25
第5日目 令和6年3月25日(月)	
○議事日程	27
○本日の会議に付した事件	27

日程第9	議案第15号	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案	117
日程第10	議案第16号	三戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案	118
日程第11	議案第17号	三戸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案	119
日程第12	議案第18号	青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について	120
日程第13	議案第19号	三八視聴覚教育協議会の廃止について	121
日程第14	議案第20号	令和5年度三戸町一般会計補正予算(第10号)	123
日程第15	議案第21号	令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算(第2号)	133
日程第16	議案第22号	令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	135
日程第17	議案第23号	令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)	136
日程第18	議案第24号	令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	137
日程第19	議案第25号	令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第1号)	138
日程第20	議案第26号	令和5年度三戸町一般会計予算	141
日程第21	議案第27号	令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	141
日程第22	議案第28号	令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	141
日程第23	議案第29号	令和6年度三戸町介護保険特別会計予算	141
日程第24	議案第30号	令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算	141
日程第25	議案第31号	令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算	141
日程第26	議案第32号	令和6年度三戸町営簡易水道事業会計予算	141
日程第27	議案第33号	令和6年度三戸町下水道事業会計予算	141
日程第28	予算特別委員会設置(令和6年度予算議案8件付託)		141
第8日目 令和6年3月28日(木)			
○議事日程			143
○追加議事日程			143
○本日の会議に付した事件			143
○出席議員(14人)			143
○欠席議員(0人)			144
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名			144
○職務のために出席した事務局職員			144
午後3時45分 開議			145
日程第1	議案第26号から議案第33号まで予算特別委員会委員長報告、採決		145
日程第2	議員提案第2号 三戸町活性化特別対策委員会の設置について		145
日程第3	議員の出張命令を議長に一任することについて		146
日程第4	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について		146
日程第5	常任委員会の閉会中の所掌事務調査について		147
日程第6	諸般の報告		147
追加日程第1	町長提案理由の説明		148

追加日程第2 議案第34号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて	148
閉 会	149
署 名	150

会 期 日 程 表

会 期 令和6年3月21日～令和6年3月28日（8日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	3月21日(木)	本 会 議	午前10時	開会、組織会 会議録署名議員の指名 会期の決定
第2日	3月22日(金)	本 会 議	午前10時	諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明 選挙管理委員及び同補充員 の選挙
第3日	3月23日(土)	休 会		休日のため
第4日	3月24日(日)	休 会		休日のため
第5日	3月25日(月)	本 会 議	午前10時	一般質問
第6日	3月26日(火)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 予算特別委員会設置・付託
第7日	3月27日(水)	予算特別委員会	午前10時	予算審議
第8日	3月28日(木)	予算特別委員会 本 会 議	午前10時 委員会閉会后	予算審議 予算特別委員長報告・採決 諸般の報告 追加議案上程 提案理由の説明 議案審議・採決 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第1号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (令和5年度三戸町一般会計補正予算(第9号))	R6.3.26	原案承認
議案第9号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	R6.3.26	原案可決
議案第10号	三戸町医療要員奨学金貸与条例の全部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決
議案第11号	特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案	R6.3.26	原案可決
議案第12号	三戸町下水道事業基金条例の一部を改正する条例案	R6.3.26	原案可決
議案第13号	三戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案	R6.3.26	原案可決
議案第14号	三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案	R6.3.26	原案可決
議案第15号	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案	R6.3.26	原案可決
議案第16号	三戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案	R6.3.26	原案可決
議案第17号	三戸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案	R6.3.26	原案可決
議案第18号	青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について	R6.3.26	原案可決
議案第19号	三八視聴覚教育協議会の廃止について	R6.3.26	原案可決
議案第20号	令和5年度三戸町一般会計補正予算(第10号)	R6.3.26	原案可決

議案第21号	三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算 (第2号)	R6.3.26	原案可決
議案第22号	令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)	R6.3.26	原案可決
議案第23号	令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算 (第3号)	R6.3.26	原案可決
議案第24号	令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会 計補正予算(第3号)	R6.3.26	原案可決
議案第25号	令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中 央病院事業特別会計補正予算(第1号)	R6.3.26	原案可決
議案第26号	令和6年度三戸町一般会計予算	R6.3.28	原案可決
議案第27号	令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会 計予算	R6.3.28	原案可決
議案第28号	令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	R6.3.28	原案可決
議案第29号	令和6年度三戸町介護保険特別会計予算	R6.3.28	原案可決
議案第30号	令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会 計予算	R6.3.28	原案可決
議案第31号	令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中 央病院事業特別会計予算	R6.3.28	原案可決
議案第32号	令和6年度三戸町簡易水道事業会計予算	R6.3.28	原案可決
議案第33号	令和6年度三戸町下水道事業会計予算	R6.3.28	原案可決
議案第34号	三戸町監査委員の選任につき同意を求めること について	R6.3.28	原案同意
議員提案 第2号	三戸町活性化対策特別委員会の設置について	R6.3.28	原案可決

第1日目 令和6年3月21日（木）

○議事日程

- 第1 仮議席の指定
 - 第2 議長選挙
-

○追加議事日程

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 副議長選挙
 - 第5 議会運営委員の選任
 - 第6 常任委員の選任（総務文教、民生商工、建設農林）
 - 第7 三戸地区環境整備事務組合議会議員選挙
 - 第8 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員選挙
 - 第9 田子高原広域事務組合議会議員選挙
 - 第10 図書運営委員の委嘱
 - 第11 広報編集委員の委嘱
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（14人）

- | | | | | | |
|-----|-----|----|---|---|---|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 | | |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 | | |
| 3番 | 柳 | 隼 | 圭 | 太 | 君 |
| 4番 | 小笠原 | 君 | 男 | 君 | |
| 5番 | 和田 | 誠 | 君 | | |
| 6番 | 山田 | 将之 | 君 | | |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 | | |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 | | |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 | | |
| 10番 | 千葉 | 有子 | 君 | | |
| 11番 | 久慈 | 聡 | 君 | | |
| 12番 | 澤田 | 道憲 | 君 | | |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 | | |
| 14番 | 竹原 | 義人 | 君 | | |
-

○欠席議員（0人）

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）

馬場均君

午前10時00分 開会・開議

○議会事務局長（馬場 均君）

私は、議会事務局長の馬場均です。本定例会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の松尾道郎議員をご紹介します。松尾議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（松尾 道郎君）

ただいま紹介されました松尾道郎です。地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいいたします。

ただいまから第516回三戸町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（松尾 道郎君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（松尾 道郎君）

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（松尾 道郎君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（松尾 道郎君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に竹原義人君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました竹原義人君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時議長(松尾 道郎君)

異議なしと認めます。ただいま指名しました竹原義人君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された竹原義人君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで議長に当選された竹原義人君は、登壇の上、議長就任の挨拶をお願いします。竹原義人君。

○議長(竹原 義人君)

ただいま議員各位のご推挙を賜り、三戸町議会第22代議長の要職に就くことになりました。これまでの経験と知識を生かし、町民の負託に応えるべく、公平公正な議会運営に努めてまいりたいと考えております。

議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、就任の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○臨時議長(松尾 道郎君)

これで私の職務は終わりました。ご協力、誠にありがとうございました。

議長交代のため、暫時休憩します。

(午前10時05分)

休 憩

(午前10時06分)

○議長(竹原 義人君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから会議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

本日の追加議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

追加日程第1 議席の指定

○議長(竹原 義人君)

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付した議席表のとおり指定いたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(竹原 義人君)

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、五十嵐淳君、2番、松尾道郎君を指名します。

追加日程第3 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの8日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から3月28日までの8日間と決定しました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（竹原 義人君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に佐々木和志君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した佐々木和志君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。ただいま指名した佐々木和志君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された佐々木和志君が議場におられます。会議規則第33条第

2項の規定によって当選の告知をします。

ここで副議長に当選された佐々木和志君は、登壇の上、副議長就任の挨拶をお願いします。

佐々木和志君。

○副議長（佐々木 和志君）

ただいま議員各位のご推挙により、副議長を務めさせていただくことになりました。竹原議長の下、議会が公正かつ円滑に運営され、町勢発展につながるよう誠心誠意努力してまいる所存であります。皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

追加日程第5 議会運営委員の選任

○議長（竹原 義人君）

追加日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議会運営委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会において互選することになっております。ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって議会運営委員会を招集します。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前10時10分）

休 憩

（午前10時12分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告します。

議会運営委員長、藤原文雄君、同副委員長、久慈聡君です。

追加日程第6 常任委員の選任（総務文教、民生商工、建設農林）

○議長（竹原 義人君）

追加日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。

各常任委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会において互選することになっております。ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって各常任委員会を招集します。

この際、常任委員会開催のため、暫時休憩します。

(午前10時13分)

休 憩

(午前10時16分)

○議長(竹原 義人君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告します。

総務文教常任委員長、山田将之君、副委員長、藤原文雄君。民生商工常任委員長、栗谷川柳子君、副委員長、柳零圭太君。建設農林常任委員長、久慈聡君、副委員長、番屋博光君、以上のとおりです。

追加日程第7 三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長(竹原 義人君)

追加日程第7、三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は6人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

三戸地区環境整備事務組合議会議員に柳零圭太君、和田誠君、栗谷川柳子君、藤原文雄君、久慈聡君、澤田道憲君の6名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した6名を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。ただいま指名した6名が三戸地区環境整備事務組合議会議員に当選されました。ただいま当選された方が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

追加日程第8 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長(竹原 義人君)

追加日程第8、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は1人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に山田将之君を指名します。

お諮りします。ただいま指名した山田将之君を八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。ただいま指名した山田将之君が八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された山田将之君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

追加日程第9 田子高原広域事務組合議会議員の選挙

○議長（竹原 義人君）

追加日程第9、田子高原広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は2人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

田子高原広域事務組合議会議員に小笠原君男君と番屋博光君の2名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました2人を田子高原広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。ただいま指名した2名が田子高原広域事務組合議会議員に当選されました。ただいま当選された方が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

追加日程第10 図書運営委員の委嘱

○議長（竹原 義人君）

追加日程第10、図書運営委員の委嘱を行います。

議会図書室設置条例第3条第1項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり委嘱します。

ここで委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって図書運営委員会を招集します。

暫時休憩します。

(午前10時22分)

休 憩

(午前10時24分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

図書運営委員会において委員長を互選した結果、委員長に栗谷川柳子君が当選したとの報告がありました。

追加日程第11 広報編集委員の委嘱

○議長（竹原 義人君）

追加日程第11、広報編集委員の委嘱を行います。

議会広報発行規定第7条の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり委嘱します。

ここで委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって広報編集委員会を招集します。

暫時休憩します。

(午前10時24分)

休 憩

(午前10時25分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広報編集委員会において委員長及び副委員長を互選した結果、委員長に山田将之君、副委員長に栗谷川柳子君が当選したとの報告がありました。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時26分 散会

第1日目 令和6年3月22日（金）

○議事日程

- 第1 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 第2 町長提案理由の説明
 - 第3 三戸町選挙管理委員及び同補充員の選挙
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（14人）

- 1番 五十嵐 淳 君
 - 2番 松尾 道郎 君
 - 3番 柳 雫 圭 太 君
 - 4番 小笠原 君 男 君
 - 5番 和田 誠 君
 - 6番 山田 将之 君
 - 7番 栗谷川 柳子 君
 - 8番 藤原文 雄 君
 - 9番 番屋 博光 君
 - 10番 千葉 有子 君
 - 11番 久慈 聡 君
 - 12番 澤田 道憲 君
 - 13番 佐々木 和志 君
 - 14番 竹原 義人 君
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦 君
委任説明員	副町長	馬場浩治 君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	貝守世光 君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正 君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二 君
	健康推進課長	太田明雄 君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一 君
	農林課長	極檀浩 君
	建設課長	齋藤優 君
	まちづくり推進課長	中村正 君
	税務課長	下村太平 君

三戸中央病院事務次長	松崎達雄君
総務課財政指導監	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君
総務課防災危機管理室長	金子祐之君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田晃君
委任説明員 事務局 長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育 長	慶長隆光君
委任説明員 事務局 長	櫻井学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬場均君
総括主幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

第516回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、3月21日、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

3月22日、午前10時、本会議開議。諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、その後三戸町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行い、散会。

3月25日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

3月26日、本会議、午前10時開議。一般質問を続行し、次に報告第1号及び議案第9号から議案第25号までの審議、採決を行い、次に議案第26号から議案第33号までの令和6年度予算議案8件を一括議題とし、予算特別委員会を設置。これに付託し、散会。

3月27日、午前10時、予算特別委員会を開会、開議。令和6年度一般会計予算歳入と歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。

3月28日、午前10時、予算特別委員会を開議。一般会計予算歳出10款から歳出13款までを審査、次に令和6年度特別会計予算議案7件を審査、最後に予算議案8件についてそれぞれ採決し、委員会を閉会。

同日、午後4時、本会議を開議。議案第26号から議案第33号までの予算議案の審査結果について予算特別委員会委員長に報告を求め採決、次に議員提案第2号を採決し、議員の出張命令を議長に一任すること並びに閉会中における所管事務調査の申出の決定及び諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定しました。

以上で報告を終わります。

令和6年3月22日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和5年12月から令和6年2月分に関する例月出納検査及び行政監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので、報告します。議案は事前に配付して

あります。

日程第2 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第2、報告第1号及び議案第9号から議案第33号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第516回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

去る3月10日に執行されました三戸町議会議員一般選挙におきまして、町民から信任を受けられた14名の議員の皆様がご当選を果たされましたことにつきまして、心からお喜び申し上げますとともに、これより町行政全般につきまして、大所高所よりご指導賜りますようお願い申し上げます。

今議会におきましては、新しい議員の皆様を迎えての最初の議会と相なりますが、三戸町役場職員一同、適正で効率的な行政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今議会においてご審議いただく新年度予算においては、近年の人口減少や物価高騰、地球規模での気候変動といった激動の時代の中にあっても、町民がこれからも安心・安全に住み続けることができるよう、また、町の魅力をさらに向上させるとともに、これからも力強く、着実に、未来に向けた歩みを進めることができるよう、「11ぴきのねこのまちづくり事業」や「移住定住促進事業」をはじめ、「第3子以降子育て支援事業」、「学校給食費無償化事業」、「三戸高校魅力化事業」などのこれまでの取組に加え、「金洗沢公園キャンプ場整備事業」や「町営住宅整備事業」など、多くの新たな事業にも取り組むこととしております。

また、今年度、気候変動に対する町の新たな取組として、「三戸町地球温暖化対策実行計画」を策定いたしました。

この計画は、県内40市町村の中では、初の策定となる「気候変動適応計画」としても、位置づけられるものとなっております。

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、日本国内においても、激甚な豪雨・台風災害や猛暑が頻発しております。当町においても例外ではなく、大雨による河川の増水や、農作物への被害等が発生している状況にあります。

その要因として、地球温暖化が影響していると考えられており、世界全体の気温上昇を抑えるため、2050年頃までに温室効果ガス排出量を正味ゼロとすることが必要とされております。これを背景に、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっております。

本町の環境は、緑豊かな山林や川など多様な自然環境から形成されています。この豊かで美しい三戸町の原風景と人の営みを、持続可能な将来へと引き継いでいくために、三戸町としても環境速度適応能力の強化の必要があります。

本計画の策定に当たっては、町民皆様のご意見を第一にと考え、省エネ・再エネに

関する意向等のアンケート調査を実施いたしました。その中で、多くの皆さんが地球温暖化問題やエネルギー問題に関心があるとのことをご回答をいただいております。

町では、これまで将来にわたる二酸化炭素の吸収作用を保全・確保するため、町の6割を占める森林の整備に取り組んでまいりましたが、今後より一層、温暖化緩和策に取り組み、気候変動へ適応したまちづくりを進めることが重要であると考えております。

将来世代までもが、安心してこの町に住み続けられるよう、生活がより豊かに、より自分らしく、快適・健康な暮らしを進める「デコ活アクション」を今後推進するとともに、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、すなわち、「2050年ゼロカーボン」を目指すことをここに表明するものであります。

令和6年度から、順次、当町における取組を推進してまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、引き続き、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

本件は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額70億4,481万2,000円に、歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、予算総額を70億6,181万2,000円にしたものであります。

補正の内容といたしましては、除雪費1,700万円を増額補正したものであります。

本補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月1日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとであります。

次に、議案第9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、町の条例3本について、同法の職員の賠償責任に係る規定の引用に条ずれが生じることから、これを整備するため、当該条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第10号 三戸町医療要員奨学金貸与条例の全部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、三戸町国民健康保険三戸中央病院事業の運営に際し、人材確保が困難となっている薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または言語聴覚士の確保に資するため、当該条例の全部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。将来、三戸中央病院に勤務する意思のある者に対する奨学金の上限額を、大学の薬学部 に在学する者については、現行の5万円から3倍の15万円に、看護師その他医療技術者としての知識・技能を学ぶ大学または養成施設に在学する者については、現行の5万円から2倍の10万円に引き上げるほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

改正の主なる内容であります。令和6年2月13日付、青森県総務部市町村課の「特別災害による被害者に対する市町村税減免の特別措置に関する条例等の一部改正について」の通知に基づき、本条例で引用している地方税法の引用箇所の変更及び株式等に係る譲渡所得等の規定の追加等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 三戸町下水道事業基金条例の一部を改正する条例案について申

し上げます。

本案は、三戸町下水道事業特別会計が令和6年4月1日から公営企業会計へ移行されることに伴い、本条例第2条に規定する「下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計歳入歳出予算」に改めるものであります。

次に、議案第13号 三戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正を受け、町の条例について、所要の改正を実施しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律並びに児童扶養手当法施行令の一部改正を踏まえ、医療費の給付対象者となるひとり親家庭の定義について、規定の整理を行うものであります。

次に、議案第14号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、第9期介護保険事業計画・老人福祉計画についての三戸町介護保険事業計画等推進協議会からの答申に基づき、令和6年度から令和8年度における介護保険第1号被保険者の保険料の基準月額を、現行の7,720円から7,510円に改正しようとするものであります。

また、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、第1号保険料の所得段階について、現行の10段階から13段階へ見直すとともに、住民税課税者に係る保険料段階の判定基準となる、第9段階から第13段階の基準所得金額について、それぞれ改正しようとするものであります。

次に、議案第15号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、介護サービスに係る基準の改正が行われたことに伴い、当町においても必要な事項を定めるため、関係条例4件の一部改正を実施しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。特定の記録媒体の使用に関する規定の見直し、介護サービス事業所の運営規程等、重要事項の書面掲示規制に関する見直し、身体的拘束等の適正化の推進及び高齢者施設と医療機関との連携に関する規定の追加などを行うものであります。

次に、議案第16号 三戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、水道法の改正により、令和6年度から水道整備及び管理行政が、厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、水道法において「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号 三戸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、当該条例に規定する町営住宅の入居者の資格において、特に居住の安定を図る必要がある、配偶者からの暴力等による被害者に係る引用条項等について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青

森縣市町村総合事務組合規約の変更について申し上げます。

本案は、青森縣市町村総合事務組合から、当該組合が共同処理する事務の変更及びこれに伴う組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容であります。市町村税等の滞納整理に関する事務の対象として、「森林環境税に係る徴収金」を追加するものであります。

次に、議案第19号 三八視聴覚教育協議会の廃止について申し上げます。

三八視聴覚教育協議会は、視聴覚教材の活用により、社会教育及び学校教育の振興と、住民の文化水準向上を目指し、非常に高価であった視聴覚教材等の共同利用を図るため、昭和46年に三八地方11市町村で設置された協議会であります。

以降、町村合併に伴い、構成市町村の変遷を経て運営されてまいりましたが、昨今の目覚ましい技術革新により、1人1台タブレットの配布など、情報収集や情報提供に関する視聴覚教材の環境が変化したことから、その必要性が薄れてきたため、本年度の本協議会総会において、協議会の解散決議がなされました。

本協議会を廃止するため、地方自治法第252条の6及び第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額70億6,181万2,000円から、歳入歳出それぞれ8,251万2,000円を減額し、予算総額を69億7,930万円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、町税3,145万円、地方交付税7,460万9,000円を増額し、国庫支出金5,160万2,000円、寄附金7,500万円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、三戸中央病院特別会計繰入金等衛生費3,434万4,000円を増額し、町有林整備事業等農林水産事業費2,597万7,000円、橋梁補修事業等土木費5,276万6,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第21号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計既決予算額4,076万6,000円に、歳入歳出それぞれ255万2,000円を減額し、予算総額を3,821万4,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、事業収入75万3,000円と繰入金200万3,000円を減額し、繰越金22万2,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、給食材料費255万2,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第22号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億4,305万9,000円に、歳入歳出それぞれ462万1,000円を追加し、予算総額を1億4,768万円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、後期高齢者医療保険料553万3,000円を増額し、繰入金55万8,000円、繰越金38万7,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、広域連合共通経費負担金63万7,000円と保険

基盤安定負担金39万5,000円を減額し、後期高齢者医療保険料負担金565万3,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第23号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町介護保険特別会計既決予算額18億5,708万6,000円から、歳入歳出それぞれ7,995万1,000円を減額し、予算総額を17億7,713万5,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、国庫負担金1,458万3,000円、支払基金交付金3,781万3,000円、繰入金1,106万6,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、総務費614万円のほか、各介護保険サービスの利用量の増減に応じた調整を行い、保険給付費を7,160万円、地域支援事業費を221万1,000円減額補正しようとするものであります。

次に、議案第24号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億9,235万円に、歳入歳出それぞれ83万8,000円を増額し、予算総額を12億9,318万8,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税300万円、県支出金233万2,000円を増額し、繰入金409万4,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費308万円を増額し、保険給付費200万1,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第25号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入において、既決予定額から2,548万3,000円を減額し、総額を17億7,222万円に、収益的支出において、既決予定額から7,635万8,000円を減額し、総額を17億2,134万5,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、既決予定額から1,051万5,000円を減額し、総額を1億9,684万4,000円に、資本的支出において、既決予定額から1,022万5,000円を減額し、総額を2億7,607万円にしようとするものであります。

補正の主なる内容であります。収益的収入におきましては、医業収益について、年間予定患者数の減少に伴い、4,582万8,000円を減額、医業外収益については、新型コロナウイルス病床確保事業費補助金等の確定見込額に基づき、4,464万1,000円を減額し、特別利益については、今年度策定した三戸中央病院経営強化プランに基づき、6,498万6,000円を増額しようとするものであります。

収益的支出におきましては、医業費用について、決算見込みに基づき、給与費、材料費、経費等を減額し、合計で7,582万8,000円を減額しようとするものであります。

資本的収入及び支出におきましては、へき地医療拠点病院設備整備費補助金の活用による内視鏡システム更新事業費等の確定に伴い、補助金及び建設改良費を減額しようとするものであります。

次に、議案第26号 令和6年度三戸町一般会計予算について申し上げます。

令和6年度の地方財政計画では、地域社会のデジタル化を推進するため創設された「地域デジタル社会推進費」が引き続き計上され、地域の実情に応じた独自の子ども・子育て施策を実施できるよう「こども子育て費」が新たに創設されたことにより、歳出総額は前年度を1兆6,000億円上回る93兆6,000億円とされております。

これに対応する一般財源総額は、前年度を6,000億円上回る65兆7,000億円とされており、地方特例交付金等が9,000億円、地方交付税が3,000億円増加する一方で、臨時財政対策債は5,000億円減少することが示されておりますが、少子高齢化による人口減少や、物価高騰の影響を勘案すると、町財政は引き続き厳しい状況下に置かれるものと考えます。

このため、令和6年度の予算編成に当たりましては、今後も持続可能な財政基盤を確保していくため、歳入については、受益者負担の適正化とふるさと納税の推進により自主財源を確保し、歳出については、経常経費の見直しにより節減合理化に努め、施策の選択と集中により予算配分の重点化を行い、限られた財源の有効活用を図ったところであります。

主な事業といたしましては、ふるさと納税事業3億5,000万円、11ぴきのねこのまちづくり事業1,283万5,000円、移住定住促進事業2,378万1,000円、子ども医療費助成事業2,146万3,000円、第3子以降子育て支援事業765万8,000円、新規就農者支援事業1,218万7,000円、森林経営管理事業559万1,000円、プレミアム付商品券発行事業500万円、橋梁点検及び道路性状調査事業2,677万円、空き家実態調査事業649万円、三戸高等学校魅力化事業2,149万1,000円、学校給食費無償化事業3,229万6,000円などを計上しております。

また、投資的経費の主なるものとしていたしましては、中山間地域総合整備事業3,114万円、金洗沢公園キャンプ場整備事業486万2,000円、町道改良舗装事業8,288万1,000円、町営住宅整備事業2,107万1,000円、消防ポンプ自動車整備事業2,750万円、学校給食共同調理場外壁等改修事業2,800万円などを計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して0.1%、金額で802万2,000円増の64億8,659万5,000円となっております。

次に、議案第27号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について申し上げます。

本会計は、学校給食法に基づき、町内3校の小中学校の児童生徒485名と三戸高等学校の生徒87名、教職員等84名を対象に、1人当たり年間で約195食分の給食事業に係る特別会計であります。

歳入の主なる内容といたしましては、主に教職員等が1食当たり340円を負担する給食費保護者負担金で、980万3,000円、小学校の児童分280円、中学校と高等学校の生徒分300円を町が負担する給食費無償化事業分に、給食食材値上げ対応分として1食当たり40円を加えた一般会計繰入金で、3,229万6,000円を計上しております。

歳出の主なる内容といたしましては、給食材料費の4,214万9,000円であります。

歳入歳出予算総額は、前年度当初予算と比較して約9.6%、367万9,000円増額の4,217万9,000円となっております。

次に、議案第28号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき設置した特別会計であります。

後期高齢者医療制度は、同法に基づき、運営については、県内の全ての市町村が加入する広域連合が行い、窓口業務や保険料の徴収については、加入市町村が行うこととされております。

町では、三戸町後期高齢者医療に関する条例に基づき、窓口業務及び保険料の徴収を、円滑かつ適正に実施することにより、およそ2,200人の被保険者の皆様が、安心して医療サービスを受けられるよう進めてまいります。

歳入の主なる内容といたしましては、後期高齢者医療保険料1億325万1,000円、一般会計からの繰入金5,584万円を計上いたしております。

歳出の主なる内容といたしましては、後期高齢者医療保険料負担金1億206万7,000円、保険基盤安定負担金4,941万2,000円を計上いたしております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度当初予算総額と比較して11.6%、1,655万8,000円増の1億5,961万7,000円となっております。

次に、議案第29号 令和6年度三戸町介護保険特別会計予算について申し上げます。

本案は、国民の共同連帯の理念に基づき設置された介護保険制度を運営するため、介護保険法第3条の規定に基づき設置した特別会計であります。

当町の第1号被保険者1人当たりの保険給付額は、令和3年度及び令和4年度と、2年連続で減少しております。

一方で、高齢化率は、令和6年2月末現在、43.7%で、特に介護ニーズが高い85歳以上人口の比率は、依然として上昇傾向にあります。

第9期介護保険事業計画の初年度となる令和6年度は、必要なサービスを提供するとともに、引き続き介護予防事業や保険給付の適正化を推進することで、制度への信頼感を高め、将来にわたり、持続可能な事業運営となるよう努めてまいります。

歳入の主なるものといたしましては、第1号被保険者保険料3億440万円、国庫支出金及び県支出金7億1,203万3,000円、支払基金交付金4億5,248万9,000円、繰入金2億7,177万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なるものといたしましては、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費など、総務費2,667万8,000円、居宅介護サービスをはじめとする各種サービスの保険給付費として、歳出総額の94.2%に当たる16億5,024万円を計上いたしております。

また、総合的な介護予防事業を推進するとともに、家族介護者支援するため、地域支援事業費7,247万9,000円を計上いたしております。

その結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して0.6%、金額で1,097万2,000円減の17億5,239万7,000円となっております。

次に、議案第30号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について申し上げます。

本会計は、県との共同運営により適正かつ安定的な財政運営を図るとともに、町民と身近な関係にある町が、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等のきめ細かい事業を行う特別会計であります。

歳入の主なる内容といたしましては、国民健康保険税2億500万円、県支出金9億1,689万6,000円、繰入金1億4,040万9,000円を計上しております。

歳出の主なる内容といたしましては、職員人件費や物件費、国保税の賦課徴収に要する経費など、総務費として3,675万3,000円、診療報酬や療養費など、保険給付費として8億8,920万円、県に納める国民健康保険事業費納付金として3億2,736万8,000円、特定健康診査等に要する経費など、保健事業費として2,068万3,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して1.4%、金額で1,814万5,000円増の12億7,700万5,000円となっております。

次に、議案第31号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、保健衛生の向上に資するため設置する三戸中央病院の運営及び管理に関する会計であります。

本案は、令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益

的収入及び支出において、収入17億8,465万6,000円、支出17億6,582万1,000円を計上し、資本的収入及び支出においては、収入1億8,719万8,000円、支出2億6,800万1,000円を計上しようとするものであります。

予算の主なる内容であります。収益的収入におきましては、年間患者数を入院2万4,455人、外来4万4,712人と見込み、医業収益として12億6,866万2,000円を計上しております。

また、三戸中央病院経営強化プランに基づく一般会計からの繰入金、へき地医療拠点病院運営費補助金など、医業外収益として4億4,093万円、特別利益として7,506万4,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、医師、看護師等の給与費、診療に要する材料費、病院の維持管理に必要な経費など、医業費用として17億2,451万6,000円、企業債償還利息など医業外費用として3,980万5,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入におきましては、企業債元金償還金等に要する経費に係る一般会計からの繰入金1億7,147万9,000円、へき地医療拠点病院設備整備費補助金1,571万9,000円を計上しております。

資本的支出におきましては、医療器械等の導入に係る建設改良費2,497万9,000円、企業債償還金2億3,962万2,000円を計上しております。

今後も厳しい経営環境が見込まれますが、持続可能な地域医療の提供体制を確保し、経営強化に取り組むとともに、医療サービスのさらなる向上により、地域の皆様に信頼され、選ばれる病院となるよう努めてまいります。

次に、議案第32号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計予算について申し上げます。

本会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保地区の簡易水道施設の管理運営を行う事業会計であります。

令和6年度から、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、会計方式をこれまでの官庁会計方式から公営企業会計方式に移行します。

本案は、令和6年度三戸町簡易水道事業会計の収益的収入及び支出において、収入9,077万9,000円、支出9,480万2,000円を計上し、資本的収入及び支出においては、収入1,463万2,000円、支出2,064万9,000円を計上しております。

予算の主なる内容であります。収益的収入におきましては、給水世帯数384世帯、年間総配水量8万3,492立方メートルと見込み、営業収益として1,290万円を計上しております。

また、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入から成る営業外収益7,787万9,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、職員の給与費、各施設等の維持管理に必要な経費など、営業費用として9,201万6,000円、企業債利息、消費税及び地方消費税など営業外費用として169万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入におきましては、企業債810万円、一般会計からの繰入金653万2,000円を計上しております。

資本的支出におきましては、袴田浄水場監視装置更新工事などに係る施設整備費731万5,000円、企業債償還金1,283万4,000円、予備費50万円を計上しております。

今後も、町民の皆様が健康で豊かな生活を送るため、安全安心で、安定的に水を供給するとともに、経営の健全化に努めてまいります。

次に、議案第33号 令和6年度三戸町下水道事業会計予算について申し上げます。

本会計は、下水道整備により、町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を図ることを目的とした事業会計でありま

す。

令和6年度から、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、会計方式をこれまでの官庁会計方式から公営企業会計方式に移行します。

本案は、既に供用を開始している施設の維持管理を行うとともに、引き続き計画区域内の加入数増加を図るための予算を計上しており、収益的収入及び支出において、収入2億4,142万6,000円、支出2億6,225万8,000円を計上し、資本的収入及び支出においては、収入6,677万5,000円、支出1億3,611万7,000円を計上しております。

予算の主なる内容であります。収益的収入におきましては、処理区域面積336ヘクタール、年間総処理水量13万3,568立方メートルと見込み、下水道使用料などの営業収益として2,654万5,000円を計上しております。

また、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入などの営業外収益2億1,488万1,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、職員の給与費、各施設等の維持管理に必要な経費など、営業費用として2億3,086万6,000円、企業債利息、消費税及び地方消費税など営業外費用として2,618万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入におきましては、企業債6,630万円、工事負担金27万5,000円、県補助金20万円を計上しております。

資本的支出におきまして、公共ます設置工事に係る施設整備費360万円、建設企業債償還金1億3,081万6,000円、基金積立金20万1,000円、予備費150万円を計上しております。

今後も、町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、経営の健全化に取り組んでまいります。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第3 三戸町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（竹原 義人君）

日程第3、三戸町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、竹野治君、奥山一雄君、武田利明君、越後貞男君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました竹野治君、奥山一雄君、武田利明君、越後貞男君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。第1順位、横沢順一君、第2順位、田中幸男君、第3順位、山下浩身君、第4順位、米田政博君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました第1順位、横沢順一君、第2順位、田中幸男君、第3順位、山下浩身君、第4順位、米田政博君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時58分 散会

第5日目 令和6年3月25日（月）

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 久慈 聡議員 | 1. まちづくりの施策に関して |
| 藤原 文雄議員 | 1. 自然災害、震災に対する整備状況について |
| 山田 将之議員 | 1. 給食費無償化・子育て無償化政策について |
| 栗谷川柳子議員 | 1. 観光振興とまちづくりについて
2. 防災・減災について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | | | |
|-----|-----|----|---|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳 | 隼圭 | 君 |
| 4番 | 小笠原 | 君男 | 君 |
| 5番 | 和田 | 誠 | 君 |
| 6番 | 山田 | 将之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 |
| 10番 | 千葉 | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈 | 聡 | 君 |
| 12番 | 澤田 | 道憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
| 14番 | 竹原 | 義人 | 君 |
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | | |
|-------|-------------------|-------|---|
| 説明員 | 三戸町長 | 松尾和彦 | 君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 馬場浩治 | 君 |
| | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 貝守世光 | 君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 武士沢忠正 | 君 |
| | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼澤修二 | 君 |
| | 健康推進課長 | 太田明雄 | 君 |
| | 会計管理者（会計課長） | 井畑淳一 | 君 |
| | 農林課長 | 極檀浩 | 君 |
| | 建設課長 | 齋藤優 | 君 |
| | まちづくり推進課長 | 中村正 | 君 |
| | 税務課長 | 下村太平 | 君 |

三戸中央病院事務次長	松崎達雄君
総務課財政指導監	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君
総務課防災危機管理室長	金子祐之君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田晃君
委任説明員 事務局 長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育 長	慶長隆光君
委任説明員 事務局 長	櫻井学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬場均君
総括主幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

1. まちづくりの施策に関して

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

一般質問を行う前に、本日のトップニュースでもある尊富士の110年ぶりの新入幕優勝。同じ県民として非常にうれしく思っております。五所川原の皆様の喜びはいかほどなものかなというふうに感じています。1953年1月の場所で鏡里が初優勝したとき、三戸も五所川原のように歓喜に湧いたであろうと想像できます。本当におめでたいことだと思っております。

さて、私ごとでありますけれども、町民の皆様からの支援のおかげで3期目の任期を迎えることができることに心から感謝しております。町長をはじめとする執行部の皆様、私は今後も町民の皆様の声を大切にして、三戸町の将来のために一議員として真心を持って取り組んでまいります。町民の皆様からいただく意見や要望を重視し、実現に向けて努力していく覚悟であります。

さらに、議会の在り方や議会の必要性などもっと町民の皆様に分かっていただけるような環境整備など、特に議員全員協議会や常任委員会などで話し合われた議案の内容や質疑、討論、採決、そして選挙結果などについて情報を積極的に公開することにも力を入れて、議会基本条例を主軸とした議会の政策や議会改革の透明性を高める取組を進めていきたいと考えております。

町民の皆様のご代表として、常に三戸町民が主体であることを心にとめながら、新人議員とともに初心を忘れず、自己判断、自己決定を重んじた議員活動を行っていく所存であります。町長をはじめとする執行部の皆様には、ご理解をいただき、誠実で明瞭な答弁をお願い申し上げます。町民の皆様との信頼関係を大切に、共に三戸町の発展に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

4年前の議会は、世界的な影響が出ている新型コロナウイルスにより、東京都知事はロックダウン、都市封鎖を示唆している状況下の中開催され、多くの傍聴者の方々が来ていたというふうに記憶しています。現在新型コロナウイルスが5類と移行し、日経平均株価がバブル期の1989年12月を上回り、本年3月4日に4万円台を突破するというニュースになっておりますが、GDPは先進国では最下位のままであり、地方である私たちの、三戸町の将来に不安感を抱いているのは私だけではないと思います。

人口減少、少子高齢化により、現在の三戸町の人口は今既に9,000人を下回ってお

ると思います。近い将来、現在行っている事業継続について、新規事業立案から事業開始など、厳しくなるというふうに考えております。このことから、松尾町政が考えるまちづくりとして、問題点も含めて2点お伺いしたいと思います。

1つ目、新年度予算作成に伴い、町が実施を予定している事業変更や事業改善、新規事業などが、そういう案があると思いますけれども、新年度力を入れて行おうとしているまちづくりの事業はどのようなものがあるか。

2つ目、温暖化による春まつり期間など、イベントや集客のための仕組みについてお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、久慈聡議員の質問にお答えを申し上げます。

まちづくりの施策に関して2点のご質問でございます。

初めに、1点目の新年度予算についてであります。令和6年度の一般会計当初予算は、前年度より802万2,000円増の64億8,659万5,000円となっております。長引く物価高騰が町財政にも多大な影響を及ぼしているところでありますが、限られた財源を有効に活用し、住民サービスの維持、向上を図る予算編成を行ったところであります。

令和6年度の町単独の主要事業といたしましては、移住定住促進事業、子ども医療費助成事業、第3子以降子育て支援事業、プレミアム付商品券発行事業、三戸高等学校魅力化事業を引き続き計上し、空き家実態調査事業、学校給食費無償化事業、金洗沢公園キャンプ場整備事業、サテライトオフィス開設支援事業などを新たに計上しております。そのほか、予算化はされておきませんが、このたび策定した三戸町地球温暖化対策実行計画につきまして、町民の皆様へのご理解を深めていただくため、周知、啓発に努めるとともに、国の交付金等を活用しながら、事業化に向け、準備を進めてまいります。

また、令和5年度当初予算と比較し、増額となっている主な事業は、庁舎高圧機器更新事業、消防ポンプ自動車購入事業、学校給食調理場外壁等修繕事業となっております。一方で、減額となっている主な事業は、ケーブルテレビ設備更新事業、橋梁補修事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業となっております。

次に、2点目の温暖化による春まつり期間等、イベントや集客のための仕組みについてであります。さんのへ春まつりは主催者の町観光協会が例年4月29日から5月5日までを春まつり期間と定め、ゴールデンウィークの城山公園への集客を狙い、バンド演奏やフラダンス、手踊り等の各種団体が出演するイベントを企画し、開催されているところであります。

近年は、桜の開花が早まり、春まつり期間には、標本木を含む園内のソメイヨシノは既に葉桜の状態となっておりますので、開催期間を前倒しすることを検討してまいりましたが、出演する団体の都合がつかないことや運営スタッフの確保が難しいことなど、様々な課題があると伺っているところであります。

このような状況を受け、町といたしましては、開花とともに城山公園を訪れる皆様をお迎えするため、園内の清掃やちょうちんの設置などを行い、開花が予想される4月18日以降はプレオープンという形で園内のBGMや露店の出店、夜の桜や温故館のライトアップなどを行う予定としております。また、混雑が予想される休日などにおいては、役場職員の協力により、駐車場案内なども予定しているところであります。

ゴールデンウィーク中に開催となる春まつりは、期間中、残念ながら葉桜となってしまいますが、これまでどおり観光協会が主催し、各種のイベントを通じて人々の花を咲かせ、にぎわいを感じていただき、町といたしましても主催者との連携、協力の

下、ご来園いただく皆様に喜んでいただける春まつりとなるよう進めてまいりたいと考えているところであります。

○11番（久慈 聡君）

では、1つ目の質問から再質させていただきたいと思います。

いろいろ皆さんが新規でやっているもの等を少し説明をいただきました。その中で、予算が制定されるまでの流れについてまずお伺いしたいと思います。予算制定に当たり、いつ、どのような形で指針が出て、本年度ですね、今年予算をどういう形でやりますよという指針が出て、どのような形で予算決定までが行われるかをお伺いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま予算制定までの流れということでご質問をいただきました。例年の当初予算編成の流れについてご説明をさせていただきます。まず、町の財務規則というものがございまして、こちらのほうでは、毎年11月の下旬までに翌年度の予算の予算編成方針を定めて、各課の長に通知するものとしてされております。これを受けまして、令和6年度の予算編成に当たっては、昨年10月に町の当初予算編成方針を策定し、各課へ通知をしております。

この編成方針の内容についてであります。これらの基本方針として限られた予算であること、そしてより効果的、効率的に事業を遂行すること、そして過去の決算内容等々を分析、そして検証をして見直しを行うと、そうした上で必要な経費を計上すること、また経常経費等については原則として前年度のベースを上限とすることという点について通知をしております。

また、このほか、コロナウイルス感染症の5類への移行に伴う社会活動の正常化、社会経済の復活、回復ですね、の適用を見据えた上で、継続事業の効果の検証、そして新たな取組などの対策を検討すること、また国の重点政策である子ども・子育て支援、DXの推進、脱炭素社会の実現などに向けた取組を効果的に展開できるよう検討することなどを重点事項ということで策定をしております。

この方針を受けまして、各課、担当課のほうで予算の検討をして、その後、予算の要求の締切りが11月の下旬ということになっております。取りまとめた上で、12月の下旬、ちょうど議会の終了後くらいになると思いますが、その時期から1月の下旬まで、総務課の財政担当のほうで予算の査定を行っております。その後、最終的に2月の下旬くらいになりますが、翌年度の事業内容の変更、そして新規事業などについて決定をして、町長、副町長の予算の査定をいただくということになっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

よく分かりました。では、方針等が行われて、話が出て、その中で各課が申請して上げたものを財政のほうで決定して、それを通知しながら、話し合いをして決定するという形であるということが分かりました。ただ、その中で、指針を受けて各課として行いたい事業だったりとか、今の話であれば昨年度を上限とするということだったのですが、事業費を上げたいものがあるかというふうに思うのですが、その申請要求は各課から提案され、精査されるという形になるかと思えますけれども、そういった事業が実際にどういうものがあったのか。例えば、話せる部分でいいですが、現在ある事業を縮小したりとか、やめたりする提案だったりとか、これを判断するのはどのよ

うな形で行われているのでしょうか、各課から提案されたものは。ちょっとお伺いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

精査の方法についてということでございます。これまでは、各事業の内容までは答弁はちょっとできないのですが、それぞれの事業の変更や廃止、そして新規の事業の提案等々については担当課のほうで精査をします。このほか、年間を通じて町長または副町長から各課に指示しているもの、見直しを指示しているもの等々を含めて、最終的には各課のほうで検討をして予算要求をすることになります。その際の判断の基準としては、歳出と歳入、財源をどうするかというところのバランスであるとか、事業の検証、効果はどうであったかとかということについて総合的に判断をして、決定をしているということでございます。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

久慈君、マイクをちょっと上げてもらえませんか。

○11番（久慈 聡君）

大丈夫ですか。分かりました。各課のほうで考えて、そしてそれを精査しているところで、その中で要る部分と、それから年間を通して個々のほうから話が出て、話がまとまっていくのかな、そういう形なのかなと思いました。その中で、まず社会福祉協議会だったりとか観光協会など、委託費用の精査方法に関してというのはどうなっているのかなということと、あと予算に提案する金額に対しての確認がどのように行われているのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまの各種団体への委託費という表現でございました。こちらの団体のほうについては、民間の会社もそうですが、例えば施設の維持管理の委託とか、業務の委託とかということについては各会社のほうから見積りを取っております。参考見積りということで取っております。その際、内容の精査については、概算の見積りということですので、積算の内容については分かるものもありますし、あと単なる人件費であれば積み上げで来ているところもありますので、そういったところは内容は精査いたしますが、形が見えない能力的な業務委託というのがあるのですけれども、そういった部分については各単価が適正であるか、単価は基準書というのですか、一般的な単価はこれくらいだよという示されているものもありますので、そういったところのチェックはしているということでございます。

○11番（久慈 聡君）

見積りが出てきてという形で、どういった形だかというのがちょっと聞きたかった。単に人件費が上がったからといった状況の中で予算計上を上げているという状況であるのであれば、ちょっと考えなければいけないのかなというふうに思っています。それはなぜかという、委託業者の企業努力だったりとか、企業改善、そういった部分というのが、企画の提案というのがまた委託されている側のほうからそれが反映されていたりとか、予算金額にだったりきちんと反映されているかどうかということをお聞きしたいなというふうに思っていました。その辺についてどうでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

予算編成の段階におきましては、企業側の努力の判定というものはできません。というのは、実際これから例えば4月になって令和6年度の予算が動きます。そうした場合に、その際にもう一回見積りを取るのです。その際に複数の会社から見積りを取って、見積りで競争して、安い業者に決定をするという原則でやっていますので、その際に競争原理が働くということになっております。予算の編成段階では、特にこういった競争の原理は……あるのかな。予算編成の段階では、特に安いところに決定するというような考え方ではありませんので、この辺がちょっと違うかなと考えております。

あと、単に人件費が上がったので、それに合わせて予算編成をしているのではないかということをございます。昨今の経済情勢等々を考えますと、人件費のアップが様々なところで、テレビでも報道されているところでもあります。先般国のほうからも、人件費のアップによる例えば委託料、業務委託料の増額等々があった場合はこれをむやみに減額するとか、そういった行為はしないようにというような通達も来ております。日本全体でそういうふうな今取組をしているということもありますので、こういったことも、こういった事情もありますので、その辺も勘案して取り組んでいきたいと思っております。

○11番（久慈 聡君）

よく分かりました、予算に関しての内容だったりとか。ちょっと人件費の部分に関しては、今の経済の中では上げてくれという状況下の中で上がってくることは確かなのですが、ただ冒頭に話しているとおおり、人口減少というところの中で、人的資源が少なくなっていく中での質問という形にさせてもらっていますことから、企業努力だったりとか、そういった部分がきちんと反映されているような形で予算まで上がっていければいいなという考え方から質問させてもらいました。

では、話を変えまして、観光のほうで、馬場のぼるの記念館の計画についてちょっとお伺いしたいのですが、100周年ということから、2027年に完成するということだと思います。また、11ぴきのねこのあほうどりでしたっけ、がまたできるということを知りましたが、この事業、今後石像やほかの事業も含めて、これ拡充していくのか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、記念館整備の件につきましては、前回、令和5年12月定例会の一般質問で答弁いたしましたように、今後の取組については、絵本とお話のまちづくりや11ぴきのねこのまちづくりに携わってくださった方々や団体の皆様のご意見を聞きながら、足並みをそろえて一緒に進めていくことが必要であると感じております。今後の方向性や、これからの子供たちを絵本を通して親子の愛情を深め、育てていくことについて、11ぴきのねこを愛する方々や各方面の皆様の思いを聞きながら、まず一緒に今後の11ぴきのねこのまちづくりを進めていきたいというふうに考えてございます。今年度、その組織を立ち上げまして、委員を委嘱して検討していきたいと考えておりました、今は検討に入る前段階、詳細については未定でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

そうしますと、本年度の予算には入っているのかな。少しずつ、3年後、2027年でするので、計画に入れていってもいいかなというふうに思っていました。今後その取組が、来年度だったっけ、出てくるのかなというふうに期待しています。せっかくですから、いい形でできればなと思っています。ちょっと事前準備が今年度あるのかなというところで、石像に関してもその時点で今後どうしていくかということもお聞きしていければなというふうに思っています。

では、福祉関係のほうをちょっとお伺いしたいと思っています。以前から福祉サービスに関わる事業について、私のほうで一般質問させてもらっていました。人口減少に対しての対応として、切れ目のないサービスの提供であったりとか、そして人口減少になってもサービスを維持していくために、サービスの整理だったりとか統合ができないかというふうな形の提案を何回かしていると思います。現時点では考えていないということもありましたが、今後人口減少に伴っていくに当たって、整理だったり統合というのを少しやっつけていかなければならないと思うのですけれども、その辺のほうは再度どのように考えているか、もう一回お聞きしたいと思っています。

○健康推進課長（太田 明雄君）

福祉サービスの整理、統合に関するご質問でございます。以前の一般質問のほうで、高齢者福祉サービスに関しましてご質問いただいておりますけれども、そこでもお答えしておりますとおり、高齢者の見守りに関しましては民生委員であるとか、町内会の方であるとか、そういった複数の目といいますか、多くの方による見守りというのがやはり大事である、あるいはそれに伴う社会的なつながりというところは高齢者にとって非常に大事であるというふうに考えてございます。

しかしながら、人口減少、少子高齢化によりまして、これからますます地域の見守り力というものが低下していくというところも認識してございます。こういったことから、将来的にはICTであるとかIoTといった支援ツール、そういったものを活用いたしまして、効率的で効果的、そして持続可能な支援体制というのも構築していきたいということを考えております。

またあわせて、各団体、関係機関との連携をより一層強化いたしまして、行政サービスの合理化にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

団体も少なくなってきたということも聞いていますし、民生委員も少なくなっているというのも聞いていました。切れ目のないサービスがきちんと提供できるような形で、今後予算編成も含めて考えていっていただきたいというふうに思います。

農業関係のほうでお聞きしたいと思っています。コロナの前まで行われていた農林商工まつり、今現在はやられていないというふうに思っています。この祭りなのですけれども、観光協会のホームページを参考にさせると、農林水産まつりと商工会大感謝祭が統合した祭りで、三戸町で生産される農産物、加工品、伝統料理や地域の商工業を広く紹介し、町内外に向けてPRするとされております。さらに、三戸町と友好都市でもある牧之原市や宮城県漁業協同組合、沖縄物産等の県外の方々も出展し、町内の購買意欲活性化につながっていますとあります。何年も行われていないイベントをホームページに載せているのもちょっとどうかなというふうにも思いますけれど

も、祭りの事業目的の主体はやるべきものというふうに私は感じております。

2023年は、これ実施されていないのですが、農商工まつりに関しては三戸だけではなくて、牧之原市との交流の場でもあるというふうに考えております。これが行われなかったのは非常に残念でならないのですが、この事業をやめた理由だったりとか、あとはその判断に関してどのように行われているのか、今後どのような形で考えているのか、それをお伺いします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの三戸町農林商工まつりの件についてお答えします。

まず、農林商工まつり、令和2年度のあたりで開催して10年たったということで、その中身についても見直しをしようということもありました。あと、ちょっとコロナ禍だったということで、2年度は開催できなかったという部分があります。3年度以降どうしましょうかということで、町の商店者の方とか、農林関係の方とかと集まって話をしているところでございます。

そのとき、2年度の農林商工まつりの実行委員会会議というのがあります。実行委員に集まってもらって会議を2年度は4回ほどやっております。2年度はコロナ禍ということでどうしようかと、屋外の開催としたらどうだろうというようなことも話し合いました。商店のほうから、屋外であれば開催はできないというふうなこともあります。それについてはまたアンケートを取ったりしてございますが、なかなかアンケートのほうも返ってこないという状況です。

3年度どうしましょうかということで、また話合いました。コロナ禍なので、開催が難しいということもあり、ではスタンプラリーとか、一堂に会する場ではなくて、何かできないかというふうなことで企画したのですが、そちらのほうにもなかなか賛同を得られなかったということもございまして、2年度、3年度とやっております。

という経過もございまして、農林商工まつりという開催、農林を主体とした開催というのは見送ろうというふうな形になってございます。実際農林商工まつりがあっても、農林関係が4店舗、その他のものが、商工関係また飲食店関係、町外の飲食店とか、そういうものが主体となっておりまして、農林商工まつりの前にやっていた産業まつりのように商工会の主体でどうかなということで、商工会のほうには打診をしている形でございます。そのまま今まで開催しないできているというふうな経過でございます。

以上でございます。

○11番（久 慈 聡君）

経緯は分かりました。賛同を得られないというのもちょっと残念な話ですよね。なのでですけども、市として牧之原との交流という場でもあるということもあるので、やっぱり三戸町の第1次産業だと思っておりますので、その部分を盛り上げていかなければいけないというふうに思います。なので、そういった部分に関しても、できればやっていただきたいなというふうに私は感じております。実際にそれを楽しみにしていたという方の話も聞きますし、絶対やるべきだという声も私のほうの耳には入ってきています。どうしてなくなったのだろうと。そういう部分もありますので、産業まつりという形もそうですけれども、ぜひ考えていただきながら、予算の範囲内かどうか、再度検討していただきたいなというふうに思います。町の第1次産業としてのお祭りという形であれば、もう少しいろんな形で賛同していただける部分もあるのかもしれない

ないのかなというふうに思いますし、新たにそういった企画の中で準備してもらえればなというふうに感じています。これはちょっとお願いしたいなというふうに思います。

今このように何点か質問させていただきました。1点目の最後の質問になります。私たち議員は、町民の意見を町政に届けるために一般質問を行って、検討課題なども含めてまちづくりのために行政の皆さんと一緒に前向きに考えていると。そういかなければならないというふうに思っております。しかし、必ずしも検討していただいた課題が予算に反映しているかどうかの確認は、この予算書を見るだけでは判断しかねる場合があるのです。議員として基本予算を審議、採決することだけが役割ではありませんけれども、共に前向きに考えて、この少子高齢化を乗り越えていかなければならない状況下であって、私は次のように考えています。

3月議会の前に予算書が配付されて、予算書に記載された説明では分からないことも多くあるというふうに思います。款項目に複数の似たような事業があったり、款項目と関連づけることが難しい事業があったり、また事業名から事業内容が想像できないものや事業内容がさらに細分化されて複雑なものもあります。このことから、予算の説明会などを実施して、事業の趣旨やその必要性と費用対効果等の細かな説明があれば、議会としても、予算委員会としても、一步前に進んだ議論ができるのではないだろうかというふうに考えています。今回私が話したことを心にとめていただき、2日後からの予算委員会を経て、次回の予算委員会前の説明会の必要性やその在り方を考えていただきたいというふうにお願ひして、その上で予算の説明会等を実施することを前向きに考えていただけないかを伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまご提案をいただきました予算書の中身の事業についての説明会ということができないかということでございます。過去には、町の予算の状況、歳入であるとか歳出で、これから5年の見込みであるとかという部分の説明会を何回かやったことがあります。こちらのほうも去年はやっておりません。ただいまご提案のあった内容も予算の説明会ということで、できないかということでございます。来年度、実施に向けては考えていきたいと思っております。ただし、予算の編成時期ということもあまして、やるとすれば時期が2月の後半から3月の上旬になると思っておりますので、議員の皆様を含めまして忙しい時期ではあると思っておりますが、ご協力をいただけるのであれば開催をしたいと思っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。今回の予算もそうですけれども、私が新人で入ってきたときに、3月に来て、予算書を見て全然分からなかったという記憶がありまして、その中で予算が適正なのか適正ではないのかだったりとか、その予算は何に使われるのだろうかだったりとか、その辺の部分に関してはやっぱり分からないことがいっぱいありましたので、今回、何回か予算に携わってきて考えていく中で、やっぱりそういった説明がそれぞれあれば、縮小した事業だったりとか、新しい事業だったりとか、それからなおかつここに力を入れていかなければならないという町長の意思だったりとか、そういったのが見えるのがこの予算書になるのかなというふうに感じています。ぜひそういったものを含めて毎年度やれるような形にできればなというふうに思い、質問させていただきました。ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

では、2つ目の質問のほうに移りたいと思います。観光協会が主催となって4月29日から5月5日までという形で春まつりを行うという形ということですね。また、4月18日からプレオープンという形で行うよということで答弁もいただきました。夜の桜、温故館の部分のライトアップとか、あとは休日は役場の職員のご協力いただくということも聞きましたし、今後そういった形で続けていけばいいなというふうに思っています。

ただ、前回桜が葉桜、葉桜という話になっていましたけれども、3月16日の新聞報道では、弘前公園は4月15日開花予定、21日に満開という形で、昨年度よりも9日遅くて、平年より6日早いというふうにされていました。同じ期間で行うというのに当たって、内容としては運営のスタッフだったりとか、団体の協議の部分が難しかったという形で、なかなかイベントが難しいということも分かります。ただ、それに対して、では難しいからできないという形ではなくて、これから温暖化がずっと進んでいく中で、要は5月連休は変わらないわけですね。それに向けて改善していかなければならない、要は集客、人を集めてくるためにはどうしたらいいかということを考えていかなければならないというふうに思っています。そこで、観光協会が主催者として動いていると思うのですが、この春まつりを実行するに対してどのような形の委託契約をしているのか、ちょっとお伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

春まつりを実行するに当たってどのような委託契約をしているかということでございます。町は、町観光協会が行います三戸町の観光振興の推進を目的に実施する事業に要する経費について、補助金を交付する要綱というのを定めておりまして、その補助対象の事業となりますさんのへ春まつりの企画運営事業を町観光協会が実施しているものでございまして、委託契約ではなくて、補助金の交付をしているものでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

では、補助金の内容がどういった形かさっき聞きましたけれども、金額は幾らで、どういう形の詳細になっているのかお伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

補助金の対象となる内容のほう、詳細ということでございます。対象となる経費につきましては、観光振興の推進を目的に実施する補助事業に要する経費というものを対象にしております。役員報酬や補助事業以外の経費、債務償却、損失補填に充当する経費、食料費、公債費等は対象外としているものでございます。補助金額は予算の範囲内で、補助対象経費の合計額からその他補助金等の収入を差し引いた額、または550万円のいずれか低い額として、内容となっているものでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

550万円の内訳としては、役員報酬とか、そういった経費は含まれないという先ほど答弁いただきました。ちょっと具体的に550万円の内訳というのはどういうものがあるのかをお伺いしたいのですが。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

町観光協会のほうに補助している補助金の内訳ということでございます。まず、三戸町観光推進事業費補助金550万円、今回も予算計上しておりますが、その内訳といたしまして3つの柱がございます。さんのへ春まつり事業、この金額が232万2,000円、組織体制強化等事業、これが307万8,000円、町観光振興事業10万円、合わせまして550万円となっているものでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

春まつりに230万円、組織体制に対して300万円、観光事業に10万円ということですが、組織体制というのは、これ人件費ということで解釈していいですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

そのとおりです。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

この人件費は、1名分ということでよろしいですか、確認。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

町観光協会の事務員1人分の人件費相当分となっております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、観光費として観光推進事業費補助金500万円の内訳は、春まつりに230万円、人件費に300万円、観光のために10万円という形で解釈しました。

では、次の質問に移ります。2022年3月15日、三戸城跡が史跡指定されてすぐの春まつりで、三戸城跡の史跡指定に関連するイベントは何があり、何を企画して、集客のために町として行ったことはありますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

国史跡指定を記念して行われたイベントというご質問でございます。令和4年のさんのへ春まつり期間中、4月30日土曜日に三戸城跡の国史跡指定を広くPRするため、国史跡指定記念イベントを開催してございます。当日は、流鏝馬や甲冑試着、和太鼓、三味線の演奏が行われまして、約600人の来場者にお越しいただき、イベントの開催を通じまして国の史跡指定を広く知らしめるとともに、城山公園の活性化や観光客の誘致、集客につながったところでございます。これ以外にも町が企画して行った事業につきましては、国史跡三戸城跡城山公園のスタンプラリー、関連グッズ開発への補助金の創設、のぼりの作成、設置、看板施設の改修、かみしも行列復活などがございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。このような形で600人ぐらい来ていただいたという形かと思えますけれども、この結果を見て、以前質問をされた方もいらっしゃるし、私もしたと思えますけれども、この結果として、町としてはどのような評価をしていますか。具

体的によい、悪いということでもいいですけども、このイベントをやったことに対して、町としてどのような評価をしていますか、企画者として。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

令和4年度に開催いたしましたイベント、国の史跡指定を記念いたしまして、それを広く周知するために実施したイベントでございます。イベントのために来園された方は、約600人ということで先ほど説明をいたしました。それ以外にもさんのへ春まつりにいらした方にも広く三戸城跡の国史跡指定を周知することができ、当初の目的は達成できたものと考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。令和4年度評価としては達成したよということで理解しました。その後どのような話合いが行われて、2023年、1年後の春まつりだったり、そして今年の春まつり等、この三戸城跡の史跡指定に関連するイベントの取組というのはどのように考えて、今後どのようにしていくというふうに考えていますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今後の取組についての考えというご質問でございます。今後も城山公園の魅力を広く周知、発信していくためには、さんのへ春まつり以外の時期に三戸城跡、城山公園に足を運んでいただけるようなイベントの開催を想定しておりまして、町主導ではなく、町民が主導になって城山公園を、町を盛り上げる仕掛けづくりをしていけたらと考えてございます。最近、町民の有志によります複数の団体が季節を通してイベントを実施していただいております。自主的に町のために活躍してくださっている方々、団体が育ってきております。それらの団体の方々と一緒に、まだ実現には至っておりませんが、イベント開催への協力とアイデア出しする機会というのを設けて、いろいろお話をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

今後の件に関しては分かりました。

質問がちょっと戻ってしまうのですが、令和4年の評価を達成したという形で、令和5年度、1年後の春まつりに関してはどうだったのでしょうか。どういうイベントをやって、どういった形で評価したのか、そこをお聞きしたいです。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

令和4年度の開催につきましては、国の史跡指定記念ということで、史跡指定を記念して広くそれを周知するために実施いたしました。単発の事業というふうに捉えてございます。ただ、その後も、先ほど答弁申し上げましたように、城山でのイベントで魅力等を発信できる機会があったらいいなと考えてございましたが、町主導ではなくて町民主導ということで、先ほど申し上げました町民提案等を使って、頑張ってくださいという団体との協議を今後進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

町主導ということがなかなかあれで、町民がメインでやるということもいいのかなというふうに私も感じます。町として行ったほかでやった事業というと、スタンプラリーだったりとか、先ほど答弁にもありましたけれども、関連グッズの補助だったり、のぼりを作ったり、看板を設置したり、かみしもそうだけれども、ということで行われていると思います。では、観光協会として何か行かせたとか、町が主導で観光協会にやらせたというような集客のための企画だったりとか、もしくは観光協会が独自にやり始めたような、そういったものというものはあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今回は、国の史跡指定を受けて町が主催、主導してやったものでございまして、町観光協会が行いました史跡指定関連のイベントはございません。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

まず、分かりました。観光協会のほうで企画したものはないよということですね。

では、弘前のほうでも開会前の5日間を準備期間としてやって、さくらまつりのですね、やっているというところで、弘前の櫻田市長が昨年並みの開花も対応できるように取り組んでいるよということも発表していますし、本部を立ち上げて、ライトアップやポスター、チラシ、出店と観光対応しているよということでした。三戸町としても同じようにライトアップはするということをお話ししていましたが、それ以外、本部を立ち上げるだったりとか、町としてだったり、補助している観光協会として、ほかの団体として、こういった取組が事前に行われるか、そういったものがあるのかどうか、回答できる範囲でお願いしたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほども町長答弁にありましたように、4月18日のプレオープンに合わせまして現在準備を進めているところでございます。園内のBGMを流すこと、また露店を出店させること、さらにライトアップ等も4月18日からもうできるように準備を進めているというものでございます。また、桜が咲き始めますと、やはり来園者も多くなりますので、週末となりますとかなりのお客様もお見えになるということで、そこは職員のほうも協力いたしまして車両の誘導を行う予定としてございます。まず、町といたしまして、プレオープンの際にはそのような形のお客様をお迎えする体制というのを整えていきたいというふうに考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

昨年度もそうだったのですけれども、人は来ても、何か問題があっても事務所が開いていないのだけれどもというクレームが結構来ていましたけれども、観光協会としては事務所を立ち上げるのは祭り期間の4月29日からでしたっけ、からしかやらないのですか、それともプレオープンの4月18日から事務所を開くような形になるのですか、その辺は町として分かっていますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

城山公園にございます観光協会の事務所につきましては、4月29日から5月5日の春まつり本番期間中に開けるというものでございます。4月18日以降のプレオープンに際しましては、あそこの事務所の中にBGMを流す器具等もございますので、常時

人というものは置きません。問合せ等につきましては、役場のほうに問合せということでご案内をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、人は集まってくるかもしれないのですが、事務所には人は来ないということで理解しました。

では、ポスターに関して質問します。2023年の春まつりも秋まつりもポスターの配付が遅かったと記憶しています。観光協会のホームページでは、春まつり、4月11日にポスターができたよ、2.5週間前です。秋まつり、9月15日にポスターできたよ、1週間前です。地域近郊から、三戸のポスターだけない、他市町村のコンビニ含め施設に表示されていない、掲示されていない、三戸町は祭りあるのという話をされました。今年もこのようなことが起きるのですか、また。その辺は、ちゃんと1か月前とか、1か月半前とかに周知したりとかすることができるように対応できるのでしょうか。その辺は、市として管理されていますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

春まつり、秋まつりのポスターの件でご質問いただきました。春まつりのポスターに関しましてですが、新年度の予算の執行上、4月に入ってから作成となるため、できるだけ早く皆様にお知らせできるよう準備に取りかかっていたいておりますが、議員ご指摘のように、祭りが近くなっても掲示されないという状況がございまして、ご迷惑をおかけしてございました。こちらのほうも見直し等が必要かと思っております。どうしても祭りが始まる1か月前とか、もっと早くとなりますと、春まつりに関しては3月中にはもう配付して回らなければならないということで、予算上1回分の経費しか見込んでおりませんので、その辺をいつかのタイミングで前倒しをしてやるとか、そういう検討も必要かなと思っております。まず、十分連絡協議をしながら、ポスターができましたら、できるだけ早く配付できるようにお伝えしたいと思います。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

春まつりの答弁はいただきました。秋まつりは1週間前だったのです、できたのが。ちょっと異常だなと思いました。原因は、対策していただければいいですけども、ちょっとあまりにもクレームが多過ぎて、私のほうも困りましたけれども、ポスターというのは周知ですから。予算を執行するためのという話があるのであれば、必ず祭りをするのであれば予算を前倒しするだったりとか、違う方向でやれるような形を取るほうがいいのではないかなというふうに思います。それこそ次年度分の予算として計上することも考えていただきたいというふうに思います。

弘前だとポスターのデザインだったり募集しています、写真だったりとか。以前写真展なんかもあったと思いますけれども、これというのは三戸はやられているのかどうかをちょっと伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ポスターのデザイン募集のご質問でございます。さんのへ春まつりのポスターにつきましては、町観光協会が業者のほうに頼んで作っていただいているものでござい

して、デザイン募集はしていないものと思います。詳細については、ちょっと分かりかねます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

ということは、観光協会はポスターはデザイン会社をお願いしているという形で、デザイン会社がポスターを作成しているということですね、分かりました。

では、ちょっと関わり方という形で、補助金、助成金出しているという話でしたけれども、観光協会のホームページ、ほとんど更新されていないですね。多くの観光客の方というのは事前にチェックして、いつどこに行くとか、どういうことをやるという出かける計画をすると思うのですけれども、その辺は役場としてどのような関わり方をしていますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

観光協会ホームページの関わり方というご質問かと思いますが。更新の頻度というものに対して、町と回数を決めているとか、そういうものはございません。観光協会のほうでイベントや何か行ったものがあれば、その都度更新されているものと思います。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

観光協会への出資とあって、こっちから助成とかお金出してやっている部分なのですが、具体的に言うと、この5年間で18回、観光に関することでアップしているのです。何かそれだけしか上がっていないのいいのかなと私はちょっと思っております。できれば、役場でも見ていただいて、このままでいいのかなという疑問符を投げてください。

観光協会に対し助成するということをやらなければいけないのかなというちょっと疑問符を私は持っている部分があるのです。なぜかというと、職員1人で仕事が多いと、もう厳しいと、やっていられないという話もいっぱい耳にします。周りがそういう状態で、町がどうしてやらせているのというところもあります。例えばほかの活性化団体であったりを考えたりとか、その他の方法で観光振興といいますか、そういったものは考えられていないのでしょうか。その辺について答弁できるかどうかもあるのですが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前11時06分）

休 憩

（午前11時08分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

春まつりのイベント等を行っている観光協会について、町はどういうふうと考えているかというご質問かと思しますので、それについてお答えをいたします。

町では、観光振興の推進に寄与する団体であるとともに、これまでの歴史と伝統、ノウハウを持った団体であるというふうと考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

三戸町の観光協会の定款に記載された目的には、「この法人は、三戸町及び近隣の地域における観光資源の保存、紹介並びに観光客の誘致による観光振興に関する事業を行い、観光及び文化の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする」とあります。町が契約するに当たって、町の目的や目標を達成するための力量を持っているのでしょうか。私はそう感じます。人件費300万円、人間1人。非常にいろんな話が私の耳にも入ってきます。春まつり、事務所のオープンはしない、観光協会自体が独自に行った事業はない、プレオープンのときの週末は役場の職員に頼む、ポスターは遅い、ちなみに秋まつりは実行委員会で行っている。これで観光推進のためにノウハウを持った団体であって、それに信頼をして町が出すのですか、人件費300万円。私は、力量を持っているとは思えないです。であれば、もっと、以前から話をしているように、必要な分の予算を取ってやるということができればいいと思うのですけれども、ノウハウを持った団体であるという判断した基準というのがあるのですか、それをお伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ノウハウを持った団体であるというふうにご考えた根拠ということでございますけれども、これまでも春まつり及び秋まつりにつきましては町の観光協会が主催となって実施をしておりました。秋まつりにつきましては、ここ数年は実行委員会というものを持ち上げて、町内会の山車組も入って一緒に今後の秋まつりをやっというところで実行委員会形式を取ってございます。これまでの長い歴史も開催してきたというところでは、主催としてやってきた観光協会でございますので、その辺のノウハウというのは十分持ち合わせているというふうにご考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

繰り返しになりますけれども、町がそういった判断をするのはいいかと思ます。歴史もあるし、いいと思ます。ただ、今回私の趣旨は、人口減少ですと、今後どうしていきますか、維持継続は衰退ですとという話をしているのです。今後やっというためにどうしていかという中で、史跡指定もあつて、そしてその中で町として集客していく、その中で必要なものは何ですかという資源の中で、城山公園に桜が咲く時期、どうやって集客しますか。そういった状況下で、人が来るときに何か問題があった、迷子がありました、けがしました、そのときに役場に電話してくるのですか。観光協会の事務所は、プレオープンだからやらないですよ、そして役場の職員が土曜、日曜、休日出勤するか分からないけれども、ボランティアかどうか分かりませんが、来てやる。ちょっと違うのではないかなと私は思ます。観光協会に対してやるのであれば、観光協会が主体だよというのだったら、主体でやってもらいたい。秋は、主体ができないからという形でこういう形になったわけではないですか。みんな

その辺分かっているはずなのに、去年と同じ、毎年同じ、これでは駄目ではないかなと私は思います。

今後、必要などころで必要なものをきちんと考えて、どこのために、要は観光のためにやっているのか、ただ維持運営するためにやっているのか、町として何が目的なのかともっと明確にしていくべきではないかなと。だからこそ、判断基準というのがあるのではないですか。お金出して事業やって、どうだったのですか。先ほど聞きました。600人来ました、成功しました、ではその後どうなるのですか。去年の春まつりはどうだったのですか、今年はどうですか、民間の人に委託します、民間の人が事業に参加します、そのために支援します、では観光協会は何やるのと思う。

ちょっとあれかもしれないのですけれども、観光だったりの事業、民間だったりの団体に委託して事業をやっているのであれば、本来で言えば経営改善がされて、かつ事業目的を達成する事業者委託すべきだと私は考えています。人員体制が変わらないで、少子高齢化で、事業体制、少子高齢化の事業に対しての改善スピードだったりとか、改革が進まないというふうに思います。対応力だったり実行力に問題を感じるのであれば、もっと大々的に公募したりとか、三戸の観光の改善というのをやっていかなければならないのではないのでしょうか。私はそういうふう感じているのですけれども、その辺はどう考えられていますか。

○町長（松尾 和彦君）

るる今久慈議員から三戸町観光協会に対しての思いと伺いますか、願いと伺いますか、そういったものをお聞かせいただきました。なかなか言いづらいところも言っていたのかというところで、久慈議員の本当に心根の部分をおもんばからせていただきたいと思います。

私も元観光協会長という立場で今のお話を聞いておりました。私のときには、任意団体という中で、そこであれば役場からの補助金が出ないと、出せないと、そういった時代もございました。そのために、これは新しく法人化をしていかなければならないだろうということでNPO法人の立ち上げを行い、そして町との関係をしっかり強みに結んでいくということで行ってきております。

つまりこれは、単に委託事業ではございません。町民の皆さんの主体的な力があってこそ町のお祭り、基本は春まつり、秋まつりでございます。これらの期間も含めて町が何日からやってくださいということではなしに、観光協会の中で協会の方々もたくさんいらっしゃいますので、その中で現状の課題の解決というものもしていかなければならない話だと思っております。町からできることは、情報提供であったり、そういうのは今後もさせていただきますが、まずは観光協会が主体的に現状の打開策をどのように取っていくかと、そのことを町としては見守っていく立場でございますので、今この場でそれがいいとか悪いとかと、そういう議論ではない。観光協会の方々が本当に会議も開催されておりますので、その中でちゃんともらおう、町はそこをまず応援していくという立場であるということをご理解いただきたいと思ます。

○11番（久慈 聡君）

ある程度理解しているつもりで話ししているのですけれども、非常に分かります、町長の答弁も。ただ、実際に人件費が出ている中で、やっぱり事務所をオープンしないだったりとか、今でも町民の人の声がいっぱい上がってきているわけです。けがしたらどうするの、事務所どこに連絡すればいいの、そこに行かなければ分からない。

やっぱり本当に何が目的なのか、ルールもありますし、そういった部分もあると思うのですけれども、何とか観光につなげていきたいという中で観光協会が主体性を持ってやるのであれば、そこに予算を投入して、人件費を倍にするだったりとか、人員を増やすだったりとかという形を取っていけばいいと思います。ただ、この4年間、これからの4年間でまた人口減少はさらに加速して行って、地域経済が縮小していくでしょうし、商業の活動も衰退していくことが見受けられる中、まちづくりのための予算を計画しているというところも含めて質問させてもらいましたけれども、このことについてもっと深く議論して、具体的な対策、解決策を見つけていくことが必要なのではないかなというふうに思っています。単なる委託業務ということではないよということも分かりますし、そういったための町のルールができていないのも分かっています。ただ、委託業務という部分の業者の評価基準というのは設けたらどうかなというふうに思います。できているの、できていないの。できている、できていない、うまくいったのではなくて、年間を通じてきちんとした集客ができて、三戸町という名前が、ネームバリューが上がるだったりとか、やっぱりそういった評価基準を設けて、事業の結果がきちんと高く評価されて、それが次年度につながるというふうになればいいなと私は思っています。

委託業務からの、観光協会だったりとか、ほかのところもそうですけれども、マイナスな発言や情報を耳にするたびに何でそこに委託しているの、何でそこにやらせているのというふうな根本的な疑問が私にはあるのです。皆さんもあると思います。ただ、委託業務の業者の人員不足だったり、高齢化によって事業を維持することが難しいのであれば、その事業の目的のために改善をテーマにした改革を実施して、対策していかなければ先が見えないのではないのというふうに思っています。多くの団体や組織の役員は、65歳以上の高齢者、非常に多いです。さらに、兼務、兼務と同じような顔ぶれが多いと思っています。皆さんそう思っていると思いますけれども、これでは何も変わらないのではないかなと思います。ぜひもっと違う形の組織を設置する、もしくは定年制のある組織をつくる、そしてその中で今の問題点だったりとか、それこそ集約したりとか、できないよ、無理だよというような言葉が耳に入ってこないような、そういった仕組みづくりだったり団体をつくっていただきたい。そういった団体ができれば、多職種だったりとか、多方面からの考え、よいアイデアが出てくると思います。それを実行できる組織だったり、その仕組みを育てるように行政もバックアップしてもらいたいなというふうに思います。このような私の考えに賛同してもらえるでしょうか、これをちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

先ほど私から答弁をいたしましたように、賛同とか、そういうことではなしに、まずはその状況の判断、また改善策等はそれぞれの団体で判断されることが大事であると、そのように思っております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。それでは、それぞれの団体で判断していただいた結果を、やっぱりお金を出す側だったりとか各課で評価していただきたいというふうにお願います。今後もこのようなテーマとして定期的に話しできればなどは思っています。できるだけ効率的で、そして費用のかからないような事業になればいいなというふうに思います。

私は、三戸町のまちづくりについて議員として視野を広げて、かつ現場に近いとこ

るに重点を置かないとならないというふうに感じています。実務を行う執行部の皆さんは、知識もあり、自分の業務なんかは一つ一つが町のためになっていると思います。だからこそ、一緒に考えて、実行していかなければならないと思っています。町長におかれましても、町の担い手として、ここまでの質問等を含めて前向きに考えて取り組んでいただきたいというふうをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

(午前11時24分)

休 憩

(午後 1時30分)

<8番 藤原 文雄議員>

1. 自然災害、震災に対する整備状況について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の私の質問事項は、1項目でございます。自然災害、震災に対する整備状況について。さきの能登半島地震では、激しい揺れに伴う津波や家屋倒壊、液状化現象や土砂崩れによる幹線道路寸断など、甚大な被害が発生し、救助活動や救援活動の遅れなど、震災対応で多くの課題が浮き彫りになりました。

青森県南地域でも折爪断層の存在が公表されているところであり、自然災害、特に震災対応について本町での整備状況を伺います。

1として、町内幹線道路で地震発生時に災害が予想される区域はあるのか。また、現時点で対応策は取られているのか。

2として、災害発生時、国や県との連絡体制はどのように整備されているのか。

3として、能登半島地震での被災地支援について、本町での取組内容はどのようなものであったのか。

以上について伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、藤原文雄議員の質問にご答弁申し上げます。

自然災害、震災に対する整備状況につきまして3点のご質問でございます。初めに、1点目の町内幹線道路で地震発生時に災害が予想される区域及び現時点での対策についてであります。町内幹線道路において災害が予想される区域は三戸町地域防災計画において、山地危険区域では国道で23か所、県道では36か所、町道では63か所、住宅地周辺の急傾斜危険区域では国道5か所、県道19か所、町道36か所となっております。

す。危険箇所の対応策につきましては、これまで県が実施する森林の災害防止などを目的とした治山事業として、泉山矢吹沢地区、貝守南大平地区、滝ノ又地区などにおいて、治山ダムの設置工事が実施されたところであります。

また、土砂災害から下流部の民家や農地、公共施設等を守ることを目的とする砂防事業として、川守田草鞋平地区、泉山地区などにおいて砂防ダムの設置工事が実施されました。令和6年度以降の事業といたしましては、治山事業として貝守蜂ヶ崎地区、丁塚地区の2か所において治山ダム設置工事が計画されているところであります。

また、砂防事業として、川守田菖蒲沢地区において砂防ダム2基の設置が進められております。

今後も危険箇所把握のため、平時の道路パトロールを継続するとともに、危険箇所の対策について県等の関係機関と連携を図りながら、道路の安全確保に努めてまいります。

次に、2点目の災害発生時の国や県との連絡体制の整備についてであります。関係機関の長と町長とのホットラインが構築されており、併せて毎年度当初に青森河川国道事務所及び県の関係部局に各担当職員を報告し、いざ災害が発生した場合には各担当職員から被害報告をするなど、情報伝達の体制が整備されております。

そのほか、災害が発生した際、県は各市町村ごとの担当職員をリエゾンとして派遣することとなっており、三戸町には予備員を含め、三八地域県民局の職員4名が登録されているところであります。リエゾンとして派遣される職員は、衛星電話を持参し、町の衛星電話回線と併せ、一般電話の回線が途絶した場合でも県や関係機関と連絡を取ることが可能となっております。さらに、災害の規模によっては、国土交通省から被災自治体へのリエゾンも派遣されることとなっており、関係機関と綿密な連携を取ることが可能となっております。

次に、3点目の能登半島地震における被災地支援の取組内容についてであります。令和6年1月4日付で県から富山県射水市への職員派遣要請の照会があり、2名の職員を派遣可能と町から回答いたしました。その後、派遣職員が定員に達したとの連絡があったところであります。次の要請についても同じく2名の職員を派遣可能と報告を行いましたが、派遣自体が中止となり、現在までのところ、当町から被災地への職員派遣の実績はない状況となっております。

また、義援金につきましては、令和6年1月5日から本庁舎及び支所において受付を開始したところであり、これまでたくさんの住民の方からご支援をいただいております。受付した義援金につきましては、毎月末に日本赤十字社青森県支部に送金し、被災された住民の方々の支援に役立てられているところであります。改めまして、ご支援をいただきました町民の皆様には、心より感謝を申し上げます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

3点について説明をいただきました。

冒頭でお話をした青森県南で折爪断層があるということ、これは大分前から分かっていて、それに基づいて防災計画等がつくられているのかなと思いますが、その断層が三戸のすぐ近くにあるということをごどのように捉えているのか、まず最初にその部分をお伺いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

折爪断層について、町の捉えはどうかということでございます。この断層についま

しては、五戸町の倉石地区から岩手県の葛巻町まで全長約47キロメートルほどにわたる断層帯であるということでございます。三戸を通っている部分というところで申し上げますと、三戸町の東部、名久井岳の裏側、三戸から見て裏側になります、南部町寄りの方向を通っているということでございます。この断層自体が、47キロ全体が動いた場合、マグニチュード7.6程度の直下型の地震となるということが想定されております。参考でございますが、この前の能登半島地震は深さ15キロメートル、マグニチュード7.6、最大震度が7ということでございます。ほぼ同じくらいの震度になるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

折爪断層について町としてどう考えているのかということでお聞きしました。基本的には、青森県内で5つの断層があって、県南には折爪断層が通っているという現状を踏まえて、先週あたりも地震が多く発生しているという中で、町としてこれを基準にやはり考えていくべきところではないのかなということ、今回の質問ということになりました。

1番目の幹線道路等で災害が発生されるところを先ほど説明をしていただきましたけれども、まず結構な箇所が防災計画の中にはチェックされているということで了解をしました。その中で、町として防災計画を立てて事業等をする上で、県並びに国の事業等を活用して整備がなされるものだろうということ認識をしていますが、その中で八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画というのがあるはずなのですが、その中の地方創生整備推進交付金というのがあるということなのですが、町の防災計画上の危険区域と、この国土強靱化地域計画に基づいた交付金の交付という条件自体は同じものなのか、別にまた策定して、町として申請をするものなのか、そこのところをお伺いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

八戸圏域8市町村で策定した国土強靱化地域計画、こちらのほうの交付金を受ける条件ということの区分けでございますが、強靱化地域計画のほうでは様々な交付金を想定して、被害に備えるような事業を行うということの条件でございます。交付金は、現時点で何に使うかは分からないけれども、今後何年かで申請していく上で、その交付金が採択されやすくなるか、あらかじめ計画をして、こういう事業をやりますと、そのために交付金の申請をすると、その結果、採択が得られやすいということになっております。このほか町単独で行います町道ですとかの保守等々については、社会資本総合整備交付金のほうで交付を受けて行うということになっております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

今地方創生整備推進交付金のことについて説明をしていただきました。町として、折爪断層の近くにある自治体として、危険箇所というのは、先ほどの説明にあったように結構な数の危険箇所が指定されているという状況の中で、国道または県道、町道についても63か所でしたっけ、そういうのがチェックされているという状況の中で気になる点として、例えば町道、国道も含めて震災があった場合に、土砂崩れ等によって道路が寸断されましたということが起きた場合に、町としてまず迂回路があるかないかというのは物すごくその後の救援活動、救助活動に大きな影響を与えると思うの

ですが、迂回路のある、なしというのは、この全体の箇所の中でどれぐらいないところがあるのか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

被災した地区へのルートについて、迂回があるかないかということでございます。これは、以前に青森県と連携して策定をした防災公共推進計画というものがございませぬ。その中で、地震の発生した際に孤立した集落となる可能性があるところということ仮定してワークショップ等々で検討をしております。孤立集落になる可能性があるところということところを20か所選定いたしまして、県民局の職員の皆様をお招きして、検討したということがあります。その際、この20の集落については何らかのルートによりアクセスができると、様々な道路がありますので、そういった結果となっております。想定の部分ではございますが、そういったことで複数のルートが確保されている状況ということで捉えております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

県との共同のワークショップで、孤立になる可能性があるところが20か所ということでございましたが、私が町の防災計画に載っている道路状況をちょっと拾ってみたのですが、55、56か所の道路の危険箇所の中で迂回道路がないという記載があった部分が28か所あるということだったので、いろんな数字の取り方があるので、私の取り方が正しいかどうか分かりませんが、そうした場合に、迂回の道路があった場合に、避難路、輸送路などが、まず迂回路が農道であったり、林道であったり、またある種私道であったりする可能性があると思うのですが、有事があった際にその迂回路を使わなければならないという判断があった場合、安全確保をする必要があるのではないかとと思うのですが、そのときの点検であったり診断等は、これは町が行うべきなのか。消防団に頼むというようなこともあるのかなど。または、自主防災組織とか、その地域に詳しい方をお願いするのか、様々な方法があると思うのですが、町の想定として点検、診断等は誰が行うのがいいのか、想定としてあったら教えていただきたいと思っております。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。迂回路等について様々なルートがあると。その中で町道であるとか農道、林道、私道とかあるということでございます。緊急搬送とか、あと物資の支援であるとかという際に、その安全の確保の点検をどうするかということでございます。町の防災の計画上、こういったメンテナンスの関係までは想定してございませぬ。ただし、実際使う際には、通らざるを得ないというような状況も発生するであろうと想定される場所でございます。そういった場合においては、地元の方からの情報をいただいたり、あと消防団からの情報をいただいたり、あとは土地の所有者でありますとかということところからの情報を可能な限り収集して、対応する必要があると思っております。ルートを通る際にも目的、緊急病人、けが人を搬送するものなのか、物資を運ぶものなのか、どういった車両が通るものなのかということによりルートの使用方法というのは変わってくると思っておりますので、そこは適宜判断していくということになると思っております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

現在のところ、防災計画でもそういったものは想定をしていないということで了解をしました。ただ、私が考える上で、どうしてもそういった有事の際には迂回路というのは必要だろうし、あった場合の対応として、その部分はきちんと想定しておくべきところではないのかなということで質問をいたしました。というのは、もし地域の皆さんに確認を取るといった場合、これも消防団でありますと、何か問題があったときには消防団員は様々な手当というか、保険その他の整備がされている。また、自主防災に関しては、その場所の危険な作業というのは想定していないというのもあると思うのですが、そういった自主防災についての、何かあったときの町の対応の中で保険であったりというのは整備されていないものと思っているので、そのところを含めて今後の対応として、町として、自主防災組織がないところは町内会だと思うのですが、そのところを含めて有事の際の対応等を考えるべきではないのかなと思うので、そのところを今後やるかやらないか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、自主防災に対する情報提供、有事の際の危険な箇所であるとかということの情報提供ということでございますが、まず活動されている組織ということで、その中で様々訓練とか、年に1回かは分かりませんが、やる際にはこういった想定、今までですと大雨による土砂災害とかという想定で避難をしたりとかということがあろうかと思いますが、その中で例えばいつも通っている道路が止まったらどうするかとか、どういうふうなルートを使って逃げるかとかということの想定というのですか、をしていただくような情報提供は今後やっていきたいなと思います。

あと、保険の関係ということでしたが、保険の関係は役場のほうから公費では、ちょっと現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

まず、有事の際の情報提供については、協力を得る自主防災に関して、まず保険その他のことについては公費としては考えていないということで了解しました。大変難しい区割りになるのかなと思うので、確認をしたところで、ただ情報提供の中に安全確保というのが含まれるのであれば、ある程度そのところがあるべきなのかなということでお伺いしました。そういった手当がないのであれば、情報提供、特に危険地域の情報提供については消防団ということになるのかなということで、一旦この質問は終わります。了解しました。

もう一つ、道路のことなのですが、迂回路がないところの対応ということで、防災計画の中には応急復旧の協力体制という部分が整備されているようですが、その中で運輸業、建設業、関係団体との応急復旧への協力体制を取っているという箇所があるのですが、そのとき実際どういう状況なのか分からないようなところへ行って、土砂であったり様々な障害物を撤去するという作業を頼むわけだと思うのですが、そのときの事故の補償等の対応というのはあるのか、体制づくりの中でそういったものがあるのか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

すみません。先ほどの答弁、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。自主防災の組織の保険適用ということでございます。自主防災組織などの地域の方が災害

時において炊き出し、そして救援物資の整理など活動に従事した場合、その際に死亡または障害を受けた場合ということの補償制度ということでございます。こちらのほうについては、公務災害補償の対象となっているということでございます。保険をかけて云々というわけではないのですけれども、何かあったらこの災害の補償の対象になるということでございます。ということで、障害があった場合は補償を受けることができるということでございます。

以上でございます。

○建設課長（齋藤 優君）

道路等の応急復旧に係る事業者への補償の体制があるかどうかというご質問でしたけれども、現在のところない状況でございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

業者との協力体制自体はつくっているが、補償等については記載その他はないということではよかったですか。先ほど総務課長のほうから自主防災の補償の部分で修正があって、公務災害ということで対応できるというお話がありましたけれども、そういった観点から補償については業者についても適用になりそうなのですが、どういった解釈をしたらいいのでしょうか、ちょっともう一回そこをお願いします。

○建設課長（齋藤 優君）

そういった応急復旧等に関する業者への依頼とかの補償ということで、今のところ応急復旧に関するこちらのほうから発注したり、例えば国、県からここを復旧させてくださいとか、そういったもので発注かかる場合もあるとは思うのですけれども、現在のところ町のほうではそういったものの補償制度がないというところでございます。

○8番（藤原 文雄君）

現在のところ、町ではそういったのがないということで、想定もないということであれば、その部分は了解をしました。ただ、やっぱり防災計画ということで具体的な協力体制まで載っていますので、そういったときはただ単に協力体制があるというだけではやはりまずいのではないかなという気がします。今後、そういったところも検討していただければなということで提案をさせていただきます。

次、道路について今回は質問を考えていましたが、様々な要因があるので、ちょっと三戸町耐震改修促進計画というのがあるようなのですが、住宅、特定建築物、町有建築物、それらについての計画が何かあるみたいなのですが、実際地震が発生した場合、家屋の倒壊等という可能性はこの間の能登地方の地震の様子を見ても、かなりの部分で家屋等の倒壊によって道路が通れなくなるとかというような事例があったと思うのですが、それから考えて、この計画によると、それぞれ令和7年度末までにおおむね解消することという記載がございますが、現在のところ家屋の耐震の改修の状況はどのぐらいまで進んでいるのか伺います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

(午後 1時35分)

休 憩

(午後 1時36分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○建設課長（齋藤 優君）

大変失礼いたしました。三戸町耐震改修促進計画、令和3年4月2日に改定されたものの中の住宅の耐震化の状況というものがございまして、その中で木造住宅の耐震化率については67.6%、非木造については78.8%ということになってございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

今の数字は、5年度のことということでよかったですか。計画自体が令和3年に改定したということで、それからどの程度今現在、計画上では来年までにおおむね、このおおむねという表記の仕方がちょっと分からないのですが、現在のところどのぐらい改善がされたのかなというところを、数字で言えなければしょうがないのですが、計画的に進めているかいないかでお答えしていただければと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

先ほどの住宅の耐震化の状況、耐震化率は令和2年3月末現在の数字になってございます。それ以降に関しましては、調査といったものの数字が出ておりませんので、どのような改善になっているかというのは今この場ではちょっとお答えできないところなのですが、町の補助事業として耐震化の補助事業を、点検と、あとそれに伴う改修といったものを準備しておりますので、そちらのほうで今後広報等をしながら、そちらのほうを活用していただいて耐震化のほうを進めていければなと考えております。

○8番（藤原 文雄君）

この計画自体が令和2年、令和3年のあたりの計画で、記載上、令和7年、来年までに何とかするというような計画であったので、そのところを確認したかったということなのですが、今後もしっかりと取り組むということで理解をしました。これまで道路関係について質問を①のところさせていただきました。

次に、地震災害のところ、起きてしまったからの対応、それから起きる前の対応、様々町として、自治体として考えなければならない部分がいっぱいあるということで、そういった部分を、ちょっと町の状況を確認したかったというのが趣旨でございました。

2つ目の震災発生時の国や県との連絡体制はどのようになっているかということで、先ほど最初に説明を聞きました。大変具体的に県のほうからも職員が来るとかということで、リエゾンですか、県から何名か来て、的確な連絡体制ができていますのだよということで了解を得ましたけれども、町側の体制として、先ほども情報収集の部分なのですが、国、県に状況を伝えるというような作業の中で、町の正確な情報をま

ずは最初に町として捉えなければいけないのではないかなということ、もう一回、総務課長の説明によれば、様々な地元の方の意見を聞くのだということ、そこをもう一度説明をお願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

町の連絡体制等々についてどうなっているかということ、まず初めに、町長が答弁申し上げたところは、リエゾンの確保と、あとホットラインのところで答弁をしております。このホットラインを構築している関係機関ということで答弁をさせていただきます。国土交通省の青森河川国道事務所長、青森地方気象台長、青森県知事、青森県県土整備部長、三八地域県民局長と、まず町長とホットラインが構築されております。夜中でも電話がかかってくることは聞いたことがございます。これ以外の建設関係でありますとか、各協定を結んでいる、災害協定を結んでいる関係機関、これは公共団体もありますし、民間の会社もございます。あと、各福祉施設であるとか、というところの連絡体制についてはまず防災計画のほうにその役割、どういったことをやるか、連絡体制はどうするのかというところの記載をしております。こういった様々担当課、例えば総務課以外、建設課もあります、健康推進課もあります、住民福祉課もあります。それぞれの所管している施設や団体等々を通じて連絡をするということになっております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

国または県との連絡体制、さらには町としての各団体との体制等についても、防災計画の中できちっと整備されているというようなことだったと思います。しっかりやられているということ、ということで了解しました。

3番目の能登半島地震での被災地支援のところ、県のほうには2名の職員派遣の用意があるということで、1回目、2回目、要請のたびにそういった対応をしたけれども、人員が足りているということで、今回は三戸町からの人的支援というのは行われなかったということで理解をいたしました。義援金のほうも現在も続いていて、しっかりと赤十字を通じて適切に支援を行っているということで了解をいたしましたけれども、1点。

今回は石川県のほうが、結構距離的に遠いところへの支援ということで、基本的には義援金と、要請があれば人的支援にとどまるのであろうということは感じていましたけれども、防災に強いまちづくりをしようと思えば、やはり日頃からそういった自分のところのしっかり体制づくりができていれば、よその自治体に何かあったときにもしっかりと対応ができるのではないかなという気がして、今回の三戸町の状況を伺ったわけなのですが、人的な支援と義援金のほかに日頃から、例えば町では公用車があると思うのですが、ほかの自治体の例を見ますと、公用車を電気自動車に切り替えてというようなところがあって、災害時に電源の確保といったことを目的にして用意されている自治体があると聞いたことがあります、三戸ではそういった自分の地域でも使う、さらには何かあった場合に支援ができる体制づくりで公用車といったようなことに取り組む用意があるのかどうかお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのEVの公用車を使った電源確保の体制づくりのお話でございます。今後

の考え方とすれば、当然あり得る話だというふうに思います。また、道路が寸断された際、あるいは電線等が寸断された際、様々なケースが考えられますので、そういった際にまず発電機も含めて体制の強化というのは必要なことだと認識しております。

○8番（藤原 文雄君）

今町長からお考えを聞きました。まず、大切なのは、根本的には三戸町のことを考えるのですが、場合によっては、発電機等についてはきちんとした設備が三戸でなされていれば、災害支援等にも通じるのではないかとということで質問をしたところです。町長のお考えは分かりましたので。

これまで3点について、特に震災のことについて質問をしましたが、度々三戸町地域防災計画に従ってという説明がありましたが、これ平成28年に修正されているということで、私もホームページで確認をしましたが、午前中の久慈議員の質問の中でもホームページの修正の部分の質問があったかと思いますが、三戸町地域防災計画、ホームページからちょっと閲覧したのですが、第2節のところでも毎年検討を加え、必要の都度修正するということが記載されていますけれども、そういった作業がされているか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

防災計画の更新の頻度についてということでございます。まず、現状を申しますと、毎年の修正はしてございません。中身も、これ以外でも現実にちょっとそぐわない部分というのは認識をしております。物量的にも結構多いものですから、なかなか手がつかないところが現状であります。ただ、しかしながら放っておくと、例えば10年度直すかという、ますます大変な状況になるものと思っております。できる限り更新するように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

残念ながら毎年の作業はできていないということで、確かにそうだろうなということで、内容のほう確認をしていました。総務課長は、まずできるだけやるという説明であったので、まさしくそのところについてはしっかりとやっていただきたいなとすごく感じているところです。

具体的なところを申しますと、応援協定について、大手スーパーとの協定については記載がありますが、昨年、さらには3年ほど前だったでしょうか、ホームセンターとの応援協定を結んだという記憶があるのですが、そういったところも計画の中で書き加えていけば、そういったところはあるはずだなということだったのですが、残念ながらついていなかったということなので、やはりそういったところをはきちんと対応していただきたいと思っております。それから、昨年だったと思っておりますけれども、仮設住宅についても某会社と応援協定を結んだということもございました。大変いいことだなと思って感じていたのですが、いざ計画のほうを見たら全然記載がなかったものですから、ちょっと今回そのところが非常に気になったということで、ぜひともお願いをしたいと思います。

計画の中には、市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合、当該地区防災計画に係る地区居住者は、計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならないという記載がございます。この計画を非常に大事にして、半ばまずこれに従ってくださいというような記載がありますので、そうであれば、なおさら町ホームページ

に記載されている部分についてはきちんと精査して、できるだけ正確な内容のものを上げていただきたいということをお願いをしたいと思います。まず、先ほど総務課長からも、きちんと対応するという事なので、そのところは質問にはならないので、お願いをするということにしたいと思います。

今回の私の質問は、自然災害、特に震災に対する対応ということで質問をさせていただきました。先週の新聞記事にも明日は我が身ということで、見だしで全国どこでも大災害が起こり得るというようなことが載せられておりました。本町でも防災について話題になることが今現在増えているような感じがしています。これは大事なことだと思いますので、今後とも、先ほど指摘をしました防災計画、これ内容はすごくよくできているなという感想を持っていますので、そののところに关しては社会情勢の変化もありますので、しっかりと検討を重ねていただいて、実効性のあるものにしていただきたいということをお願いを申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。これについて町長から何かご意見があったら、一言伺いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま藤原議員のほうから、地域防災計画並びに現在発災をした能登半島地震のことも含めて、るる防災に対しての心構え等についてお話をいただきました。ご指摘をいただいた点については、これは担当課のほうとも相談をしながら、速やかに対応してまいりたいと思いますし、また実効性のあるというところで、やはり町民への情報伝達も含め、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま町長から、しっかりと指摘した部分には取り組むという答弁がございましたので、以上で私の質問を終わります。

<6番 山田 将之議員>

1. 給食費無償化・子育て無償化政策について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

6番、山田将之君。

○6番（山田 将之君）

通告に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1、給食費無償化・子育て無償化政策について。前回の12月の第514回定例会において給食費無償化について一般質問をした際、県の動向を捉えて継続したいとの答弁をいただいております。県では、2024年度に小中学校給食費の全県無償化に向けた子育て支援の交付金制度を創設する予定となっております。それに伴い知事は、市町村には子供の数に応じて算出した額を交付すると説明しておりました。しかし、報道にもあるとおり、独自に無償化を実施済みの市町村では交付金を活用できないことと

なっております。さらに、別の子育て支援策に充てる際に事業費の8割との条件もついております。当町においては、昨年6月から給食費の無償化を行っているため、この交付金を充てることはできないこととなります。そこで、当町における給食費無償化や子育て無償化政策について、以下の事項をお伺いいたします。

1、県の考えに対する町長の考えは。

2、次年度以降の当町の小中学校給食費の無償化及び三戸高校の昼食無償化提供について。

3、給食費無償化以外の新規の子育て無償化政策は。

以上、よろしくお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、山田将之議員のご質問にご答弁申し上げます。

給食費無償化・子育て無償化政策につきまして、3点のご質問でございます。初めに、1点目の県の考えに対する町長の考えについてであります。宮下青森県知事は3月12日に開催された県議会総括質疑の答弁において、子ども・子育て施策について、県と市町村が力を合わせ、全国に先駆け、圧倒的に子育て支援を進めていくことで子育てのトップランナー、子育て日本一の青森県を目指すと発言されております。そして、その実現のため、来年度学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を新たに創設し、子育て世代の負担軽減のため、県内の全市町村で学校給食費の無償化を実現すること、また既に給食費の無償化を実施している市町村については子ども・子育て費用の無償化のための新たな事業の拡大を図ってもらおうとの発言もなされているところであります。

また、この交付金制度の構築に当たっては、先行して給食費の無償化に取り組んできた市町村の取組を尊重し、市町村に対する単なる財政支援とはしないとも発言されています。

去る3月8日に学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金に関する県知事説明会が開催され、交付金制度に対する各市町村長の意見や発言が新聞等で報道されたところでありますが、私の考えてといたしましては、このように県が主体となり、全県的に子ども・子育て施策を推進していくことについては率直にありがたい取組であると評価しているところであります。

町といたしまして、今後子ども・子育て施策をさらに充実、発展させていくために、県交付金をどのような事業に活用できるかを含め、熟慮を重ねてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の次年度以降の当町の小中学校給食費の無償化及び三戸高校の昼食無償化提供についてであります。さきにも述べましたとおり、町は令和6年度も学校給食費の無償化を継続し、町内の小中学校及び三戸高等学校の児童生徒約500人分を無償化する方針で新年度予算への計上、予算の編成を行っているところであります。

学校給食費無償化の目的は、物価高騰による保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を図ることであり、三戸高等学校においても保護者の負担を軽減し、学校の魅力をより高めることを目指しております。昨年6月から開始した学校給食費無償化については、1か月当たり5,000円から6,000円の給食費が軽減されることで、子育て世帯の家計に大きな支援となっているという声を多数いただいているところであります。町では、今後も厳しい財政状況の中ではありますが、町ぐるみで子供を守り育てるとの強い意思を持ち、子供たちの成長や発達に重要な役割を果たしている学校給食の無償化を継続し、一層の子育て支援に資するよう努めてまいりたいと考えているところ

であります。

次に、3点目の給食費無償化以外の新規の子育て無償化政策についてであります。県が推奨する無償化事業及びその他市町村提案事業については、交付率は県5分の4となっており、令和6年度における当町の事業費上限額は約1,189万円となっております。県が推奨する無償化事業やこれまで当町において未実施の事業など、新たな子ども・子育て施策と県交付金の活用については慎重に検討してまいりたいと考えているところであります。

○6番（山田 将之君）

それでは、順に再質問のほうをさせていただきたいなと思います。

まず1点目、県の考えに対する町長の考えという部分ですが、私の考えをまず申し上げたいと思っております。県のこの考えに対して、これを不公平だと捉えるのか、またチャンスと捉えるのかだと私は思っております。町として給食費の負担額に加えて、さらに2割の負担が生じることになる。頭を悩ませることではあると思いますが、我々子育て世代からは、給食費の無償化に加えて、さらに新たな支援も受けられると期待の声も上がっております。例えばですけれども、隣の町では修学旅行の無償化などをうたっておりますが、そういったものを作ってほしいというような実際の声もありました。

具体的な事業というのはさておき、町としては県が8割負担する破格の交付金であると、新たな子育て支援、政策ができるチャンスではないかと私は思っております。現段階での町長のお考え、率直にありがたいというふうなお考えでありましたが、ほかの自治体では不公平であるとか、一律の無償化を求める声を上げている首長がおります。そういった考え、当町は既に実施済みの市町村に該当するわけですけれども、そういった考えはなかったのか、まずそこを伺いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

これまでも宮下知事のほうとはいろいろ意見交換をさせていただいている中で、私たち自治体の首長も当初は財政支援というイメージで捉えていたところも多々あったと思います。しかし、単なる財政支援にとどまらずに、さらに発展をさせていきたいという知事の考えというものには私も非常に共感をするものでございます。まず、これまで本当に子育て日本一のまちというふうにならないうたってきた県内の自治体も多数ありますが、そういったところでも残念ながら少子化の現状というのをなかなか反転させていけているところはなかなかございません。ですので、新たなやはり取組というのが今求められていることだというふうには認識をしております。

また、どうしてもやっぱり頭を悩ませてしまうのは、財源のところになりますけれども、そこはまず今年度はもう当初に町としても組ませていただきましたので、これから来年度以降も継続していけるように、そこはいい意味で頭を悩ませて、職員共々努力をして、財源の捻出に努めていきたいというふうには考えております。

○6番（山田 将之君）

町長のお考え、了解をいたしました。仮にこれから不公平であると言っていた、そういったものが通りますと、一律無償化となった場合、様々な条件、県からの条件が取っ払われた場合であっても、子育て、さらなる充実をしていかなければならないと町長、先ほど答弁されておりましたけれども、そういった考えにのっとって子育て支援に取り組んでいく考えがあるのか、もう一度答弁をお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

まず、今回県のほうで示している支援策、交付金については、私どももまだまだ、詳細なところまで県と色々な打合せを個々に進めていかなければならないものだと思っております。ですので、この時点でこれはいい、この点がよくないとか、そういうことではなしに、どういうことをできるのかというところにやはり立ち返って考えを巡らせる必要があるのだろうというふうに思っています。

また、問題は子育ての、確かに無償化ということで、トップランナーというところはもちろんなのですが、ではなぜ少子化になっているのかというところまでやはり踏み込んだ考え方というのも必要なのだろうと思います。ただ、この点については県との打合せ等もありますので、まずはその中でもしも認められるのであれば、そういうことも考えていきたいし、町単独でもどこまでだったらできるのかということも今回のこの機会に、これを契機にまた考えを巡らせてみたいと、研究してみたいと、そのように思っております。

○6番（山田 将之君）

今後県の動き等もあることではありますので、町としての考え方という部分、まずは子供たちが健やかに、この町であったり、この地域を愛する心というものを持って成長することで、いずれどの世代も支えてくれるということになるのではないかと、またこの地域をつくっていくものであると私は考えております。県でも少子化という課題に対して、まずは子育てしやすい環境づくりをということで今取組が始まったところであると思います。町としても、これを追い風にして子育て支援に取り組んで、さらなる充実、取り組んでいってもらえればなと思っております。1点目については、町の考え方、現時点での考え方というのは了解いたしました。

2点目の部分、来年度以降の無償化についてであります。答弁では、令和6年度は無償化予算を計上しているということで了解をいたしました。先日の全員協議会においてでも、期間のほうは令和6年度4月1日から3月31日までということで、1年間という説明を受けておりました。令和7年度以降、先ほど町長の答弁では続けていきたいというような話もありましたけれども、そこはまだ確定というか確証をいただけるものではないのかというところを伺いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

現在のこの給食費無償化の立てつけは、毎年度予算編成をして議会で諮ってという流れで行っておりますので、そのくりからいきますと、まず毎年度検討するということになろうかと思えます。しかし、財政的なといいますか、長期的な視野でこういったものを一定の期間で検証し直すという意味合いで、例えば3年間であるとか、たしかおいらせ町はそういうやり方をしていたと思うのですが、3年ごとに精査をするというやり方もあるでしょう。そこは、様々継続のための取り組み方というのはあるか。どういうやり方がまずベストなのかということは、今始まったばかりですので、まず今後そこは考えていきたいなというふうに思います。

○6番（山田 将之君）

取りあえず令和6年度は無償化ということで、令和7年度以降やり方、精査方法だとか、そういった部分も検討しながら考えていきたいということで了解をいたしました。

今後の県であったり、国であったり、そういった動向等もあるかと思っておりますけれども、町独自にでも無償化は続けていかなければならない、再三私も指摘をしてきました。ぜひとも続けていくべきではないかなと思っております。

県からの発表されている交付金について少し質問させていただきます。発表されている交付金、通年ベースだと2,379万6,000円です。令和6年は半年分ということで、半分の1,189万円程度になります。こちらの交付金、通年ベースで見たときに、三戸町の給食費無償化予算、三戸高校分も含まれているので、それを差し引いてやっても差額が生じる。差額ですと282万円程度の差額が発生すると思っておりますけれども、ほかの自治体でもこの差額分、問題視しているところもありましたが、三戸町としてはそのお考えはいかがお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

これにつきましても、問題視といいますか、効率的な交付金の使い道というところで、まさに県のほうと色々な事業の組合せは可能であるのかとか、そういったものを今打合せ、確認をしている最中でございますので、まずそこを踏まえて考えていかなければならないというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

今県との打合せもしている段階であるということでありましたけれども、この差額分というのは、いわゆる材料の高騰費に、高騰している額になると思えます。保護者からすると、無償化、全て町が負担するというところで、支払い、負担する額はないということが変わらないことにはなるのですけれども、県から来る交付金、全40市町村の平均単価で交付しているという発表であったと思えます。今後のことを考えると、現在1人当たり1食280円から高騰分で320円、40円ほど高くなっているということであるのですけれども、今後の交付金の上限というものを考えていくと、平均単価を上げる意味でも上げるべきなのかなというような思いはあります。これ運営規程上、280円のままだに据え置くということでありましたけれども、その理由を説明お願いできませんでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

運営規程上の給食費を据え置くことについての理由ということでございますが、給食費、現在小学校が280円、それから中高生は300円としておりますが、そちらをそのままということに関しましては、現在令和2年から5年度までの米と牛乳という主要な食材の単価の上昇分で320円というような設定をしておりますが、今後どのような情勢になるかということところがなかなか不透明な部分もあるというところで、あくまでも町の設定する給食費については同額のままいきたいということでございます。近隣の町村もそのような取り組み方ということにしているというところでございます。

○6番（山田 将之君）

近隣の市町村等と足並みをそろえたというような形を取ったというような答弁であったと思えます。平均単価で必ず計算されるのであれば、上げたほうがいいのかないかなと私は考えております。実際に上げているところもあるのかなと、報道等でも見たこともありました。恐らく今後高くなっていく、高くして保護者の負担というのは今後もないものだとは私は考えておりますので、そこは平均単価を上げる意味でも上げていくべきなのではないかなと思っておりますが、もう一度答弁よろしくお願ひいたします。

す。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

県のほうでの試算、令和5年5月1日現在の平均単価としているということで、三戸町のほうも単価を上げれば、県内の単価を上げることにつながるのではないかといいことでございますけれども、こちらについては確かにそのとおりの部分がございまずので、今後の状況を見据えながら設定をしていきたいというふうに思いますが、ただ県から示されたものと、令和7年度以降の交付についても単価の見直しは行わないというような、今来ている情報ではですね、というのがありますので、そういったものも、今県のほうは見直しを行わないような方向というのが今朝、午前中に来た情報でありますので、そういったところも見ながら設定していきたいというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

最新の情報、単価見直しを行わない、今行った調査の平均ベースでこれからもいくというような、それも何かおかしいような気もするのですが、そういった部分も含め、県とも協議をしながら考えていってもらえればと思います。この無償化になりますけれども、無償となる人数、先ほど約500人程度、正確には497人ですか、これは住所が三戸町以外の児童生徒も含まれているのか、確認のため答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

こちらにつきましては、あくまでも所属する学校という形、給食センターからの配食ということになっておりますので、町外からの児童生徒も含まれてございます。

○6番（山田 将之君）

町外の児童生徒も含まれている、逆に住所は三戸町にある児童生徒で、何らかの理由でほかの市や町の学校へ通っている児童生徒はこれに含まれていないと思います。前にも何度か指摘をさせていただきましたけれども、やはり不公平ではないかと私は考えております。給食費の無償化が実施されているほかの町の学校へ通っている子供が、三戸町に住所があるということで給食費を払っているというような事実もあるとお聞きをしました。三戸町では、ほかの町の児童生徒であっても無償化となる、反対にほかの市や町に通っている三戸町の子供は無償化にならないは、これはあまりにもおかしいのではないかと私は思っております。高校については魅力化という部分があるので、それは置いておいたとしても、最低限小中学生については三戸町在住であれば、ほかの市や町の学校に通っていても無償化にするべきではないかなと強く思っております。このことについて答弁お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

町外の小中学校のほうに通っている児童生徒ということでございますが、今県の示した交付金の算定上も、あくまでもそこに所在する小中学校の児童生徒数で試算しているということで、住所で見えていないということになります。県内一律に今回取り組むということですので、そちらは住所ではなくて、それぞれ所属する小中学校という考えでいくものでございますので、漏れがなくなるものというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

県内一律ということで、10月からはそうなるのであろうと私も考えております。ただ、今新年度、これまでも半年あります。その部分、新年度より早急に対応していただきたいと私は強く思っております。やはりそこは対応していかなければならないものだと思えますけれども、もう一度答弁よろしくをお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

4月から9月までの部分ということでございますけれども、こちら我々無償化を検討する際に、できれば町内に住所のある方全員をということで、もちろん検討していただきました。ただ、いろいろ調査している中で、町外に行っている子供の中で例えば給食がなかったりとか、また別な支援制度を受けているとか、様々な事情がございました。それ全てを網羅することというのは、困難な状況ということがございましたので、あくまでも整理として町の給食センターが提供している小中学校という整理をさせてもらったものでございます。対応が非常に難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

全てと考えた場合には、様々な事情等もあるということは了解をいたしております。ただ、実際に給食費用を払っている保護者の方からそういった声というのも上がっている実情があるということも踏まえても、そういった方には申請をしてでも支援するというようなお考えはなかったのでしょうか。もう一度お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

町外の方への支援をする考えはなかったのかということですが、こちらとすれば、できる限りやる方法というところを考えていった中での判断でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○6番（山田 将之君）

できる限り考えたということですのでけれども、まだやれると、そういった声但实际上上がっているというところ、難しいことではないと思うのです。何百人もいるわけでもない。多分恐らく何人かだと思っておりますけれども、そういったところを、もうすぐ新年度になります、早急に対応していただきたい、強く思います。やれない理由というのは、もう一度答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

やれない理由ということでございますが、先ほどまず申し上げたことが全てになるのでございますが、何かしらの方策というのは今後も考えたいとは思いますが、現実問題できるのか、また逆にそれをする中で不公平が生じるということもあり得ないわけではないので、様々ちょっと検討させていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○6番（山田 将之君）

すみません、何度も。どうしてもここは私が強く思っているところなので、恐らく給食費が始まるあたりから私はずっと指摘してきた、昨年6月から指摘をさせていただいた部分ではあるので、もう検討というか終わっているのかなと正直思っております。

した。新年度よりそういった対策が取られるのかなという、そういった思いもありました。実際まだこれから検討をする、できない、手は尽くしたというような答弁であったので、少し私としてはがっかりしております。現時点でやるというような考えではないということで取りあえず理解をしました。ただ、その部分に関してはぜひとも考えていただいて、10月にはなるということなのですが、それ以前に、その前に少しでも早く対応していただくように検討していただければなと思っております。2番目の部分は以上となります。

3点目、新規の子育て無償化政策についてであります。最初の答弁では、これから慎重に検討をしていくということで、具体的な案だとか、そういったものは挙げられなかったのですが、今の段階で様々な案があるのではないかなと思ひ、今回質問させていただきました。これまで子育ての世代に対しても様々なアンケート等、調査などがあって、ニーズ等は調査しているデータというのもたくさんあるかと思ひます。決定ではないにしろ、例えばこういうのはどうだろうかといったような案を上げて、この場で議論してもいいのではないかと私は思っております。この部分、もう一度答弁をお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

先ほど私のほうからお答えをした子育て施策に対する考え方は、今の知事、青森県とのやり取りの中で詳細な部分、あるいは対応されるもの、されないもの、るる打合せを始めていかなければならないということでお話を申し上げました。明日担当者と県のヒアリングがありますが、そこがまた入り口で、その後詳細な部分についていろいろ情報収集をしていくという、そういう流れになっておりますので、今日の段階ではこういうことはどうだろうという話をお互いしても、ならないものについてまた何か不公平ではないかとか、そういう話になっても、これはちょっと本意ではないのかなというふうに思ひますので、まずは町とすると前向きに捉えていると、そのように捉えていただきたいと思ひます。

○6番（山田 将之君）

町長の答弁、理解はしております。ただ、町でまだまだできることというもの、様々なあるかと思ひます。県からも、医療費の助成等は今も行っているのだから、案等もありましたけれども、例えば子育てサポート祝金の拡大、これまでも様々な議員から声が上がっているところでもありました。また、県からの推奨されているやつで、ゼロ歳児以上保育料の完全無料化だとか、隣町ではもうすぐに修学旅行の無償化といった攻めの対応等も出されております。何らかの案を出していただければ、私、前回も言いました、インパクトのある案を、インパクトにつながったのではないかなと思っております。また、対応が遅かったのではないかなと思っております。

この目的は、あくまでも生まれてくる子供の数を増やすことでもあります。そのためにも、まずは子育てしやすい環境をつくることだと思っております。何でも無償化すればいいというようなことは、私個人的にはあまり好ましくは思っておりますが、そうも言っていられないぐらい三戸町の子供の数は減っているのかなと感じております。前回の答弁から、出生数、令和3年度26人、令和4年度29人、令和5年度32人、このうち第3子以降の出生数が令和3年度3人、4年度が9人、5年度は8人、回復傾向にあると町長は答弁をされておりましたが、私はこの数字を見たときに憂慮すべき事態にあるのではないかと感じております。何とかしなければならぬと感じませんか。どんどんと次の手を考えて、実行していかなければならないところま

で来ているのではないかと私は思っておりますが、このことについてお考えをお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

山田議員の今の少子化の時代に向けての切迫感というものは、非常に伝わってくるものがございます。子育て支援、また教育という部分につきまして、これは根本はやはり国の大きな財源、そしてまた方針によるところが一番肝腎だと思います。子育て施策のよし、多い少ないで地域の住民が引っ越しをしたり、人口移動があったりという、それが繰り返される、スマホのキャリアの移動みたいに。そういうふうになってしまう世界というのは、私はそれは住みづらい世の中に結局になってしまうのだろうと、そういうふうには思っております。そういう中であっても、それぞれの自治体で工夫をしていくということは、もちろんこれは大事であります。しかし、そこの中で出てくるのは、高齢者の福祉であったり、現役世代への様々な投資であったり、医療であったり、そういったものの、三戸町が持っている、また可能な限りできる財源の振り分けの中でいろいろ悩みながら進んでいくしかございません。

県からの今の交付金のやつでも、現金給付については現にこれは好ましくないということで止められておりますし、であればどういふことができるのかというのが県とのこれから、あした以降のやり取りになるわけなのですが、そういう中であっても三戸町も18歳までの医療費の無償化、そして保育園の一定程度の無償化もかなり進んできております。ただ、この場でゼロ、2歳児のという話を、例えばやり取りをしたとすると、そのことが独り歩きしてしまうということもまた不公平感を生み出すものになってくるかもしれないということを考えると、今この場の中でのやり取りというのは、現段階では三戸町はできません。まず、当初は来るという予想をしていた財政支援が財政支援でなくなり、そういった中でもそれをうまく活用して新しい仕組みを、子育て支援策を考えていこうというところまでは決定しておりますが、この後は職員とも話をしながらできるだけ、限られた予算ですので、そこの中で工夫をしながらやっていきたいというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

限られた予算、現状、理解はしております。ただ、私の考え、まずは子供に力を入れて、その子供たちがいずれ大きくなって、この町のため、この町をつくっていくというような考えであります。そういった部分に、町長も先ほど答弁されておりました、さらなる充実をしていかなければならないと。やはりそういった部分、必要ではないかなと、もう遅いぐらいだと私は思っております。この子育て支援、少子化という課題、様々な方面から手を打たなければならないことではありますけれども、今回の質問では今県が8割負担するという交付金についてでありましたので、これを取りあえずチャンスだと捉え、有効に使えるように、町のためになるようにしていただきたいと。また、県の、国の動向だけではなくて、町独自にでも何かしら取り組んでいかなければならない次の手、次の手というものをぜひとも考えていただきたいなと思っております。これまでも何もしていないわけではなくて、子育てサポート祝金をはじめ、ゼロ歳児から18歳までの医療費の助成、保育園等の副食費の全額補助など、様々な事業に取り組んできているというところではあります。前回も今回も、町長はさらなる充実に取り組んでいく必要があると答弁をされております。町長2期目の任期最後の年度予算でありました。期待をしておりました。また、前回インパクトのある事業ということで私は求めておりました。少し話がそれてしまうので、これぐらいにするの

ですけれども、最後もう一度、これまでのことを踏まえて、今後の当町の子育て支援についてのお考え、いま一度答弁をお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、最後ということですので、今回予算編成をしていく際に、山田議員からもインパクトという話があり、ではインパクトというのはどういうふうな形で、どこを狙いにインパクトをかけたらいいのだろうなど、そういう話もさせていただきました。しかし、今三戸町が抱えている課題は、もちろん少子化という現状はもう間違いなくありまして、そこに加えての人口減少という課題もございます。その中で、三戸町がこれからも自治体として地域を守っていけるサービスの継続というのをやっていくためには、やはり安定した交付税、そしてまた基金であったり、財源の確保というのが何より、何をやるにも重要でございます。そういったことを念頭に考えた場合、私が就任した当時ですと基金残高が11億円ぐらいだったとは思いますが、現在は30億円ぐらいのところまで、ざくっとした計算ですけれども、少しずつ増えてきております。しかし、それでもまだ災害であったり、あるいは病院への繰入れであったり、下水道への繰入れであったり、そういったものを考えていくときには、残念ながらまだインパクトというほどのものを出せないのがまず三戸町の今の現状でございます。そういう中であつてもふるさと納税であったり、まだまだ我々としても可能性は開けているというふうに私は感じておりますので、まずは今年もムービングハウスの件であるとか、いろいろ動きも出てこようかと思っておりますけれども、当初予算の中ではどうしても予算の関係上、書き切れないところはありますが、まず最終年度の年ということで、取りあえず見ていただければなというふうに思います。

○6番（山田 将之君）

今後の町長の考え方といった部分、了解をしました。この部分に行くところちょっと通告外にもなってしまうので、これぐらいにして、町長の考え、また新年度以降の給食費の無償化、新たな政策等々を伺いましたけれども、今後の県や国の動き、併せてまた流動的なことであるということで了解をいたしております。町としても、もちろん国、県との連携もしながら、またそういったものをうまく活用しながら、子育てしやすい環境づくり、ぜひ取り組んでいってもらいたいと思っております。給食費無償化については、先ほどもありましたとおり、明日の26日、リモートで市町村向けの説明会が行われるということで、また27日、市町村長との意見交換会、これは定例会中であるので、参加できないとは思いますが、また今後様々な動き等々あると思っておりますので、今後も注視していきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

私の一般質問は、これで終わりたいと思っております。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

(午後 2時47分)

休 憩

(午後 2時57分)

< 7 番 栗谷川 柳子議員 >

1. 観光振興とまちづくりについて

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7 番、栗谷川柳子君。

○7 番（栗谷川 柳子君）

通告に従い質問いたします。

1 項目め、観光振興とまちづくりについて。①、国指定史跡三戸城跡を観光資源と捉える場合の経済波及効果の現状、課題、対策は。これは、前回、昨年12月の第514回の質問で、国指定史跡三戸城跡城山公園を核とした観光事業は、例年開催される春まつりのほか、城歩きや秋のライトアップを実施し、誘客に取り組んでいるとの答弁をいただき、こうした取組が町内の経済に上向きに影響させられているかという意味での質問です。

②、宿泊施設がないことについて町の考えは。これは、国指定史跡三戸城跡、桜の名所、パークゴルフ場、ラジコン公園、街歩きツアー、城歩きツアー、11ぴきのねこ石像巡り、南部俵づみ唄全国大会、夏まつり、秋まつり、まける日、市日、復活した名物居酒屋などなど、様々個性ある観光要素、来ていただける理由を三戸町では多く持っております。そして、三戸町の観光入り込み客数は、令和5年9月末時点で、前年同月比5万3,000人強の48万7,029人とのことでした。しかしながら、青森県内、国指定史跡のある市町村で宿泊施設がないまちは三戸町だけです。宿泊施設がないことを残念がる声、不便がる声が多く聞こえてきています。そうしたことから、宿泊施設がないことについて町の考えを伺うものです。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川柳子議員の質問にお答えをします。

観光振興とまちづくりにつきまして、2点のご質問でございます。初めに、1点目の国史跡三戸城跡を観光資源と捉える場合の経済波及効果の現状、課題、対策についてでございますが、経済波及効果の現状は、国の史跡に指定される前後の三戸城跡の年間入り込み客数は、令和元年は6万1,135人、コロナ禍の令和2年は1万2,081人まで落ち込みましたが、令和3年は5万2,279人、指定を受けた令和4年は8万3,513人、令和5年は7万4,321人と回復してきております。しかしながら、訪れた方々が町内のどこで食事をしたり、どの程度買物をしたのかということころまでは町としては把握をしておらず、経済波及効果の検証までには至っていないのが現状であります。

町では、国史跡指定を契機として、令和4年度に国史跡指定記念スタンプラリーの実施や、国史跡三戸城跡特産品開発事業費補助金を創設し、多くの歴史ファンや観光客らが来園することを期待したところであります。城山公園散策後には、町内商店へ誘導し、買物につなげるための仕掛けも実施いたしました。スタンプラリーでは、全てのスタンプを集めて商品券に交換した方は75件と低調ではありましたが、商品券の交換には至らずとも、スタンプを集めるために城山公園内を改めて散策するためのきっかけづくりになったものと考えているところであります。

また、国史跡を記念した商品開発に関しては、補助上限額を25万円とし、新たなお

土産品等の開発への補助を予定しておりましたが、活用の実績は残念ながらない状況となっております。現在も商工業パワーアップ事業において、商品開発に係る経費の負担軽減を図るための補助を継続しておりますので、今後も引き続き周知に努め、事業者の皆様を支援してまいりたいと考えております。

次に、宿泊施設がないことについて町はどう考えているかについてであります。町には多くの史跡ファンや11ぴきのねこファンの方に訪れていただいております。平成21年1月に町内の宿泊事業者が休業後廃業して以来、現在まで宿泊施設はない状況となっております。町に観光にいらっしゃる方などは、その目的が済んだ後は他の地域へ移動することがほとんどであると思われまふ。このような方々の滞在時間を長くすることが地域経済の活性化や町民との交流にもつながる可能性があるため、宿泊施設については町の喫緊の課題と捉えているところであります。

これまでの答弁で申し述べているように、持続可能な経営という観点から、民間主導による宿泊施設の整備が最も望ましいものと考えており、これまでも関係者と意見交換を行うとともに、情報収集に努めてまいりました。町といたしましては、宿泊施設の確保が観光振興及びにぎわい創出を図るとともに、経済の活性化並びに利便性向上につながると捉え、引き続き開設の可能性を探るとともに、宿泊施設の開設を促進させるため、現行の空き店舗活用事業費補助金制度の対象物件や補助額の見直しなどを含め、幅広く検討をしてまいりたいと考えているところであります。

○7番（栗谷川 柳子君）

町では、三戸城跡を見に来た方は確実に増えているという把握がなされているけれども、実際の経済効果というのは把握できていないということで理解しました。そして、ただ様々商店街が活性化するためのお土産品の開発費ですとか、スタンプラリーといった仕掛けづくりというのは実際に行ってきたけれども、実際は商品開発の補助についての活用実績は残念ながらありませんでしたということで承知いたしました。やはり商店の方はあれですけれども、町の方々としてはたくさん声を頂戴します。令和4年3月に国の指定史跡に指定されてしばらくは、町なかに旗がたくさん立って、すごいことになるのだなと、あとは町なかがまた人でにぎわうようになるのだなと期待をしたと。でも、実際ちょっとまたさっぱりだなというお声ですとか、山にはぽつぽつと城を見に来ている人がいるそうだが、車でブーンと行ってブーンと帰ってしまうんだっきゃとか、そういった町なかの空洞化、ドーナツ化というのが今なお解決の兆しが見えない状態にあるのだなというふうに感じております。

とはいえ、町としても商店、飲食店ですとか店舗には様々な仕掛けを投げかけてはいるものの、なかなか使っていただけない、活用していただけないということで、そこに対してはやはりさらなる周知の徹底ですとか、もう少し密に1軒1軒丁寧にお誘いをして歩くとかという努力が必要になってくる、やっているとは思いますが、さらなる努力をお願いしたいと思います。

そして、例えば城を見に来た観光客の皆さんにも、城山に行くだけではなくて、やはり一旦どうか町なかに下りてきてランチでも、お土産品でも買っていただきたいということが強く私はありますので、例えばSNS、三戸町もやっておりますので、三戸町のサイトですとかSNSを巧みに使って、例えば城巡りには市日の日とか、100円商店街の日に城巡りをするのがお勧めですとか、そういった現在ある活性化事業と絡めてSNSで呼びかけ、宣伝をしていただきたいというのが1つと、あとは現在街歩き、城歩き、昼食を挟んだセットのようなコースも展開していると思うのですが、その回数を増やすですとか、パワーアップするですとか、さらなる周知を呼びかけ

るという展開を図っていただきたい。例えば城巡りにはまち歩きツアーとセットでいかがですかとか、そういった呼びかけもしていただきたい。

そして、あと1点が町内の商店が城にまつわる土産品や飲食店メニューの開発にもっと、先ほどは補助の活用がなかったということでしたけれども、もっと乗り気になるような、例えば町全体、飲食店で石垣パフェを展開していきませんかとか、難攻不落定食を全飲食店で出しましょうとか、あとは職員の方から休憩中に殿さまんじゅうとか、姫さまんじゅうとか、そういったのもありますよねとか、様々職員の方も個人的には案がたくさんあるようですので、そういったことも併せて工夫して、商店、飲食店が乗り気になるような仕掛けづくりというのをやっていただきたいと思います。もちろんこういった町の活性化、商店街の活性化というのは、基本本来は店舗主導で、民間主導でやるべきことではあります。町のほうからも商店等への提案ですとか、展開、働きかけ、盛り上げる仕掛けづくりですとか、町民提案地域活性化事業補助金というのがあるよという周知を、重ねて申し上げますけれども、周知徹底よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の宿泊施設がないことについて、町の考えとしては喫緊の課題であるという捉え方はしているということです。やはりどうしても宿泊施設、私も別に立派なホテルですとか、温泉旅館を町に建てて運営していただきたいと言っているわけではなくて、公設民営ですとか、民営による簡易宿泊所ですとか、空き家をリノベーションした民泊ゲストハウス、分散型ホテルの可能性というのを検討していただきたいと言っているものであります。やはり当町に宿泊して、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、当町に宿泊してゆっくりと街歩き、城歩き、石像巡り、神社仏閣巡りなどを楽しんでもらって、前回12月の一般質問で申し上げたレンタサイクルなんかもあればなおいいですが、町内の各店でお昼御飯を食べて、夜はおいしいお酒を飲んで、朝御飯を食べて、お土産を買って、1人1万円を使ってもらえたならば、例えば48万人の入込み客数があるとおっしゃっていましたが、48万人の1割でも1万円を使ってくださったら4億8,000万円、町内の商店の売上げ自体は伸びます。逆に言えば、現在は4億8,000万円をほかの近隣の市、近隣の町にお譲りしている状態ということで、そのように捉えていただいて、喫緊に宿泊施設がないことへの対応、対策を詰めて考えていただきたいと思います。この4億8,000万円、例えばですけれども、現在近隣の市町にお譲りしていることになりましたということについては、町ではどのようにお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま栗谷川議員から、4万8,000人ほどの人が三戸に来町しているのという形で、町としてどう考えるのかということでございますけれども、今暗に宿泊の部分でひもづけをされてお話をいただきましたけれども、4万8,000人が泊まるためには1日何百人泊まらなければならないのかなというふうなこともちょっと考えつつ、ただ宿泊をされる方のニーズとか、そういったものまで町で、ではどこまで把握できるのかとなると、先ほども経済の分析の、町としてできる部分の小ささというところでお話をしましたけれども、一定程度の効果はあるのでしょうか。しかし、町として今考えられることは、先ほど久慈議員の質問の答弁の際に、サテライトオフィスの関係の話もちらっとお話をさせていただいたような気はするのですが、そういった多方向から来てもらうための事務所なり古民家の改修とか、家賃であったり、そういった制度は今いろいろ研究をしているところでございます。そういった流れで古民家のリフォーム等、そこから古民家への宿泊という形に流れていただけると、それもまたありなの

ではないかということで、今まさに担当課のほうともいろいろ研究をしているところでございます。

○議長（竹原 義人君）

町長、たしか1割の来客があった場合の考えではなかったかな、48万人ではなく。

○町長（松尾 和彦君）

その部分につきましては、経済波及効果というところの組立ては、三戸町ではそこまでできませんので、一定程度の成果はあるものと思いますということでお答えをしたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時17分）

休 憩

（午後 3時18分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○町長（松尾 和彦君）

いろいろとご質問いただいたのですが、なかなか数字上のことでの、想定の中の話というのは、ちょっと私どもも答えるところではございません。

○7番（栗谷川 柳子君）

数字は、では申し上げません。宿泊施設があれば、1泊して1人例えばおよそ1万円使ってくださっているかもしれない。それが宿泊施設がないことで、お隣の町ですとか、その隣の市ですとか、そういったところに宿泊をされて、そちらでお土産代も、食事代も、宿泊代も落としているということ、これについて、やっぱり三戸町としても本当は宿泊施設があったらなと残念に思う気持ちはございますか。

○町長（松尾 和彦君）

宿泊のニーズ自体はあるものと思っております。そういう意味におきまして、これまでも答弁をしてきておりますが、民間の主導で宿泊施設があれば、そしてまたそれがきちんと経営されていくことが非常に大事なことだというふうに思っております。

○議長（竹原 義人君）

栗谷川君、質問をしてください。

○7番（栗谷川 柳子君）

民間主導で宿泊施設をやってくれるところがあれば、やはり先ほど申し上げられていた補助金の増額ですとか、広報、宣伝ですとか、そういった部分で町としては支援

をする考えはあるということによろしいですか。

○町長（松尾 和彦君）

そのような考え方で現在研究をしているところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

研究をされているということですか。

○町長（松尾 和彦君）

はい、そのとおりでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、もしよろしければ、何か具体的な参考をしている自治体の取組ですとか、そういったことがあれば教えていただきたいです。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの補助金の見直しの内容等ということで、どういうものを考えているかというご質問かと思えます。今現在空き店舗の活用事業費補助金というものをご紹介しておりました。これの対象物件の拡大であるとか、あとは対象事業や補助額の見直しというので、具体的には今空き店舗の活用ということで、お店をやるときには、従来お店があったところを活用してやる場合に補助金というものを交付してございますけれども、その対象の物件、元の物件を店舗に限定せずにやるのが可能かどうかとか、あとは今現在新規の場合は100万円の補助を出しておりますけれども、その金額を増額することは可能かどうかというところの検討をしているというところでございます。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

答弁書いていない。宿泊施設をやるための何か。
暫時休憩します。

（午後 3時24分）

休 憩

（午後 3時24分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

宿泊施設にも使える補助金の活用ということ、今現在ある現行の補助金の見直しというところでは、空き店舗の活用補助金というものを参考に、補助対象物件の拡大であるとか、対象事業や補助額の見直しというものの検討をしているものでありまして、具体的にどの市町村のこういうものというものを参考にしているものではござい

ませんが、空き店舗から拡大して宿泊事業者にも使えるようにできないかという検討をしているというものでございます。

以上です。

2. 防災・減災について

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。

次の質問をします。2項目め、防災・減災について。①、町内防災士有資格者の利活用の現状、課題、対策は。これは、当町は八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画の中でも、地域防災リーダーの人材育成のため、自主防災組織や町内会、防災知識、技能を有する防災士等との連携を図りながら、研修会等を実施すると示しております。そのことから、町内防災士有資格者の利活用の現状、課題、対策は。お伺いします。

2点目です。資格を取得して町の役に立ちたい人への支援の考えは。これは、全国の他自治体では、防災士を増やして講座の受講や試験の費用を助成する制度を設けている自治体もあり、令和2年のデータでは全国に約360自治体、青森県では青森市、弘前市、八戸市、十和田市、三沢市、藤崎町、おいらせ町など7市町村強あるそうです。六ヶ所村では、令和5年に村で開催を行っています。年始めの出初め式の後に消防団員のある方から、自分たちも防災士の勉強をして災害時に臨めば、もっと迅速で効率的で正しい活動ができるのではないかという声も幾つか何人かから上がっているというお話をいただきました。女性や健康福祉の専門知識を持つ防災士もいれば、防災、減災の事前対策や避難所運営にも非常に助かるものと思います。今後さらに防災に力を入れると町長は前回おっしゃっていましたが、当町は防災士資格費用を助成したり、当町での講座開催などを行ったりする予定はございますでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、防災・減災についてご答弁申し上げます。

日本防災士機構によりますと、令和6年2月末時点で、町内に住所を有する防災士の有資格者は14名登録をされており、このうち町職員は4名となっております。この数字は、前回調査時の令和4年8月末時点と比較し、町職員2名の増となっております。

また、教育委員会では実施をしている三戸高等学校魅力化推進事業では、生徒の資格取得に対する補助を行っており、今年度はこの補助を活用し、4名の生徒が防災士の資格を取得したと伺っております。

それでは、1点目の町内防災士有資格者の利活用の現状、課題、対策についてであります。町では日本防災士機構から防災士認証登録者名簿の提供を受け、過去に2度研修会への案内を行っております。1回目は、令和4年10月18日に青森県が開催した流域防災研修会であり、6名の防災士にご参加いただきました。2回目は、令和5年1月20日に防災をテーマに町が開催したまちづくり人財塾講座であり、4名の防災士にご参加いただいたところでもあります。特にまちづくり人財塾では、グループワークにおいて、防災士としての知識や経験を生かした話題提供などにご協力いただきました。今後も、町の総合防災訓練や研修会等への参加を呼びかけるとともに、各自主防災会に防災指導員として参画いただくことや、避難所運営に関してもご協力いただきたいと考えているところであります。

また、令和5年度におきましては、町内会からの要請に応じ、防災士の資格を有す

る職員による訪問型の講習会を2か所で開催いたしました。これにより、自主防災組織の設立促進と活動の活性化につながるものと期待しているところであります。

次に、2点目の資格を取得して町の役に立ちたい人への支援の考えについてであります。県内で定期的に防災士養成講座を開催しているのは、弘前医療福祉大学短期大学部であり、今年度は2年ぶりに八戸学院大学が八戸市内で開催しました。資格取得に要する経費は、受講料が一般3万5,000円、学生1万5,000円、認証登録料が5,000円となっております。令和6年度予算におきましても、高校生の資格取得助成と町職員1名分を想定した予算要求を行っており、継続的に有資格者を増やしてまいりたいと考えております。

また、日本防災士機構では、消防団の分団長以上の階級を経験した退団者を含む消防団員に対しては、防災士養成研修の履修証明、防災士資格取得試験の受験及び合格証明、救急救命講習の履歴証明の3要件を免除することとされていることから、今後におきましてはこれらの団員等に対し、資格取得の意思を確認するなど、さらなる資格取得の促進に努めてまいりたいと考えているところであります。

○7番（栗谷川 柳子君）

実際に有資格者の利活用がされているということで、令和4年も令和5年も流域防災ですとか、まちづくり人財塾のほうに参加していただいているということで、了解しました。三戸高校生、町の支援によって4名資格を取得しております。ぜひこの14名の三戸在住の防災士の方々に実践の場というのを与えていただいて、お互いに役立てていただきたいというふうに切に願います。

そして、資格を取得して町の役に立ちたい人への支援についてですが、先ほど高校生の支援、あと職員への支援、そして分団長以上の特例免除ということは把握しておりますが、分団長以上ではない、特例免除にならない分団員の方へはどうなのでしょう。

○総務課長（武士沢 忠正君）

分団長以上ということが対象になっております。答弁で、以下については通常のコストがかかるということになっております。今回令和6年度の当初予算においては、職員1人分ということの予算立てをしております。試験の開催地が八戸であれば、旅費も少なく行ける可能性もありますので、その辺については今後予算が取れるものか、開催の情報がなかなか入ってこないところもありますので、その辺も収集して、ちょっと考えてみたいと思います。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

了解しました。令和3年の3月、第494回のときの私の一般質問では、町長答弁で、三戸町と包括連携協定を結んでいる八戸学院大学がまとめた人数であれば三戸に向いて取得の支援をしていただけると聞いています。今後機会をつくって防災士育成に努めていきたいという答弁をいただいておりますが、この八戸学院大学に向いていただいている講座を開設していただくという前回おっしゃっていた答弁についてはどうなのでしょう。

○総務課長（武士沢 忠正君）

例えば三戸町で開催するとした場合には、最低の受験者数というものが、条件が付

されておりまして、それが30人程度ということで記憶しております。集まれば開催をするのですが、集まらない場合は開催がされないということでございます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

集まれば開催、集まらなければ開催されないということですが、開催に向けて募集をかけてみるとか、そういったことは町が、町長答弁によりますと、そういう機会をつくって育成に努めたいという答弁をされていますが、そういった機会をつくろうという考えはあるのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

前回栗谷川議員には、包括協定の範疇の中で八戸学院とのまず連携というのは考えられるということでご答弁は申し上げました。しかし、今総務課長のほうからもお話がありましたように、最低30人という人数となりますと、当然かなりハードルが高いものだなということで、別の方策はないかということで、現在に至っているというところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

どういった意味でハードルが高いということですか。30人集めるのが大変そうだとことなのですか。それは、例えば費用は負担しないけれども、三戸町で開催はしますので、遠くまで行かなくていいので、防災士の勉強しませんかという場合と、あとはちょっと八戸まで行くのだけれども、費用は助成しますとかという、いろんなやり方があると思うのですけれども、どちらか、一般の方もどうにか防災士の勉強をして、取得して、町のためになりたいということをおこなってさしあげる考えはないのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

現在各町内会等の会議におきましても、防災士の紹介ですとか、そういったものはしております。しかし、そういった会議の中でも、ではうちのほうに何人、これぐらい取ってみたいという人がいるという確かなものは現在伝わっておりませんので、そういったことを鑑みて30人というハードルは高いなというふうに考えたところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

町長も以前から一生懸命防災三戸ということで声を大きくされておりましたし、防災士を増やしていきたいということは何度かご説明いただいておりますので、何らかの方法で増やす方法というのを積極的に取り組んでいかれるのだと思っていたのですが、今後はやはり高校生ですとか、職員対象、そして分団長以上の方の特例免除での支援ということ、そして予算が調整つくかどうかというのを今後計算して下さるということで捉えてよろしいのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

私の今の答弁の中に予算という話は出てきておりませんので、その点についてはお答えできないものと思います。ただ、当初防災士を増やしていきたいというお話をさせていただいてから、高校生、これが一番今後も長く有資格者として活躍をしていた

だけますし、また消防の経験者という部分でいっても、地域の実情を分かっている方に防災士になっていただくわけですので、実現されれば、これは一番頼りにされる、また信用の置ける方になると思います。これでも幅広く制度の周知に努めているところだというふうに考えておりますので、まず今後は防災士の拡充に伴って、今議員からのお話にあったように、実践の場などは我々としても考えて、町だけではなく、消防だけでもなく、防災士も含めたそういった訓練等もできればいいのかなというふうに考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。

もう一点、先ほどもお伝えしたのですが、やはり防災士の中に、特に避難所の設営、運営といったところでは女性の防災士がなるべく多くいる状態が好ましいと。私は、何度かアップルドームに避難した経験がありますが、そこでやはり女性の、健康推進課の方々ではない、実際に避難所の部屋の中で女性の防災士がいると非常に役立つなというふう実感しております。ですので、役場の職員の健康推進課の方、女性の方ですとか、一般町民の女性の方にも、ぜひ勉強して、取得して、実践の場で活躍、災害がないにこしたことはないのですが、万が一避難所運営等の必要が生じた場合には女性の専門知識を持った方に協力していただきたいなと思いますので、こういった形かはちょっと町のほうで考えていただいて、例えば健康推進員の方がいいのか、とにかく女性の方に勉強して取得していただくような件を考えていただきたいのですが、これについてはいかがでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのるるお話を聞いておりました。女性の防災士の活用ということだったと思います。まず、その前に、災害時に避難所のほうに出ている健康推進課の職員というのは保健師がメインですので、その点では十分役に立っている、また必要なものだろうというふうに思っております。

しかし、栗谷川議員がおっしゃったように、女性の防災士という目線で、今全国のいろんな避難、この間の石川県能登もそうですけれども、避難所の運営の際に女性の防災士という視点で、例えば荷物の置き方であったり、人の扱いであったり、そういったもの、あるいはトイレであるとか、水回りであるとか、そういったところを何かケアしてもらえるとというのは、これは非常にありなのではないのかなというふうに私、今お話を聞いていて、そう感じたところでございます。今はまだ感想だけですので、これ以上のところは申し上げられませんが、非常にそれは有益なこともあるのだろうというふうに考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

ありなのではなくて、やはり必要だと私は思っています。今避難所での保健師がいるのでということでしたが、保健師は保健師で保健師の仕事が、避難所ではとても忙しくて、町長おっしゃったように、避難所の各部屋の中でとか、そういったところでどうしても女性の保健師ではない防災士がいれば非常に助かると思いますので、考えていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

最初の答弁でも申し上げましたが、今年度予算の中で職員1名分、予算を上げさせ

ていただいております。この中で、例年であれば防災に近い消防の担当者がこれまで
は行ってきておりました。今回消防の担当者の人事異動がございましたので、
女性のほうにもご案内して、ぜひ希望する方がいらっしゃれば、資格のほうを取っ
ていただくということで案内をしていきたいと思っております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、一般質問を終わります。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時47分 散会

第6日目 令和6年3月26日（火）

○議事日程

第1 一般質問

五十嵐 淳議員 1. 町のDX取り組み計画・現状進捗について

千葉 有子議員 1. 町の除雪体制について

松尾 道郎議員 1. 観光関連事業について

番屋 博光議員 1. 鳥獣被害とその対策について

第2 報告第1号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(令和5年度三戸町一般会計補正予算(第9号))

第3 議案第9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第4 議案第10号 三戸町医療要員奨学金貸与条例の全部を改正する条例の制定について

第5 議案第11号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

第6 議案第12号 三戸町下水道事業基金条例の一部を改正する条例案

第7 議案第13号 三戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

第8 議案第14号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

第9 議案第15号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

第10 議案第16号 三戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案

第11 議案第17号 三戸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案

第12 議案第18号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

第13 議案第19号 三八視聴覚教育協議会の廃止について

第14 議案第20号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第10号)

第15 議案第21号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算(第2号)

第16 議案第22号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第17 議案第23号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)

第18 議案第24号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

第19 議案第25号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第1号)

第20 議案第26号 令和6年度三戸町一般会計予算

第21 議案第27号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算

第22 議案第28号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算

第23 議案第29号 令和6年度三戸町介護保険特別会計予算

第24 議案第30号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算

第25 議案第31号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算

第26 議案第32号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計予算

第27 議案第33号 令和6年度三戸町下水道事業会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

1番	五十嵐	淳	君
2番	松尾	道郎	君
3番	柳	雫	圭太君
4番	小笠原	君	男君
5番	和田		誠君
6番	山田	将之	君
7番	栗谷川	柳子	君
8番	藤原	文雄	君
9番	番屋	博光	君
10番	千葉	有子	君
11番	久慈		聡君
12番	澤田	道憲	君
13番	佐々木	和志	君
14番	竹原	義人	君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦	君
委任説明員	副町長	馬場浩治	君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	貝守世光	君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正	君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二	君
	健康推進課長	太田明雄	君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一	君
	農林課長	極檀浩	君
	建設課長	齋藤優	君
	まちづくり推進課長	中村正	君
	税務課長	下村太平	君
	三戸中央病院事務次長	松崎達雄	君
	総務課財政指導監	多賀昭宏	君
	まちづくり推進課やわらかさんの交流室長	北村哲也	君
	総務課防災危機管理室長	金子祐之	君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃	君
委任説明員	事務局長	極檀浩	君

○教育委員会事務局

説明員 教 育 長
委任説明員 事 務 局 長
史跡対策室長

慶 長 隆 光 君
櫻 井 学 君
奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）
総括主幹

馬 場 均 君
櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<1番 五十嵐 淳議員>

1. 町のDX取り組み計画・現状進捗について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

1番、五十嵐淳君。

○1番（五十嵐 淳君）

おはようございます。このたびの三戸町議会議員選挙にて町民の皆様より信任をいただき、初当選しました五十嵐淳です。議会議員として選出されましたことを光栄に思うとともに、町民の皆様の信頼を決して裏切ることなく、最善を尽くして町の課題に真摯に取り組み、解決策を模索してまいります。町民の皆様の期待に応えるために努力と献身を惜しまず、誠実に働かせていただく所存です。本日、初めて一般質問の場に立ち、非常に身が引き締まる思いであります。地域社会の一員として、私の声をお届けし、よりよいまちづくりに貢献したいと考えております。

私が考える議会は、地域の発展や課題解決の場であります。執行部及び議会双方の努力により、三戸町のよりよい未来を描くことができると考えております。私自身が町民の皆様の信任を得て、この場にいることの重要性を深く理解しております。私にとって、この議会での行動は初めての経験になります。失礼や不作法な行為があれば遠慮なくご指摘いただき、ご指導とご助言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、私の一般質問をさせていただきます。質問内容は、大枠1点、町のDX、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるデジタル化による社会や生活の形、スタイルの変容や変化についての取組計画、現状進捗についてとなります。

国では、令和2年12月、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の政府決定、令和4年6月、デジタル社会の実現に向けた重点計画の閣議決定など、デジタル社会のビジョンを定め、自治体に対しビジョンの浸透やDXの推進を促しています。

また、県では、今年度DXを推進するため、青森県DX推進本部を設置し、県内の市町村や事業者のDXの取組をワンストップで支援する目的で総合窓口の開設などを計画、準備しています。

一方で、当町では、一昨年12月の第507回定例会以来、町のDXに関する議会での一般質問や町の住民に対するアクションについては、私が調べる限りでは町ホームページなどの公開情報では見受けられませんでした。そこで、当町における町のDX取組計画及び現状進捗について3点ご質問いたします。

その1、町として把握している取組状況について。

その2、県との連携などで取り組もうとしている計画や現状進捗について。

その3、町が独自で取り組もうとしている計画や現状進捗について。

デジタイゼーションと呼ばれる紙などアナログ情報のデジタル化やデジタルライゼーションと呼ばれるいわゆる業務プロセスのデジタル化などの段階的表現や、独立行政法人情報処理推進機構が提示するDX推進指標、DX成熟度が可視化された定量定性手法にて示された成熟度レベルなどの指標を交え、現状や課題、目指す内容を見えるようにご答弁いただきたいです。

以上、よろしく申し上げます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、五十嵐淳議員の一般質問にお答えを申し上げます。

町のDXの取組計画と現状、進捗につきまして、3点のご質問でございます。初めに、1点目の町として把握をしているDXの取組についてであります。これまでの取組といたしましては、町の情報発信手段としてラインなどのSNSを活用しており、イベント情報や町内回覧等の発信を行っているところであります。

また、町内小中学校には、文部科学省の提唱するGIGAスクール構想に基づき、高速大容量の通信ネットワークの整備及び児童生徒1人1台の学習用タブレット端末の整備をいたしました。教育現場のICT環境の整備により、今般の教育に必須となる情報教育やオンライン学習に活用しているところであります。

幼児教育においては、今年度からの取組として姉妹都市であるオーストラリア、タムワース市と町内の教育、保育施設を結び、オンラインでの幼児による国際交流活動を実施しております。

そのほか、役場内の取組といたしましては、オンライン会議用の端末を整備し、国、県の各種会議をはじめ、民間団体等との打合せなどに活用しており、旅費等の経費削減と職員の移動時間の縮減等に寄与しているものと認識しているところであります。

また、パソコン上の定型業務を自動化するRPAを導入し、給与関係事務等において業務の効率化も図っております。RPAにつきましては、今後利用範囲の拡大が見込めるものと考えております。

さらに、今年度におきましては家屋評価システムを導入し、これまで手作業で行っていた固定資産税に係る家屋調査後の図面作成や評価点数の計算作業など、効率化が図られております。

次に、2点目の県との連携などで取り組もうとしている計画や現状、進捗についてであります。町では行政手続のオンライン化を実施したところであります。国のマイナポータルサイト内のぴったりサービスにおいて、マイナンバーカードを利用し、子育て、介護関係の26手続をオンラインで申請することが可能となっております。

また、自治体手続の利便性向上及び行政運営の効率化のため、令和7年度末までに自治体情報システムの標準化・共通化を実施する計画としているところであり、当町では住民基本台帳システムをはじめとした18業務の標準化・共通化に向け、順次作業を進めているところであります。今年度は、現行システムと標準化後の新システムとの相違点を洗い出し、その対応について検討を行ったところであり、来年度は新システムの初期設定や環境構築作業を行い、令和7年度にデータ移行等を経て、新システムの操作研修や運用テストの実施を行うこととしております。

この自治体情報システムの標準化・共通化により、今後はシステムの共同運用やAI、RPAなどのデジタル技術等が従来と比較し活用しやすくなることが想定され、

これらを有効活用することでより一層業務の効率化が進むものと考えているところであります。

さらに、今年2月1日からはコンビニ交付サービスを導入し、マイナンバーカードの提示により住民票の写しと印鑑証明書を取得できるものとなっております。全国のコンビニエンスストア等でいつでも証明書が取得できるもので、町民の利便性向上だけでなく、窓口業務の負担軽減にもつながっていくものと考えております。

県との連携で行った取組といたしましては、今年度県主催で実施された市町村DXワークショップに職員が参加し、各自治体が抱える課題やデジタル技術等を活用した業務改革の方向性などが話し合われました。その中で、当町が提案した入札参加資格申請の電子化については、研修での検討内容を参考に、現在実現可能な範囲で電子申請の受付を行っているところであります。

次に、3点目の町が独自で取り組もうとしているDXの計画や現状、進捗についてであります。来年度はノーコードツールであるキントーンを導入し、業務改革につなげてまいりたいと考えているところであります。キントーンは、詳しいプログラミングの知識がなくても、アプリと呼ばれる簡易的なシステムを作成できるものであり、パソコンの知識が少ない職員においてもアプリ開発が可能となるものとなっております。

今年度は、無償トライアルにより一部業務で運用しており、さんのへ応援商品券の取扱事業所の受付や、先ほど申し述べました入札参加資格の申請受付などを行っているところであります。この2つの事例については、スマートフォンやパソコンなどからインターネット上の申請ホームで申請を完了できる仕組みとしており、申請者の書類印刷のコスト低減や郵送、来庁などの時間短縮等につながったものと考えているところであります。

また、職員側としては、提出された申請書からリスト化する手間などが省力化され、業務効率化につながっており、来年度の本格運用開始とともに効果的なアプリを作成し、さらなる業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

現在の当町におけるDX推進の成熟度を推進指標の5段階のレベルで申し上げますと、レベル2の一部での戦略的实施という段階にあると認識しており、今後もDXにつきましましては推進していかなければならないものと捉えているところであります。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございました。非常に分かりやすいご説明だったのですけれども、RPAはちょっと分からない方もいらっしゃるのかなと思いましたので、その辺も含めて質問をさせていただきたいと思うのですが、まずは今回いろいろなICTの活用とか、そういったところでのお話というのは非常に分かりやすかったですけれども、ちょっと話がずれてしまうかもしれないのですが、言葉を選ばずに言うと人口減少とか少子化、出生数低下というのは、なかなか歯止めをかけるというのは難しい大きな課題だと思っています。その流れでいくと、今後税収が下がっていくところイメージできるのですけれども、その結果やはり町の職員の増員だったり、職員の給与アップというのは簡単には判断できないのかなと思っています。

そんな中で、やはり業務がどんどん増えていくというところで、私が今まで見ている中では、業務多寡な職員の方が結構多いのかなというイメージを持っているのですけれども、それを改善するためには1つはアウトソーシング、もう一つは業務プロセスの見直しとITの利活用だと思っています。その中で、予算のことを考えると、アウトソーシング自体はやはり大きな予算がかかるということで、庁内で対応可能なプ

ロセスの見直しとIT利活用だと思っています。

先ほどちょっと申し上げた、いわゆるICTの活用であったりRPAの活用というところでいうと、RPAというのはやはり業務プロセスの自動化というところが肝だと思しますので、実際に業務プロセスについては今現状でどのような課題があるのか、その改善だったり状況というのをお聞きしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまご質問いただきました、業務プロセスの自動化ができないかというような観点の質問でございました。まず、業務プロセスの自動化ということでございますが、役場全体の業務につきましてご説明をさせていただきますと、皆さんご存じのように役場にいらっしゃると最初は窓口がございます。人的な対応をして、書類の作成をすると、必要なサービスの受付をするという受付の部分です。あと、机のほうに戻りますと、受付した申請書類等々をチェックして、国なり県なりの補助金であれば、そちらのほうに申請をしたりというところの事務的な部分がございます。またあと、このほか企画的な業務であれば、例えば国の補助要綱でありますとか、県の補助要綱等々の法律の読み込み、そして解釈等々があります。そういった受付と、あと制度に合っているかどうかというところのチェックで、そして次は決裁という手続がございます。課長までの決裁でありますとか、町長までの決裁ということの、まずそういった資料を作るという、決裁文書といいます。こういった資料を作る。受付をして、調整して、資料を作るということがあります。これとまた別に、並行線で予算の編成、予算の管理等々もございます。こういったことを受けて、あと事業の実施なり、給付金であれば給付金を交付するというようなことになっていきます。

住民情報等々であれば、そういった事務のシステムがございまして、パソコンが職員の机の上に上がっております。住民基本台帳とか、税とか、介護とかという情報を見れるようなシステムがございまして、そちらのほうにデータをためたりということをやっているところであります。

こういった中で、プロセスをどういった取組をすれば自動化ができるのかということでございますが、まず住民基本台帳であるとか、介護であるとか、基本的な業務についてはシステム化されておりますので、それぞれにどういった内容のサービスをしているのか、どういった給付をしているのかというところは、一元化したシステムになっております。これ以外の、例えばインターネットを見たりとか、あと情報収集したりするところについては、また別のシステムになってございまして、ここのシステムは、情報漏えい等々がありますので、この辺はもう全然別のシステムで、パソコンが2台あるような状態ということにつながっておりません。こういったところがちょっと配慮されているところで、インターネットを見る際になかなかすぐ画面が出てこないとか、そういったところの問題はあるのかなと思っています。

あと、インターネットのテキストのコピーペーストとかができない。結局画面を見ながら、もう一回キーボードを打つというところがあります。ただ、ここはいかんともし難いのかなと、情報漏えいとどちらがいいのかということになると、情報漏えいは駄目ですので、ここは致し方がないのかなと思っています。

というところで、プロセスは今ご説明しましたけれども、機械操作の部分、コンピューターの操作の部分、あと人的な対応の部分、内部調整であるとか、予算管理とか等々があります。今考えられる範囲の中では、職員のほうは対応しているということで把握をしているところでございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。課題ですとか、現状のプロセスの見直しといいますか、現状の洗い出しというか、そういったところが明確になって、ありがとうございます。その中で、私もいろいろと民間企業の中でRPAの導入とかで、やはり、課題になってくるのが、先ほどのちょっと繰り返しになるのですけれども、業務プロセスのところが散漫になっていたり、属人化しているところが結構あって、それをしっかり本当にプロセスにしていくということが課題になるという機会が往々にしてあったものですから、その部分に関しては非常に気をつけて見ていただけるのだなということは、聞けて安心しました。ありがとうございます。

次に、町長からAIの活用のお話もあったのですけれども、例えば私も調べた中でいうと、令和4年の6月、総務省のほうで自治体におけるAI活用・導入ガイドブックの中に、県が2020年度よりAIリアルタイム議事録の本格導入みたいなどころの事例なんかも掲載されていたのですけれども、町として県ですとか、ほかの自治体の事例なんかを参考にして活用しようとしている考えがあるのか、もしくは既に動かれているのかどうかというのをお聞きできればと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

AIの活用ということでございます。庁内でAIの統一的な活用の仕方というのは、現在のところは取り組んでおりません。今後どうするかということについても、特段現段階では計画があるものではありません。ただ、私自身、個人的には、例えば議会の答弁であるとか、何か問題点、少子高齢化であるとか社会的な問題、事項について、AIのほうに投げ込んで回答をもらうというようなことは試験的に行っております。要件定義がちゃんとしていけば、ちゃんとした答えは来ますけれども、大まかな質問をすると一般的な回答しか来ない。やっぱり要件定義のところ、どれくらい自分が深く考えて条件を与えることができるかという下地のところの考え方というのが重要なかなと思っております。AIからの答えというのは、やはり一般的などころ、知識はすごく幅広くあるなということで、活用の余地はあるのではないかなと思ってるところであります。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。先ほど課長がおっしゃられたとおり、いわゆるOpenAI社のChatGPTとか、グーグル社のBardとかのいわゆる生成AIのお話を今されていたのかなと思うのですけれども、私自体も過去、現在も含めてですけれども、この答弁のベースなんかChatGPTをちょっと試験的に活用してみようというところで、課長のおっしゃるとおりで要件定義の部分、いわゆる条件、こちらを明確にしていかないと、かなり曖昧な内容にはなってしまうのですけれども、そこをしっかりと設定することで、私のようにいわゆる国語力の弱い人間とかが補完できるようなすばらしい仕組みなのかなと思って、ぜひ活用を進めていくべきかなというふうに個人的には思っております。

では、すみません、次の2点目の質問になるのですけれども、その2の県との連携などで取り組もうとしている計画や進捗状況について、町長からもお話がありました。現在26がオンラインで手続できるようにしているということで、マイナポータルの活用とかというところの文脈になるのですけれども、実際にオンライン手続というのが

使われているのか、その中で聞きたい内容としては使いたいのだけれども、使えない方がいたりしないのか、いわゆる利用状況の部分と促進させるために何か手段、やっていることなどはあるのか、課題、実際にやっていることなどをお聞きしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのぴったりサービスの利用状況ということでございます。ぴったりサービスのサービスの内容ということで、子育て関係が15手続、そして介護関係が11手続ということでございます。それぞれ児童手当ですとか婚姻の届出、あと介護の関係は要介護認定の申請等々でございます。総務のほうでは、こういった件数のほうは直接担当課のほうで受付ということになりますので、把握はしていないということでございます。パソコンに手続の申請が来るということでございますので、そちらのほうを確認しないとこの場ではちょっと分からないということでございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。すみません、私のほうで事前にこちらの質問を明確にしていればよかった内容なのかなと思って、反省しているのですけれども、今回質問の意図としましては、便利になったという事実としてはあるのかもしれないのですけれども、実際に使いたい方が使えるのかどうかというところがやっぱりICT活用の肝になってくる部分だと思いますので、そういったところを今後町として把握していただき、それをもし課題があるようであれば、改善してもらおう手段というのも講じていただきたいなというところの質問の意図でございました。ありがとうございます。

では、今度は3番目の町が独自で取り組もうとしている計画や現状進捗についてというところになりますが、こちら町長のほうから、いわゆるノーコードツールのキントーンを活用した実証を、今2つ実験を行っているという話はありませんが、今後その2つが仮にうまくいった場合とか、課題が出た場合というものもあるかもしれないのですけれども、その先にある利活用の部分というところで、可能であれば庁内職員の業務改善、住民サービスの改善以外にも、医療、福祉、建設、農林業、商工業、どんな分野でも結構ですので、何かイメージされていることがあればお聞きしたいなと思います。計画予定などあればお願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

第3点目のご質問に係る再質問でございます。まず、2つということで現在試行的に進めているところであります。通常はキントーンというものを使っておりますが、特にどの業務ということではありませんけれども、職員のほうで各課の職員を集めて、キントーンのツールの使い方の説明というものを今年度行っております。各課のほうで窓口的なもの、今までは紙でやっていたようなものの照会とか、それを集計する業務であるとか、各種会議の出欠の確認であるとかということに利用ができるのではないかなというような結果となっております。ただ、このキントーンというのは、ホームページを開いて数値を打っていく的な運用になりますので、本人の確認方法というものがまず現状ではできない。今大リーグで大谷さんの問題がありますけれども、大谷さんではない人が送金しても、誰が送金したのかが分からないと、様々2段階認証とかというものがあるそうですけれども、そういったところのちょっと課題があるのかなと思っております。こういうインターネットでの本人確認申請する方法としては、

マイナンバーカードということが有効なのかなと思っております。こういったものがうまく連携できるような形のものでできればいいのかなと思っておりますが、職員がそれを作成するというのはまずできませんので、そういったところは情報収集しながら対応していきたいなと思っております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございました。今回私のほうでお聞きしたい内容というのは、こちらで以上になるのですけれども、大枠でお聞きしたかった意図としましては、例えば県のほうでの総合窓口設置なんかは、当町のようなDXに係る専門部署を持たない市町村、ICTに関わる専門部署を持たない市町村にとっては、非常に有益なものとなるのだろうなというふうには理解しているのですけれども、いわゆる将来のDX推進という言葉だけが独り歩きをして、実際DXというのは何なのかというものが明確にならないまま、私たち町民が何のためにどんなことをする必要のあるのか理解できない状態のまま、関連する計画策定や事業執行となることを危惧しています。繰り返しになるのですけれども、やはり分からないもの、分かりづらい言葉が先に立ってしまうと、ハレーションを起こしてしまったり、苦手意識から耳を塞いでしまうという、心理的なものも含めて、しっかり何を具体的にやるのか、何のために、どんな人のためにやるのかということをお示しいただきたいなというのが質問の根底にありました。

その中で、質問と言っているのかあれなのですけれども、最後にお聞きしたいことになるのですが、私たち町民に対して、いわゆるDX化とかICT活用を私たちに今後お示しする、方向性をお示しする、具体化をお示しする中で、町として拾ってほしい思いとか、理解してほしい思いといいますか、気持ちといいますか、そういったところのメッセージといいますか、最後にお聞きしたいなと思います。こちらの下で質問のほうを閉めさせていただきます。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま五十嵐議員のほうからDXのことについて、また現在の状況下の中で懸念をしているところなどもお話をいただいて、私自身も国からDX、DXという形で再三来るのですが、実際の自治体の枠の中で、ではどういうふうに進めていけばいいのかということは、担当課並びに私自身も自問しながら現在も取り組んでいるところでございます。そういった中であって、今回のご発言は、改めて人口減少していく社会の状況の中でいくと、やはり一人一人の負担を減らし、より住みよい状況をこれからもつくっていくための大変非常に重要なツールであるということが、一部の人にはある程度は伝わっているのだと思います。やはりそれが三戸町全体に、町民の多くに伝わっていくことで、やはりDXがさらに推進していくのであろうと、そういうお話だというふう聞いております。全く同意見だなと、そういう考え方で進めていくことは非常に重要であると改めて感じたところでございます。

町といたしますと、対話の場というものも年に何回か、これも開催をしていっておりますし、そういった中のテーマとして、自分たちに必要なデジタルのツールはどういうものがあるのかとか、そういったことをやはり多くの町民の方からもご意見をいただきながら、一緒になって進んでいくことが大事であるというふうに思った次第でございます。早速そのような体制を持って進んでいきたいと考えております。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございました。本当に私自身の思いとしましても、今回のICT活用とかDX化というところで、私たち町民にメリットがあるということはもちろん大事なことではあると思うのですが、同時にやっぱり先ほど申し上げたように、いわゆる庁舎内の職員の方々はかなり業務が切迫しているのではないかなと感じているところがありますので、そこが解決される、町民にとっても、職員にとってもメリットがある、そういった内容であること。あとは、先ほどの繰り返しになるのですが、私たち町民に対しても、いろいろな受け取り方をする人たちに対してもしっかりと向き合ってもらいたいと、そういった中でそれぞれがいいねという方向に進んでいけるように、導いていただきたいなというふうに思います。

本当に初めての質問で、私もちょっと緊張しております、言いたいこともしっかりと言い切れているかどうかというの、ちょっと振り返ってみないと分からない状態だったので、そんな中でも町長、課長はじめ真摯にご回答いただきまして、本当にありがとうございました。

私の質問は、これで以上とさせていただきます。

<10番 千葉 有子議員>

1. 町の除雪体制について

○議長（竹原 義人君）

10番、千葉有子君。

○10番（千葉 有子君）

通告により一般質問をさせていただきます。

1項目でございます。町の除雪体制について。冬期間の町民生活の安全を確保するための除雪作業を効率よく実施するためには、体制づくりが重要であると考えことから、次の5点について質問いたします。

1点目、除雪計画や除雪機の整備状況といった降雪に備えた除雪体制について。

2点目、病院や公的施設敷地内の除雪対応について。

3点目、通学路の除雪体制は万全であるか。

4点目、大型の除雪車が入ることができない生活道路やそこに設置された消火栓付近の除雪の対応について。

5点目、高齢者や障害者の方を対象とした除雪サービスの利用状況について。

以上、答弁をお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉有子議員の質問にご答弁申し上げます。

町の除雪体制について、5点のご質問でございます。1点目の除雪計画や除雪機の整備状況といった降雪に備えた除雪体制についてであります。町では町道338路線、228.6キロメートルの生活道路及び公共施設の駐車場などの除雪を建設業者11社に委託し、実施しております。また、国道及び県道の歩道の除雪につきましては、国や県から無償貸与される小型除雪機2台を活用し、地域のボランティア活動団体により実施いただいているところであります。

除雪計画についてであります。冬期間の円滑な交通を確保するため、毎年除雪時期を迎える前に、除雪を委託する業者の方々と除雪会議を開催し、除雪路線や除雪の実施期間などの確認、調整を行い、効率的な除雪体制を構築しております。

次に、2点目の病院や公的施設敷地内の除雪対応についてであります。公共施設では、除雪面積が広い駐車場などには重機による除雪、その他の部分は主に手作業により除雪を実施しております。主な施設の例を申し上げますと、三戸中央病院、役場、斗川支所、猿辺支所、三戸小中学校、斗川小学校、ふくじゅそう、アップルドーム、図書館及びジョイワーク三戸駐車場は、委託業者や町職員による大型除雪車での除雪を行っております。

また、今申し上げました施設の階段や通路、役場庁舎前の広場や公用車駐車場、中央公民館、町民体育館の駐車場については、町職員等が主に手作業で除雪を行っているところであります。なお、三戸中央病院、三戸小中学校及び斗川小学校には、小型除雪機が設置されており、特に大雪の場合などに敷地内の歩道など、大型除雪車では対応できない場所の除雪に利用しているところであります。

これらの対応により、各施設を訪れる方の支障となることなく除雪が実施されているものと認識しており、今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の通学路の除雪体制についてであります。通学路となる歩道の除雪は、国や県、町それぞれの道路管理者が必要な箇所を実施することとなっております。しかしながら、降雪時においては、安全で円滑な冬期交通の確保のため車道を優先して除雪することから、各管理者とも歩道の除雪まで手が回らないのが実情となっております。

このようなことから、児童生徒の通学路となっている歩道の除雪につきましては、地域の皆様からのご協力を得ながら行うとともに、三戸小中学校近隣の一部重要な路線については、県の小型除雪機を町内会へ貸与し、除雪を行っていただいているところであります。

今後も様々な方策を検討しながら、児童生徒の通学に支障がないよう、通学路の除雪体制の整備に努めてまいります。

次に、4点目の大型の除雪車が入ることができない生活道路やそこに設置された消火栓付近の除雪の対応についてであります。大型の除雪車が入ることができない生活道路の除雪につきましては、個人や各町内会で所有している除雪機やトラクターなどを活用し、地域協働による除雪活動を実施していただいております。

また、消火栓や防火水槽などの消防水利に関する除雪につきましては、消防署と消防団が連携し、有事に備えております。具体的には、本格的な降雪期前の消防団幹部会議において、消防署から各分団に対し、消防水利の除雪協力依頼があり、各分団が管轄内の水利の除雪を完了した際には消防署に報告することとしております。

次に、5点目の高齢者や障害者を対象とした除雪サービスの利用状況についてであります。町では在宅生活において支援を要する高齢者や障害者に対し、身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的に、一定の要件に該当する世帯を対象とした除雪サービスを三戸町社会福祉協議会への委託により行っております。この事業は、おおむね15センチメートル以上の降雪時において、対象世帯の玄関前から公道までの除雪を行うもので、実施期間は例年11月から3月末までとしております。

今年度の利用状況であります。令和6年2月末現在の出勤回数は延べ239回で、利用実世帯数は59世帯となっております。高齢者世帯の増加などから、除雪支援サービスに対する需要は今後高まっていくものと捉えておりますので、引き続き社会福祉協議会と連携しながら、当該事業を継続してまいりたいと考えております。

当町の除雪に関わる担当は、多岐にわたっております。今後も庁内で様々な意見を出し合い、各除雪業者や町内会等の団体とも連携を図りながら、除雪体制を構築してまいります。

○10番（千葉 有子君）

では、1点目について再質問させていただきたいと思います。

町道338、それから生活道路、建設業者11社に委託をして、それから計画ですか、冬の前にきちんと会議を行っているということをお聞きいたしました。

1つ伺います。町所有の大型除雪機もあると、整備されていると思うのですが、稼働運用の体制人数についてお知らせください。

○建設課長（齋藤 優君）

町所有の除雪機械1台のオペレーターということですが、こちらに関しては町の職員1名が担当して除雪を対応しております。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

1名ということですが、複数の人員でないことで運用が滞ることはないのか、また将来に向けての要請や配置について、お考えがあればお知らせください。

○建設課長（齋藤 優君）

今現在1名の町の職員で除雪を行っているところで、滞っているというようなことは、担当職員からはそういう話は聞いておりません。今後も現体制で取れるのであれば、そのまま継続していきたいと考えております。

○10番（千葉 有子君）

現時点で問題はないということですが、近い将来に向けて整備をきちんとしていただければと思います。

先ほど町長答弁でも歩道の除雪については、公助、共助、自助という地域住民の方との協働でということですが私も認識しておりますが、地域住民の力でということであれば、地域住民へのお願いとして啓発、周知、共有が大切かと思えます。町長答弁にも町内会の方ととか、いろいろ説明がありましたが、なかなか高齢化が進む中、地域協働ということの課題も現状としてあるのではないのでしょうか。地域協働、それから町の高齢化、そういうことで歩道の地域協働、公助、共助ということを町長としてちょっとどういうお考えなのかお聞きしたいと思えます。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの千葉議員のご質問でございますが、まず除雪というのは、これは一般的に私どもは一部災害的なものと捉えております。しかし、そういう状況でありますので、それぞれのご家庭や仕事の関係でどうしても時間を取れないと、そういう状況もあると思います。ですが、そういう中でも何とかして子供の通学の道路を確保していただきたいと、やはりそれは地域全体の願いでありますので、町内会等にもお話をしやっつけていかなければならないものと思っております。こういった町内会に対してのアプローチをしているかというところは、既にその打合せをして、実行してきている教育委員会のほうにちょっと答弁の補足をお願いしたいと思います。

○10番（千葉 有子君）

町長のお考えを聞くことができましたので、次の2点目の再質問をしたいと思いません。

公的施設とか病院とかは、幅広いところは大きな重機で、狭いところは手作業で、それから職員の方々の手作業が各所で行われているということにまず感謝申し上げます。

1点だけ伺います。病院の敷地内の除雪については、敷地内の歩道から薬局へ行く道のりにも配慮がなされていて、町民の方から大変ありがたいという声が届いています。病院の敷地から続く住谷橋に向かう馬淵川沿いの歩道も病院利用者の方が歩いています。これは敷地内の歩道となると、やはり地域住民の方に協力いただいているのでしょうか、伺います。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの千葉議員のご質問にお答えいたします。

病院利用者をご利用になれる住谷橋のたもとから馬淵川沿いの歩道、こちら道路は町道ということで、それに付随する歩道ということになります。こちらも、当院の利用者が歩行する歩道になってございます。また、当院の院長はじめ医療スタッフ、職員も通勤に利用する道ということになってございます。こちらの歩道につきましても、当院の職員が小型除雪機を用いまして、利用者及び職員の安全確保のためということで除雪を行っているところでございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

町民の方々の安心と、それから職員のためにもということで、ありがたいことだなと思って答弁をお聞きいたしました。

続きまして、3点目の再質問をしたいと思えます。先ほど町長答弁では、車道優先、それからバス路線優先で、歩道に手が回らないということは私も承知しております。地域の皆さんから協力をさせていただくことで、国や県からの機械も借りているということでした。

ちょっとそっこの質問に入る前に、1点先にお聞きしたいことがありますので、質問いたします。通学路の安全に対しては、当町においても平成27年の2月に通学路安全推進協議会が設置され、三戸町通学路交通安全プログラムを策定しています。ここには、3年に1回の担当職員関係者での合同点検と書いてあるのですが、冬期間の点検作業は行われているのでしょうか。積雪前や積雪時の危険箇所の把握も、除雪作業体制に大事なことだと思ふことからお聞きします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまご質問のありました、平成27年2月に策定されました三戸町通学路交通安全プログラムについてのご質問であります。こちらにつきましては、まずはどういうものかということについてご説明したいと思います。

合同点検につきましては、平成24年度に通学途中の児童の列に自動車が突っ込んで死傷者が出たといったような、そういう事案があったことから、国のほうから緊急での合同点検を実施しなさいという通知を受けまして、学校、それから教育委員会、町のほうで言えば建設課、あと県、警察での合同の点検を実施したということでありま

す。当初行いました平成24年度の点検では、町内では21か所の点検を行っておりまして、その対処方針等を決めながら対応しているということでございます。

その後におきましても、3年に1度になりますが、関係者のほうに国、それから防犯のほうを担当している総務課も加えながら、3年に1回、おおむねこれまでは9月頃の実施ということでやっております。また、3年に1回は合同で、それぞれ関係者が集まってやるのですが、それとは別に毎年1回ですが、各自での点検、それからそれぞれの対応状況の報告を教育委員会のほうで取りまとめまして、県、国に報告しているということでございます。

これまでこの点検の成果によりまして、最高速度の変更だとか、あと横断歩道の整備だとか、あと注意喚起の看板とか、そういった対応がされてきたということでございます。

この点検について、今までは9月頃ということで、あまり冬期の除雪に関するということというのは、想定の中では少なかったのかなということも確かにございますので、例えば冬期間にやるとか、冬期のことを想定した点検をするとか、そういった対応は今後はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

様々なプログラムの中で対応しているということをお聞きして、局長のほうから冬期間に対して少し足りなかった面もあるということで、これからマニュアルで対応してくださるということで、とても安心な力強い答弁をいただきました。ぜひ積雪前の安全確認をよろしく願いいたします。

ちょっと繰り返しになりますが、町長から歩道に関しては、国や県から借りている小型除雪機で、町内会とかの方をお願いして行っているということでお聞きしました。ちょっと斗川小学校のほうにお聞きしましたら、斗川小学校は大きな道路から学校までの通路が短いことと地域の人たちの協力の体制が整えられて、あとはバスで来た子供たちと一緒に除雪をしているという理想的な体制になっているようです。

ちょっと三戸学園の通学路の除雪について伺います。通学路といっても、私の記憶だと昔は、昔といっても少し前ですが、城山の入り口から学校までというのを通学路で捉えていたみたいなのですが、そこはどういうふうに捉えているかちょっと今は分かりませんが、本年度は町内会にお願いしたと聞いていますが、委託なのでしょうか、協力要請なのですか。あと、謝礼や安全保険についてもお知らせください。

○建設課長（齋藤 優君）

三戸小中学校の通学路と言われる歩道の除雪の協力体制ということですが、今年に関しましては城南町内会のほうにご協力をお願いしたところ、ちょっと時間とかの調整は難しくなるかもしれませんが、できることをやっていきたいというようなお話をいただきましたので、城南町内会のほうをお願いしております。こちらに関しての報酬とか、そういったものは無償でやっていただいておりますが、保険のほうはオペレーターをしていただく方の人数分で保険を掛けているところでございます。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

城南町内会への協力ということで、委託でないのもので、協力ですから、保険だけで謝礼はないということ伺いました。今の答弁をお聞きしますと、時間的な制約という

のですか、前よりはということをおっしゃっていたのですけれども、やはり私がこの質問をいたしましたのは、地域住民の方から心配の声がありまして、これはどこの自治体もそうだと思うのですけれども、登校前に子供たちの安全のために通学路の除雪が行われるということが理想的なものでないでしょうか。そうすると、現実的に安心安全な除雪体制と言えるのでしょうか。町内会の人員不足、高齢化、それから日常的に朝の除雪ができる人はいるのか。町民の方の認識は、そこは通学路であります。町が設置している三戸学園の通学路の除雪においては、教育委員会が中心となって、学校やほかの担当課と連携して、地域住民の力を借りるにしても、確実な除雪体制を整えるべきではないでしょうか。通学路の安全確保のためにも、私個人の意見ですが、業者をお願いするのが安心で安全と考えます。もちろん町内会の方の、地域の方の共助、協働というのはとても大事なことなのですが、現実として私は考えますが、答弁をいただければ。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

三戸小中学校に向かう通学路のことですが、こちらにつきましては少し経緯から申し上げますと、以前は町の職員であります学校の用務員が行っておりまして、そちらが小型除雪機、また狭い部分については教育委員会の職員がやって、そういう協力体制で行っておりました。その後、用務員が退職されたというところもありまして、教育委員会の職員が早朝、深夜に出るのも、労務上も厳しい状況というのがございましたので、業者のほうをお願いしてやっていたと。その後、その業者のほうで業務を終了したということで、現在町内会のほうに協力依頼という形で行っております。

業者のほうをお願いするのがよいのではないかとということですが、こちらにつきましては今年度町内会のほうをお願いして、小型除雪機の故障等もあったのですが、出られない日もありました。そういう事実もありますので、これは万全の体制を組まなければならないところだと思いますので、業者委託、それから教育委員会のほうでの用務員などの対応、そういったものを含めながら万全の体制を構築していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

これまでの経過も含めて、今すごく安心な気持ちでいっぱいになりました。やはり今局長がおっしゃったように、子供たちの安全が一番ですから、今の事実を基に万全を尽くすというお言葉は、大変地域の方も、子供たちも、私たち町民もとても力強い答弁をいただきました。

当町でも、令和5年4月に学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールが設置されました。地域住民が力を合わせて、子供たちのよりよい環境づくりに取り組む、地域とともにある学校を目指すための仕組みであることから、先ほど用務員の活用、それから業者の活用というのも考えてくださるということでしたが、協議会においても通学路の除雪については問題化して、一緒に考えていけたらと思っておりますが、教育長のお考えもお聞かせ願えればと思っております。

○教育長（慶長 隆光君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

千葉議員が申されたように、三戸町におきましては、今年度から町内小中学校に学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを導入いたしております。この

コミュニティ・スクールは、各学校で行われている学校運営や教育活動に対し、協議会や保護者、地域の皆様の意見等を反映させていくものであります。あくまでも学校の運営に多くの方々力が合わせ、協力、取り組んでいくというものですので、通学路の除雪については、協議の内容というよりは一つの話題として、状況把握や情報提供することは可能だと考えております。町長、また局長から申し上げたように、やはり地域の皆様のご協力も含めて、子供たちが冬の降雪時、安全に通学できるよう、様々検討することが重要だと考えている次第でございます。

○10番（千葉 有子君）

教育長のお考えも伺うことができました。教育委員会と、それから担当課が協力し合える関係をつくって、町民の方の協働と皆さん方の思いで、まずは子供たちの安全を考えるのは大人の責任だと思いますので、そうして進めていただければありがたいと思います。ちょっと繰り返しになりますけれども、先ほどの事務局長の答弁を期待しております。

続きまして、4点目の再質問をいたします。生活道路は、個人のところは町内会で、トラクターとかを使っている方に地域除雪活動として行っているということをお聞きしました。それから、消火栓は、消防署と消防団とがちゃんと連携し合っているということをお聞きしました。

ちょっと困っている声をお聞きしましたので、具体的に申し上げます。元の中学校に行く道路で、勝山小児科から入ってきたところの十字路のところから、三戸保育園に通ずる町道の除雪のことです。保育園には、他方からも往来できる通路はありますが、職員の方々や徒歩で通園の子供たちが歩く道路であり、その除雪にちょっと困難を来しているということをお聞きしました。何よりも子育て支援の最たる保育施設への協力体制として、何か町として通園道路の除雪対応について検討できないものでしょうか、伺います。

○町長（松尾 和彦君）

三戸保育園の通園に係る道路ということで、そこから同心町の交差点から中学校通りのほうに入って、そこからまた行くということで、三戸保育園に通園する場合には、道路といいますか、道が2つあると思います。1つは旧産馬組合のところの道路、あともう一つは住宅の間を抜けていく道路ということになるかと思います。まずは、そこはどこの、要は積雪という状況の中での通園の方法ということですので、園のほうにそういった場合はこっちを使いましょうとかということ、やはり最近車で送って来てもらったりする方もかなり多いと思いますので、それであれば産馬組合側のほうが本来はいいのかなと思います。ですので、その際に両方準備をするというのは、やはりなかなか大変なことだと思うので、どちらを使用するようにするかというのをまず園のほうで決めていただく必要があるのではないかとこのように考えております。

○10番（千葉 有子君）

町の施設でないですし、いわゆる個人経営なのですが、職員の方たちがそこを必ず通ります。先ほど病院の事務長の話では、職員のためにも歩道を行っている、もちろん公的施設と私的な施設は違うのですが、何か町として応援してくれるものはないのかなということをお聞きしました。承知いたしました。

それでは、最後の5点目についてお聞きいたします。在宅生活に支援する要件で社

協に委託ということで、しばらく前は10センチでしたが、今は15センチの降雪です。239回の出動があり、59世帯の利用があったということでお聞きしました。利用に当たっては、要件に見合う方が自己申告や民生委員、ほのぼの交流協力員、また介護施設や訪問介護事業者からの情報や、協力デイサービスを利用しているかと思います。町からの三戸町社会福祉協議会の委託であることから、情報共有が多岐にわたることで、対象者を十分に把握しているか、1点。

また、担当課も分かれていますし、委託先も別ですので、担当課同士での情報共有をどのようにしているか、2点伺います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

除雪支援サービスについてのご質問でございます。こちら町長答弁でも申し上げましたとおり、社会福祉協議会への委託により実施してございます。対象者につきましては、特に支援の必要性が高い介護サービスを受けている高齢者世帯等につきましては、ケアマネ等からの情報を収集したり、あとは保健師による地区活動、地域活動においての情報収集をしております。それらにつきましては常日頃から社会福祉協議会と情報共有をしているところでございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

情報共有とか、対象者は十分に把握できているということでした。

高齢化の波は大きくなりまして、当町での高齢者と言われる65歳以上の方が5年8月現在で3,916人、町の人口のおよそ43%で、その中で75歳以上は半数以上になりました。単独世帯が1,030、夫婦のみ世帯が1,250およそ4,150世帯のうち、高齢者世帯が2,200世帯ほどになります。このサービスを使っている方はとても安心していると思うのですが、年を重ねるごとに除雪は不安材料となりますので、対象者の絞り込みとか、それから情報とか、民生委員の方が3町内にいらっしゃるなくて、あとはおまして、ほのぼの交流協力員が百数名いらっしゃるのです。ほのぼの交流協力員の方からの介護サービスを受けていない方でも、このサービスを利用するということがつながっているかと思えますので、年を取っても安心して暮らせる一つのサービス利用になるのではないのでしょうか。さらに皆さんと情報を共有して、安心安全な暮らしにつながるようお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

10分の再開予定をもって休憩します。

(午前11時16分)

休 憩

(午前11時24分)

<2番 松尾 道郎議員>

1. 観光関連事業について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。
2番、松尾道郎君。

○2番（松尾 道郎君）

質問に入る前に、一言ご挨拶申し上げます。最年長の新人の松尾でございます。よろしく申し上げます。この年齢で議員になったのには、個人的にはそれなりの思いもありますし、多くは町民の思いを少しでも町に届けることができたらということもありますし、町のために何ができるか、これから4年間模索しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどお願いいたします。

あと、恥ずかしい話ですけれども、議会は入ったのは初めてですし、見学したこともなかったので、いろいろびっくりすることもあるのですけれども、一つちょっと違和感を感じたのは、いろいろ答弁している間に、この答弁は多分町長かなという答弁も担当課のほうから答弁が出たりして、「おおっ」と思うこともありましたので、私のときは町長を指名するかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告の質問に入ります。現在町には、三戸城跡や11ぴきのねこの石像、その他の関連の観光スポットが多く存在しています。特に全国の11ぴきのねこのファンは、想像以上に多くいると思ひています。それは、ふるさと納税の金額にも表れているのではないかと思ひます。それらの貴重な魅力ある町の財産をどのような方法で全国に発信しているのか。

また、土日はもとより、平日も町外から、県外から、城山公園や11ぴきのねこに会うため、年配の方から親子連れ、若いカップルまで様々な方が訪れております。それらの人たちに対し、町はどのような対応をしているのかを伺ひます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、松尾道郎議員のご質問にご答弁申し上げます。

観光関連事業についてであります。当町には国史跡に指定された三戸城跡城山公園があるほか、11ぴきのねこシリーズ絵本の作者である馬場のぼる先生の出身地であるご縁から、11ぴきのねこを活用したまちづくりを行っております。

令和6年3月現在のふるさと納税の実績につきましては、寄附額の使い道で11ぴきのねこのまちづくりへの活用を選んていただいた方の寄附額は約8,600万円で、全体の約31%を占め、9つある寄附目的の中でトップとなっていることから、全国の皆様への認知度が高く、町の観光面でも大きな役割を担っているところであります。

これらの貴重な魅力ある町の財産をどのような方法で全国へ発信しているかについては、三戸城跡城山公園は国の史跡に指定されたことを契機として、記念イベントや講演会の開催、特別番組の放送を行ったほか、リーフレットの配布や役場で使用する封筒のデザインを三戸城跡に変更するなど、周知を図ってまいりました。

11ぴきのねこにつきましては、郵便局の企画ではありますが、今年も1,200通を超える年賀状が全国から届いており、「会えるのを楽しみにしています」、「今度会いに行きます」など、たくさんの応援メッセージと元気をいただいております。また、ふるさと納税の11ぴきのねこシリーズ特製品の開発や11ぴきのねこファンミーティングを当町と東京で開催するなど、11ぴきのねこのまちさんのへを全国にPRしてまいりました。

今後も国史跡三戸城跡城山公園、11ぴきのねこのまちさんのへを町内外に発信し、

さらなる磨き上げをしていくため、町民の皆様のご意見を伺いながら、魅力ある事業を検討してまいりたいと考えております。

次に、町外から訪れた方に対して、町がどのような対応をしているかについてであります。令和3年度に実施した観光ガイドの育成講座には、町観光協会や道の駅スタッフ、サンノヘエールのスタッフなど13名の方にご参加いただき、基礎的なおもてなしの仕方や街歩き、城歩きなど、全5回の講座を受講していただいたところであり、現在はその講座を受講したサンノヘエールのスタッフが街歩きや城歩きのガイドとして活動いただいております。町内の観光名所や飲食店、11ぴきのねこの石像などをご案内いただいております。

また、道の駅では、町観光協会や販売スタッフが町の観光についての問合せに対応していただいているところであります。さらに、11ぴきのねこ関連商品を販売している商店等においては、買物をしていただくだけではなく、11ぴきのねこオリジナルしおりのプレゼントやマンホールカードがもらえるからと役場まで案内をしてくれたり、心の籠もったおもてなしをするなどのご協力をいただいております。

町といたしましては、情報発信とともに、このようなおもてなしによって、訪れてよかった、また来たいと思っただけの大きな魅力になるのではないかと考えております。

今後も町の宝を大切にしながら、広く情報発信に努めるとともに、訪問されるお客様を町全体がおもてなしの心でお迎えできる体制を整えてまいりたいと考えているところであります。

○2番（松尾 道郎君）

発信、対応、それぞれお伺いしましたけれども、今回は対応についてを少し詳しくお聞きしていきたいと思いますが、その前にちょっと気になることがあるので、確認をさせていただきます。この間、情報であほうどりの石像ができるようなのですけれども、今までの流れを見てみると、ねこによるまちづくり、石像を造るのが最終目標みたいな受け取り方をしている人がいっぱいいるのです。これは、石像を造ることは悪いことではないのですけれども、あくまでも準備で、石像をどう使って人を集めるか、にぎやかにするかというのが一番大事だと思うので、今回のあほうどりの石像に関しては、今現在できたやつを、例えば今年度の予算でどんなイベントを考えているのかをお聞きしたいです。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

あほうどりの石像につきまして、どのようなイベントを考えているかというご質問でございます。今回議員の皆様にもご案内しておりますあほうどりの石像につきましては、関根ふれあい公園に設置するというところで、3月29日の金曜日にミューズ保育園の園児と一緒に石像の除幕式を行うというところで、ふれあい公園にはこれで3体がそろふこととなります。町内にもたくさんの石像を巡っていただいて、それを目当てに来ていただいている観光客の皆さんも数多くいらっしゃいます。町長答弁の中にもありましたが、商店の方にもご協力いただきまして、そういう方々のおもてなしをするということも皆さんにご協力していただいております。

まず、来年度の事業ということでもありますけれども、特にあほうどりの石像を使ってこれをするということの予算というものはございませんけれども、町全体として石像を巡っていただく、観光客をおもてなしするというところはございますが、今後11ぴきのねこを活用したまちづくりをどのようにやっていこうか、また先生の作品を愛

する方々がどのような意見を持っていて、どのような方向で進んでいってほしいかという意見や意見を聴取する会議というのを開いて、様々なご意見をお聞きして、それを参考に今後のイベントであるとか、方向性に役立てていきたいというふうに考えてございます。来年度の事業としては、その会議の委員委嘱というところを考えてございます。

以上です。

○2番（松尾 道郎君）

まず、せっかくある財産ですので、くれぐれも有効に活用して、まちづくりに利用していただくことをお願いいたします。

観光客に対する対応ですけれども、先ほど町長が答弁された現在の状況、街歩きとか商店の協力とかというのがあったのですけれども、現在そういう状況で町としては満足しているのかなという判断を町長からお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

現在の状況をまずどのように考えるかということだというふうに思います。まず、コロナ禍の中であってもいろんな、天気もありますけれども、たくさんの方が年々三戸町に訪れていただくようになりました。私として非常に印象に残っているのは、三戸町役場にブライダル関係でビデオとか写真を撮りに来た、そういうカップルがございました。そういう際にも、三戸町、ちょうど役場にまだ縫いぐるみがありましたので、臨時的にちょっと対応してあげたと、そういうことも実はございます。

また、三戸町でタクシーを利用いただいている方々にとってすれば、車に11ぴきのねこのステッカーが貼っているというのも非常に楽しいということで、タクシーのほうも利用いただいていると思います。

現状の中での声で十分というふうな思いは、一切思っておりません。次に何かできないか、もう少し来訪される方々に何かできないかという思いは常々思っているところでございます。

○2番（松尾 道郎君）

結構な人数が来ているのですね、三戸町に。先日、2月の22日、ご存じのように三戸郵便局はニャンニャンの日としてイベントを数年続けてきております。コロナ禍のときに何回かは休んでいますけれども、今年も100人弱のお客さんが見えております。そういう方に、先ほど町長にどうお考えですかと聞いたのは、対応の中で、町主体でやっている対応策が何も無い。商店に任せる、飲食店に任せる、サンノヘールに任せる。だから、そこがちょっと不足しているのではないのかなという気がして質問したのですけれども、ちょっと戻って郵便局のやつなのですけれども、多分皆さんも何回かは現場で出会ったことがあるのではないのかなと思うのですけれども、結構あそこに人が来ると、石像人気があります。さらに、向かいが三戸大神宮で、結構大神宮もそれなりに情報発信しているので、あそこを見ながら来るといった人もいらっしゃる。何が一番気になるかという、あそこは県道で車が止まるのです、郵便局に用事のある方は。そうすると、ねこと一緒に写真撮りたいというときに車が邪魔になる、あと普通の通行も結構危険な状況になる。そういうのは、一回現場をぜひ見ていただきたいと思うのですけれども、かといって、あそこは駐車禁止なのですけれども、停車は禁止になっていないので、全て停車も駄目となると、郵便局を利用する方が今度迷惑受けるわけなので、せめて石像の前ぐらいは何か道路にペイントするとか、それ

が簡単にはできないと思うのですけれども、そういうことをしないとちょっと危ないかなという気はしていますので、ぜひこれは郵便局、県道の管理者、警察、そのような方を町が主導して、どうするのがいいのかというのはぜひやっていただきたいと思います。これは、すぐ結論は出ないと思うのですけれども、事故が起きてからでは遅いので、ぜひ早めに取りかかっていたいただきたいと思います。

私ごとなのですけれども、実は縁があって電通を退職した方と知り合うことができました。その方は、お城に非常に興味を持っている方で、全国を回っているのです。当然三戸にも来ました。そして、いろんなところを巡って、当然ねこ関係の石像も回っていました。こういう話をしていました。こういう小さな町で、これだけ観光資源がある町はないよと。ただ、取組が全然ないから、宝の持ち腐れだという話をしました。さらに、これだけ観光の箇所がいっぱいあるのに、町なかに観光案内所みたいなところがない、こういうところはないよという指摘も受けました。ということで、そういう観光案内所的なものを設置する考えがないか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、観光案内所の町なかへの設置というところでございます。まず、その前に、町は何もやっていないということではなくて、先ほども紹介しましたが、ガイドというのも当然必要なことだと思っていますので、そういった養成というのには力を入れてきているところでありますし、また町内のことを知らない方々が、では11ぴきのねこの石像どこにあるのかなという、まず素朴なところからいくと、アプリをダウンロードしていただいて、それを見ながらいろいろ巡ってもらう、地図もついていますので、そういうところから始まっているということでございます。

そして、今の案内所の件でございますが、町内に案内所を設置する場合、ほとんどのところは空き家であったり空き店舗であったり、まずそういうところが用地とされると思います。それで、これはまだまだ調整中のところではあるのですが、富田歯科医院、在京三戸会で何度もお会いをしながら、毎年お彼岸、お盆というと帰ってきますので、その際にいろいろ町で活用できないかというご相談をいただいて、建物の状態であったり、中のほうも私も拝見させていただいたり、その可能性について今模索をしているところでございます。何とかこれは準備ができ次第、その利用という部分について実現をしていきたいなというふうに考えて、担当課とも実際に動いているところでございますが、ちょうど歴史のある建物でありますので、そういったものもできるのであれば、そういう観光案内所的な、何か利用策にもつながっていくのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（竹原 義人君）

松尾君、手を挙げてから。

○2番（松尾 道郎君）

すみません。間違えましたら、いつでもご指摘いただければ直しますので。

そういう話があるのでしたら、ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、スピード感を持ってやっていただきたい。例えば観光案内所みたいなのができれば、人の流れが変わります。新しい人の流れができます。そうすると、町の中がある程度にぎやかになる、急にはできませんけれども。ただ、今現実に昼皆さん歩いてみれば分かると思うのですけれども、三戸町死んでいます。土日に関しては、逆にねこを訪れて歩いている人のほうが町の人よりも多い状況も、時間帯によってはあるのです。そう

いう、せっかく来たなら人を使ってにぎやかさをつくるようなことをしないと、確かに今の富田さんのやつもいいのですけれども、どれぐらいかかるか、時間的な問題もあるので、2年も3年もかかるのであれば、そのうちに町なかは死んでしまうので、ぜひもしそのスタイルでいくのであれば、本当にスピード感を持ってやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

取りあえず城山公園には温故館があるわけで、温故館には去年委員会から聞いたら3,200人ぐらいの来客数があります。ただ、入り込み数が、昨日私も初めて聞いたのですけれども、7万人ぐらいいるので、それが多いかどうかというのはここでは問題にしません、取りあえず温故館にはいろんなパンフレットが置いてあります。そうすると、城山に来た人が次の機会にねこのほうに来るかもしれません。どこのレジヤでもそうですけれども、リピーターをつくるということが非常に大切なので、せっかく町なかに来ている人たちに、今それが全然ないわけです。そんなに大きい建物ではなくていいのです。数人テーブルに座って休めて、そこにパンフレットを置いたり、三戸の名産を並べて宣伝したり、この間いつだったか、コロナの予防注射のときに三病へ行ったら、すばらしい三戸を紹介するビデオがありました。ああいうのを流しておくだけでも、相当なPRになるのです。

結局観光地を巡って歩く人というのは、三戸だけではないのです。いろんなところに行っていますから、いろんな知識を持っているし、いろんな感じ方をします。そうすると、その人たちから感想なりアドバイスをいただくという第三者的な目で見ると、私らが思った以上のものが出てくるはずなのです。そういう情報を集めて、それを使っていく、そういうことを感じてやっていかないと、にぎやかさの演出にはならないと思います。

先ほど町長言ったように、空き店舗の利用、これは次回もっと詳しく聞きたいと思うのですけれども、ぜひそういうのをやっていただきたい。そして、やっぱり町が主導で動いて、町もこんなことをしていますよというのを見せないと、ほかの人に空き店舗、お金あげますから使ってくださいと言ったら誰も来ません。それは、空き店舗のほうのあれなので、いわゆる観光的なことについても、ある財産をうまく使うためには、町がもっと積極的に動いていただいて、動いて失敗するのは誰も責めないと思います。何もしないで考えているだけのやつが一番責められるわけなので、そういう面で早くスタートしていただきたいなという思いです。

ちょっと午後の予定していたので、午前中になってしまったので、段取りが狂ってしまいましたけれども、すみません。あともう一つ、町長が目指している町のまちづくり、どんな町にしたいかというのがちょっと分からないのですけれども、その中でいわゆる観光事業というのが、町はいろんな事業をやっていますけれども、当然同時並行で全部やるわけにいかない、ある程度優先順位をつけてやっていく。この間も聞けば、正直に言いますとCO₂の削減、それはすばらしいことなのですけれども、30年まででしたか。

(「2050年」と言う者あり)

○2番(松尾 道郎君)

2050年になったら、三戸町なくなっています。だから、そういう今急いでやらなければいけないという順序立てをしなければいけないと思うのですけれども、そういう中で観光事業は大体どの辺の位置で進めていくおつもりなのかをお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、観光事業についての考え方ということだというふうに思います。三戸町の観光事業ということになると、一番肝腎なところは、観光客がたくさん訪れるのでいいということではないと思います。これは最近では、1か所に一時期にたくさん訪れることでオーバーツーリズムという、ちょっと飽和してしまっていて、それがごみであったり、いろんな悪い影響が出るというところをそういう表現をするのですが、人が来るだけが観光事業ではないと思います。まずは、それを商売として、生活の糧として受けてくれる、利用してもらえる、やはりそういう会社なり団体なり、そういうのが育っていくことが観光の一番のポイントだというふうに思います。そういう意味でいきますと、先ほど松尾議員のほうからも三戸の町内は死んでいると、そういう話がありました。昔は、それこそ城山の桜であったり、いろんなイベント等の中で、やはりそれなりに町内は潤っていた時期もあろうと思います。

しかし、ちょっと話ははずれるかもしれませんが、国道4号線にバイパスができて、町内を通らなくなってから、人の流れというのはバイパスを通じて大きく動くようになりました。そこから三戸町の生き残りをかけた観光への取組だったというふうに思っています。しかし、そういった中でも残念ながら、先日久慈議員からも観光協会の話でございましたけれども、観光が事業として成り立つ事業者というものが三戸町にはまず全くありません。そういう中で観光を事業化していくというのは、やっぱり人を育てること、先ほどのガイドもそうですし、先ほど松尾議員がおっしゃられたような観光案内所を町内の通りにつくるべきだと、そういうこともそうでしょうし、そういうことは常々やっていかなければならないことだというふうに思っております。その点については、まだこの場では言えませんが、様々な取組を町としても考えているところでございます。

そしてまた、関連しますけれども、今町の中でやっている事業、移住、定住であったり、サテライトオフィスの事業であったり、ほかから呼んでくるために町のあるいは国の予算を町に落とすとしていく。今の脱炭素の事業もそうです。その糸口でいくからこそ、町にいろんな部分で経済的な効果が生まれる。やはりそれが、新しいものと古いものを両方生かしていくというところが三戸の観光の基本になるというふうに私は思っておりますので、そういう観点でこれからも人づくりに向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

○2番（松尾 道郎君）

町長が言うことは一々ごもっともなのですが、民間を育てる、そんな今余裕はないですし、民間というのは採算が取れないと出てきません。だから、私言いたいのは、そういう時間的な余裕がない、もっと危機感を持って進めていただかないと、本当に三戸町の将来を心配しています。だから、さっき言ったように、民間はもう採算性を唯一、第一に考えますので、取りあえずすぐにでもできるのは、いわゆる官しかないのです、町しか。町がもっと積極的に主導権を取って、いろんなものに取り出していく、そういう姿勢が欲しい、そんな気がします。例えば観光案内所にしても、取りあえず空き店舗を使ってできるのであれば、急げば夏休みに間に合います、春まつりには間に合わないにしても。そういうスピードを持って、危機感を持ってやらないと物事は進みません。考えて、いろんな人から意見を聞きましようとか、それも大事です。ただ、進めることがもっと大事なので、そういう歯がゆい思いをしておりますので、ぜひ何とか町を残すために、考えている余裕はないのです。進めていかなければいけません。そういう思いを持っていただきたいと思います。

すみません、何言っているか、再考し直さないと分からないのですけれども、要は今言ったように、町がもっと主導権を持っていろんなもの、例えば対応にしてもガイドを育てる、それは当然です。もっと直接的に町がやれることがないのかな、そういうことを進めていかないと、町長が言っていることはよく分かるのです。いろんな議会だより見ても今の話は載っていますし、観光業の方を育てるのが必要だというのは、それはそのとおりなのですけれども、何年もかかる話なので、どっちが先かという話になりますので、ぜひ三戸町のために三戸町がすぐできること、そういうことを進めていただきたいと思って、最後、どうでしょう、その決意を聞かせていただきたいのですけれども。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの松尾道郎議員の思いというものは、十分に伝わったというふうに思います。町としても、これまでの取組、また財政、いろいろありますけれども、やれることをとにかく見つけて取り組みたいと、そのように考えております。

○2番（松尾 道郎君）

私の質問は以上で終わります。

○議長（竹原 義人君）

午後1時30分再開予定をもって休憩します。

（午前 11時55分）

休 憩

（午後 1時30分）

<9番 番屋 博光議員>

1. 鳥獣被害とその対策について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

9番、番屋博光君。

○9番（番屋 博光君）

通告に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

まず、鳥獣被害とその対策について。昨年の3月議会において、鳥獣による被害とその対策について質問しましたが、その後も熊によりリンゴの枝や桃の枝が折られた被害がたくさんあります。その中でも、イノシシによる稲作の被害が多発しており、今年はさらに被害が拡大すると思われませんが、町は鳥獣被害の対策をどのように考えているかご答弁願いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、番屋博光議員の質問にご答弁申し上げます。

鳥獣被害とその対策についてであります。町では鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律にのっとり、鳥獣による農作物被害対策を実施しております。令和5年の鳥獣被害の状況であります。熊、イノシシを中心に、例年以上に目撃情報や被害情報が寄せられ、食害及び樹体損傷などの被害が発生しております。

熊による被害状況についてであります。昨年は山林の木の実の充実不足を原因として、全国的に熊の出没が多発しております。町におきましても、斗内地区や豊川地区、貝守地区のほか、目時地区、梅内地区などの広範囲にわたり、リンゴや桃の食害や枝折れ、飼料用トウモロコシの食害が発生しております。また、牛の飼料の食害や蜜蜂の巣箱の破損も確認されているところであります。

次に、イノシシによる被害状況についてであります。生息数の増加を要因として、熊による被害と同様に広範囲で被害が発生しており、貝守地区、斗内地区、目時地区、豊川地区、梅内地区において稲の倒伏、畦畔の掘り起こし、芋類の食害、果樹園地の掘り起こしなどの被害が発生しております。

また、令和5年度において、青森県ではドローン等先進技術を活用した野生イノシシ監視・捕獲実証を実施しており、三八地域等の県境13市町村において、通信機能付自動撮影カメラによる生育状況を確認しているところであります。令和5年9月から令和6年3月までの間、カメラによる撮影を実施し、三戸町では2地点で合計54回の出没が確認されており、一度に最大10頭のイノシシが撮影されることもありました。

熊、イノシシなどによる被害への対策といたしましては、青森県猟友会三戸支部会員で構成された三戸町鳥獣被害対策実施隊による現地確認等を行い、鳥獣の種類や被害状況を把握し、被害を受けた農地の見回りや必要に応じた箱わな設置による捕獲活動のほか、農地周辺への緩衝帯の設置や農地侵入防止策としての食物残渣の除去などの助言、被害のあった農地に対しての電気柵設置補助や狩猟に関わる人材育成を目的とした狩猟免許取得経費への補助など、様々な面からの施策を講じているところであります。

このような対策の結果として、令和5年の捕獲実績といたしまして、熊が昨年度より3頭多い計10頭を捕獲しており、イノシシでは有害鳥獣の許可捕獲としては初めての親1頭、子1頭の計2頭が捕獲されております。狩猟免許取得補助事業の実績といたしましては、新たに狩猟免許を取得した2名の方が三戸町鳥獣被害対策実施隊への加入を予定しております。

また、農家自身に取り組める自衛手段であり、獣害対策として最も有効な電気柵設置につきましては、2名の方が町の補助事業を活用し、電気柵を設置されております。

来年度以降も被害の増加が懸念される鳥獣対策といたしましては、イノシシ用の箱わな2台と熊用の箱わな1台を新たに購入したほか、鳥獣管理や地域での鳥獣被害防止対策の普及を目的とした地域おこし協力隊員を募集するなど、鳥獣被害対策の基本である食わせない、住ませない、捕獲するの3点を基に地域全体での対策を図ることで、より一層鳥獣による農作物被害軽減に努めてまいりたいと考えているところであります。

今後も、農林業者の皆様が安心して農業に取り組むことができる環境づくりを支援してまいります。

○9番（番屋 博光君）

猟友会の会員が少なくなっていると思いますが、その対策支援をやっているようですけれども、わなで捕獲するための免許取得の対策、支援を考えているようすけれ

ども、今年はどのようなになっておりますか。

○農林課長（極 檀 浩君）

わな免許取得等に対する支援ですが、今年度も昨年度と同様に補助制度を活用していただいております。また、わな免許の取得に対する講習会とかの日程につきましては、例年5月頃に県のほうから発表がありますので、それを見て広報等でお知らせしていきたいと思っております。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

講習会、青森県では3回というのを私聞いておりましたけれども、青森、十和田、弘前、それぞれで1回ずつというふうに聞いておりますが、いつ頃なのかご存じでしたら教えていただきたいと思っております。

○農林課長（極 檀 浩君）

例年ですと6月、9月、10月頃にやっておりますが、先ほど言いましたとおり5月頃に県のほうと県警察、公安のほうから、それぞれの日程が発表されます。目安としてはその頃、春と秋という形で行われると思われまして。

○9番（番屋 博光君）

春と秋で、これはわなのほうですか、それとも銃のほうですか、どちらもですか。

○農林課長（極 檀 浩君）

まず、狩猟免許、こちら6月、7月、9月に昨年行われています。あと、銃の免許もあります。こちらのほうは、大体同じぐらいのときに行われていると思われまして。

○9番（番屋 博光君）

そうすると、日程的にはまだはっきり決まっていないということですね、その間にあると。その間にあるということは、場所も決まっているのですか。お願いします。

○農林課長（極 檀 浩君）

場所も例年同じようなところでやっておりますが、どこでやるか、これは県のほうの発表を待つしかないものでございますので、今ここでどうのということとは言えないということになります。

○9番（番屋 博光君）

場所など決まっていないということであれば、その都度、決まり次第通知していただきたい、そういうふうに思います。

それと、熊とか鹿、イノシシをできるだけ減らすためのドローンの活用として、この間の3月16日の新聞にも載っていましたが、ドローンを活用して実証実験を22年、23年、2か年の計画でやっております。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、八戸、十和田、三戸郡、県南の13市町村で生育状況を調査したのが載っていました。その中によりますと、通信機能カメラで22年は19回、23年は219回、極端に23年は増えております。

その中で、三戸町でもドローンはたしか3機あると思っておりますけれども、これは防災

に使う予定のドローンというふうにはなっていますが、それをイノシシとか熊とか、そういうものの生態調査に使う予定はありますか。

○農林課長（極 檀 浩君）

確かに県が行ったドローン等によるイノシシ等の監視の各調査があります。内訳、まずドローンを使ったのは、主に上北地方、こちらのほうと南部町がやってございます。こちら三戸、田子とかは、センサーカメラつきのおり、こちらを仕掛けて実証実験を行ったということでございます。

ドローンにつきましては、これから活用されるのはかなり見込まれていると思います。ドローン、町のものとか、そのほかにも鳥獣被害対策実施隊で購入することも可能でございますので、ドローンを使って、例えば赤外線でイノシシの個体がどの辺にいるかとかを見つけながら、わなを仕掛けるとかも可能だと思います。

また、猟犬においても、実際狩りをする猟友会の方々、これ他の自治体、青森県ではございませんけれども、ドローンを使って、ドローンを猟犬の代わりとして、ドローンから犬の鳴き声を発して追いかけて狩りをするというような事例もございますので、これからそういうふうには狩りの形態も変わっていくものかと思っております。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

ドローンを活用するのもいいのしょうけれども、猟友会との絡みとか、ドローンの免許を持った人、役場の中には何人いて、猟友会は何人いるのか。それから、昨年免許取った方もいると思いますので、その辺併せて教えてください。

○農林課長（極 檀 浩君）

ドローンの免許を持った方ということで、猟友会に関してはまだいないというようなことを聞いております。昨年免許取った方も、まだドローンの免許まではいかないということです。狩猟免許は取りましたけれども、ドローンはまた別のほうの免許資格制度ありますので、試験等もある、国家試験になるという話もありますので、その辺は情勢を見ながら助成のほうは考えていきたいと思っております。

町として全体というのは、私はちょっと今把握してございませんので、総務課から答えていただきたいと思っております。

○総務課長（武士 沢 忠正君）

町職員でドローンの免許を持っている者ということでございます。確かな数字はちょっと資料を持ってきておりませんが、6名ほどだったかなと思います。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

そうすると、ドローンの方は6名、そのほかにわなの免許、銃の免許、これは三戸町で何人いますか。

○農林課長（極 檀 浩君）

免許の所持者ということでございます。鳥獣被害対策実施隊、猟友会の方と同じですけれども、今現在実施隊は29名おります。うち猟銃の免許が28名、そのうちわな免許というのが4人という形になってございます。

○9番（番屋 博光君）

わなを持っている方が4名、そういう方々にとりか、これからもわなとか、そういう取るための費用、それからわなの材料というのだから、そういうものの補助をする予定はありますか。

○農林課長（極壇 浩君）

わな免許等の取得に対する助成ですが、今年度まで行ってきました。来年度以降も同様に補助はしていきたいと思っております。

あと、捕獲わなの購入費用についても、これまでも助成をしてまいりました。大きい熊やイノシシ等の大型獣対応と、あとはまたハクビシンとか、そういう小さい小型獣に対応するもの、それぞれ上限額はありますが、各わなの購入等については助成しております。また、くくりわな、こちらでも1回使うと、そこで2回、3回と使えなくなるものもありますので、そちらについても助成はしております。これについても春先ですとか、回覧、またホームページ等々で宣伝しております。

また、免許の取得については、今米の営農計画の受付とか、各中山間の集落協定説明会等々、農家さんと話をすることがありますので、その機会を利用してPRしていただいておりますので、これからも続けていきたいと思っております。

○9番（番屋 博光君）

ぜひ町民の方々それぞれに、歩いてみればわなの資格も取りたいという方々も聞いておりますので、ぜひ報告していただければと思います。

それと、これまでに町に箱わなが何個あるか、それと今後どれだけの数量を増やしていく予定なのかお伺いします。

○農林課長（極壇 浩君）

わなの数でございますが、町、また実施隊で所有しているわな、熊のわなですが、今年1台新しく増やしましたので7台、鹿用ですが、これは3台、イノシシ用4台あったところを2台増やしましたので6台、小型獣用、これは7台、くくりわなが2台と、今現在の保有数になってございます。これについては、これからもイノシシ等、生息域が東北のほうにどんどん北上してまいります。これからもわなを仕掛ける場所も増えると思っておりますので、次年度以降、6年、7年、8年度とやっぱり状況を見ながら増やしていければと思っております。

○9番（番屋 博光君）

今後とも、イノシシ今年増えると思っておりますので、ぜひそれに対応しながら、前もってもう準備していただきたい、そういうふうに思います。

それと、イノシシとか鹿、熊は、捕獲するに当たって届出とか、そういう指定はあるのかなのか、その場で見つけた次第に射殺していいのか、捕まえていいのか、その辺詳しく教えていただきたいと思っております。

○農林課長（極壇 浩君）

イノシシ等の獣類を見つけたときに、すぐ射殺していいのかということですが、猟期があります、イノシシ、熊。今現在は猟期期間中ですので、猟友会等の免許を持った方が狩りに行って狩っていただくというのか、捕獲している。そのほかの期間ですと、

これはイノシシ、熊も保護するという面と、有害鳥獣として農作物に被害を与えた場合というのがあります。何もしない場合ですと狩ったりはできませんけれども、田んぼとか畑とかに悪さをする、また生活環境を脅かすというような場合であれば届出をしていただきます。そこで有害鳥獣の捕獲許可証というものを出しますので、それを基にある程度決められた期間、捕獲活動をしていただいて、そのうちに捕れたときには、わなに入ったものは原則としてほかの地域へ放獣するというふうな形になってございます。原則としてです。そういうものがありますので、いつでも、すぐにでも猟というか、殺傷してもいいものではございません。その辺のところは、保護と有害鳥獣の駆除という2つの面を持っているということで対応させていただいております。

○9番（番屋 博光君）

2つの面を持っているということは分かりますけれども、被害が出たときに、報告したときに、たしか町長の許可があればいいというような話も前に聞いたことがありますけれども、もう一度再確認したいと思います。

○農林課長（極檀 浩君）

ただいまの町長の許可というものが、先ほど言った有害鳥獣捕獲許可証というものになります。被害がありましたよと、現場を見て、そのときに例えばデントコーンの畑の真ん中、1反歩あるうちの半分やられていますとか、それでまたもう一回、再度来る可能性があるというふうなところの確認、その辺は実施隊の方々と一緒に行って、この場所にはまた来るだろうとか、ここは通り道なだけだとか、そういうふうなものの判断もさせていただいて、それを見て総合的に勘案して、有害鳥獣の許可証の発行をするかどうかを検討して、駆除しなければならないという場合には有害鳥獣許可証を発行するという流れになっております。

以上です。

○町長（松尾 和彦君）

大変失礼します。若干補足をさせていただきます。有害駆除をする場合には、一般に猟友会に入って、有害駆除隊に入っているハンターの方もいます。全く入らない一般のハンターというのもあります。ただ、有害駆除をする際には、猟友会並びに駆除隊に入ってもらおうということがまず大前提になりますので、そういった面でのご協力はお願いしたいと思います。

○9番（番屋 博光君）

有害駆除ハンターというのは、三戸町でどのぐらいいますか。

○農林課長（極檀 浩君）

ハンターというか、実施隊というもので、鳥獣被害対策実施隊でしたか、そういうちょっと長い名前なのですが、その方々がまず有害鳥獣駆除に当たるということでございます。現在のパターンでいいますと、猟友会、こちらのほうに委嘱して、猟友会の方々に捕獲実施隊のほうも任命して、それで活動してもらおうということでございます。ちなみにこの実施隊に入られることで、準公務員というふうな扱いになりますので、例えばけがした場合とか、そういうときには公務災害ということで補償にもなるということで、これについては三戸は26年ですか、郡内でも一番早く取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

有害駆除のハンターに委ねるといことも聞きましたけれども、それともう一つ、ちょっとはっきりしたあれは分かっていますけれども、県で捕獲すると捕獲料が出るというような話も聞いております。それが事実なのか、町のほうでそれを把握しているのかちょっと伺います。

○農林課長（極壇 浩君）

ただいまの県で捕獲したという話でございますが、はっきりと私は把握してございません。ただ、イノシシ、こちらの場合には豚熱の感染の可能性があるということで、捕獲なり猟をした場合にはその血を保健所へ届けると。そうすると、1体当たりたしか2,000円ぐらいだと思いますが、その分のお金は出るというような話は聞いてございます。捕獲した場合の報償金制度みたいなものは、各自治体等でも取り組んではございますが、実施隊の方々に払う報償の形は各自治体で違々と。ちなみに三戸は日額で7,000円ということで、活動した日に合わせ、その分報償を出すという形を取ってございます。

○9番（番屋 博光君）

では、県で出しているのは、豚熱の関係で、その血を提供した場合に2,000円のあれが出る、ほかの鳥獣のあれに対しては出ないということですね、県のほうでは。

○農林課長（極壇 浩君）

まず、県のほうの取組については、ちょっと調べなければ分からないのですが、県が我々のように鳥獣被害防止隊、こちらのほうを組織してやっているとは聞いてございませんので、県が直接有害駆除へ関わるということとはなかなかないかと思えます。ただ、研究対象として動物を捕獲するというのはやっていると聞いてございますので、その辺と情報が錯綜している可能性もございしますが、それは後で確認はさせていただきます。

○9番（番屋 博光君）

その辺については、ぜひ確認していただきたい、そういうふうに思います。町では日額7,000円ということで、それは猟友会だけなのか、それともほかの関わった人にも出るのか。それと、もう一つ、そのほかに銃を使った場合の弾の補給とか、そういうのはなくて、日当だけの7,000円で、あとの弾の補給とか、そういうものの助成はやっていないのか、ちょっとその辺を教えてください。

○農林課長（極壇 浩君）

先ほど言いました日給制ですけれども、鳥獣被害対策実施隊というものを組織しています。実施隊の方々は、まず猟友会の方がほとんどですので、ちょっと猟友会と一緒にいるかもしれないですが、鳥獣被害対策実施隊として有害鳥獣の駆除に当たった場合は日額7,000円というふうにしてございます。有害鳥獣以外の、例えば猟期間に猟友会として捕獲した、狩猟したというのは、猟友会としての活動になりますので、そちらのときにはこの報償は発生しないということになります。

すみません、銃弾等の補助、こちらは含んでございません。有害鳥獣の捕獲という

のでいくと、まずわなを仕掛けました、そこに獣が入りました、それを止め刺し、殺す場合に弾を使うということなので、イノシシでも1頭当たり1発、2発ということになります。どちらにしても、金額としては大したことはないと言えばあれですけども、日当の中で何とかしてもらおうというふうなことで活動のほうを進めてございます。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

分かりました。日額でやって、あとの銃弾とか、そういう経費に関しては、まず日額に含むということで了解しました。

ちなみにですけども、去年の10月ですか、小諸市のほうに、当然課長もご一緒させて、一緒に行きましたけれども、向こうと比べるのはあまりにも格差があると思えますけれども、参考までに概要等を簡単にちょっと説明させていただきます。鳥獣対策費用が増加ということで、建設、農林課長を含めて視察に行ってきましたけれども、28年に鹿のペットフードの事業を開始しております。それから、28年から始まって、経費の概要ですけども、事業運営開始にかかった経費ですけども、6,000万円、そして地方創生推進交付金が5,000万円、建物の建設、改修にかかった経費が2,500万円、備品の購入が2,500万円、小諸市単独の予算が1,000万円、設計とか備品の購入などであったのがトラックとか冷凍庫、それから金属検出器とか放射能検出器、高圧洗浄機とか急速冷凍庫とか、様々な種類が載っていますけれども、そういう機械のあれが2,500万円かかっているそうです。

そして、野生鳥獣の商品化の事業の概要ということで、28年が276頭の鹿の捕獲、そして29年度が598頭、30年が902頭、令和元年で1,500頭、令和2年で1,400頭、令和3年で1,500頭、令和4年で1,300頭、令和5年で、当時行ったときで9月現在で1,200頭、12月現在でいくと2,000頭を超えるだろうというお話でした。その中で、鹿の頭数も4万頭生息しているということで、その中の2,000頭は微々たるものだと思いますけれども、それに比べると三戸町はイノシシ、鹿より熊のほうが若干多いのかなと思いますけれども、鹿に関してはまだ見かけるだけで、そんなに頭数は把握していないかと思えます。ただ、イノシシに関しては、ここ数年、三、四年前から、1頭、2頭当時から見かけておまして、ここ二、三年、物すごく見かける回数が増えてきていますし、被害も続出しておる中で、イノシシに対する捕獲がちょっと懸念される場所でありまして、これから畑作のほうが盛んになってきますので、そっちのほうの被害が増加すると考えられますので、ぜひその辺も含めながら検討していきたいというふうに思っております。

これが小諸市のそこまでやった成果なのですけれども、そのほかにこれに至っても、担当職員、専門に1人、市長のほうに大学に向かって竹下さんという人を選んで、専門でやっていただいた結果が今に至っているところでもありますけれども、10年の契約だそうでしたけれども、去年で13年目と言いましたか、ようやく軌道に乗ってきたみたいなんです。それをほかの自治体でも様々見学に行ったりなんかしているけれども、竹下さんいわく、やめたほうがいいですよというお話でした。あまりにも金額もかかるし、それだけ投資して果たしていいものかどうか。小諸市一人がたまたま成功しただけで、その中には猟友会とのいざこざもあったみたいですし、その中で、ではどうしましょうかといったときに、市の職員にわなの資格を取らせて、それで1頭1万8,000円の捕獲料を払って、それで何とか今の状況まで持ってきた苦労話をしていました。そういう面からいくと、同じことをほかの自治体でやるかといえば、ちょっと難しい

面があるので、ほかの自治体にはやめてくださいとは言っているそうです。

それを踏まえると、三戸町にそれを置き換えると、三戸町も鹿ではないのですけれども、イノシシが今頻繁に増えてきています。これも田子の川代から始まったようですけれども、そこから徐々に秋田県、岩手県、その辺に流れてきて、今三戸町もかなり増えてきていますし、鹿とか熊よりもそっちのほう重要になってくるのかなと思いますので、ぜひその辺も踏まえて、対策を町としてもどういう方向性でやっていったらいいのか、町長の考えをもう一度お聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

まず、有害鳥獣に対する対策は、農地の管理をされている農家の方々、そしてまた地域の方々に正しい情報をいろいろ知ってもらわなければならないということだと思います。ですので、まず第一に考えてもらいたいのは、電気柵であったり、防御のための手段をぜひ講じていただきたいということ、これは町のほうも支援しておりますが、農協のほうでも支援をしていますので、有利なほうを選択しながら準備をしていただきたいと思います。

先ほどの番屋議員からの質問の中にも出てきておりますが、三戸町の、私はもう駆除隊と言ってしまうのですけれども、猟友会のメンバーの人数は、この辺の中では人数はいるほうです。ですが、実際にわなの狩猟期間以外の農繁期に間に被害が出た際に駆除をするとすると、これは駆除隊のほうで対応するしかございません。その際には、動いているものを撃つということは基本的に法律では禁じられておりますので、まずはわなで捕まえるということになります。ところが、三戸町でわなの免許を持っている方というのが4名ということになりますので、これはわなを仕掛けて、それで完結することではなくて、毎日のように見回りに行かなければならないのです。要は、わなにかかった動物が苦しんで死んでしまうと、それはそれで動物愛護の問題が発生してしまいます。ですので、捕まえたらできるだけ痛みをかけずにとどめを刺してあげることが非常に重要になります。ですので、できればそれぞれの各地域の中で、交代でもいいのです。免許を持たれた方がこれからさらに増えていただいて、各地域の見回りをしながら、駆除の体制をつくっていくというのが今三戸町が目指しているところでございます。役場内の農林課のほうでもわなの免許を取得した職員もおりますし、そしてまた地域おこし協力隊でも募集をして、恐らく7月ぐらいからはその業務に就いてもらえるのかなというふうに考えておりますけれども、そういった体制づくりを今積極的に進めておりますので、まずご理解とご協力をお願いしたいと思います。

そしてまた、実際に今度捕まえた際に、その処理をどうするのだとなれば、現在のところは各猟友会の方々の持っているところを使ってということになります。ですので、これから頭数等が増えてくると環境の問題もきっとあると思いますので、そういった処理、解体という部分であれば、町としても準備はしていかなければならないのではないのかなというふうに現在考えて、情報収集に努めているところでございます。

○9番（番屋 博光君）

ありがとうございます。猟友会が主体になると思いますけれども、処理から何かあると思いますので、その辺も町のほうでもやっていただきたい、そう思います。

それと、わなの免許を持っている人が4名ということで、これから米の説明会とか、農家に対しての機会があると思いますので、そのときにぜひわなの講習を受けて取ってもらおうと。そうした中で、それぞれの地域の中で、みんなが持てば、誰が回って歩いてもいいと思いますので、電気柵をやっても下から掘ったり、何かそういう面も結

構聞いておりますし、線を張っても作業をするのに結構邪魔になるのです。草を刈ったり様々あるので、電気柵もいいにはいいのでしょうけれども、そういう面も懸念される部分もありますし、距離数もかなりの距離になってきます。そういう面を踏まえると、わなのほうが順当かなというふうに思いますので、ぜひわなの資格を取らせるような方法で検討してもらいたいと、そういうふうに思います。

そして、前にテレビでも、ちょっと私忘れましたが、NHKの中で鳥獣と人間の境界線みたいなのをつくって、そこで人里に来ないようなやり方をやっていました。ただ殺すというか、駆除とか、そういうのではなくて、一緒に共存できるような状態。ちょっと私忘れましたが、そういう自治体もある、テレビでやっていたので、あると思いますけれども、そこの中でもやっぱり専門職が1人いて、その方が先頭になって地域をまとめながらやっているようです。さっきの小諸市の場合ではないのですけれども、これもやっぱり専門職が1人いて、それが全部ゼロからスタートしてやっていますので、あまり増えてくると、三戸町も専門職をやっぱり1人置かなければならないかなというふうに思っておりますので、その辺も踏まえてぜひ検討していただきたい、そういうふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

日程第2 報告第1号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (令和5年度三戸町一般会計補正予算(第9号))

○議長(竹原 義人君)

日程第2、報告第1号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

報告第1号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第1号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第9号)につきまして補足説明を申し上げます。

本件は、除雪費用につきまして、令和5年12月から令和6年2月までの稼働状況及び近年の3月における稼働実績を考慮した場合、予算に不足が見込まれたことから、令和5年度一般会計既決予算額70億4,481万2,000円に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、予算総額を70億6,181万2,000円にしたものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入では、10款1項1目1節地方交付税の普通交付税1,700万円を追加してございます。

4ページをお願いいたします。歳出では、8款土木費、1項2目道路維持費の13節使用料及び賃借料の除雪機会借上料1,700万円を追加してございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより報告第1号を採決します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3 議案第9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により職員の賠償責任について規定している条文が繰り下げられることから、これを引用している町の条例に条ずれが生じないように規定の整備を行うものであります。

改正を要する条例は、三戸町監査委員条例、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例、三戸中央病院事業の設置等に関する条例の3本であります。これらの条例中の地方自治法の引用箇所について、「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号 三戸町医療要員奨学金貸与条例の全部を改正する条例の制定 について

○議長(竹原 義人君)

日程第4、議案第10号 三戸町医療要員奨学金貸与条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長(沼澤 修二君)

議案第10号 三戸町医療要員奨学金貸与条例の全部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、三戸町国民健康保険三戸中央病院事業の運営に際し、人材確保が困難な職種であります薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士及び言語聴覚士の確保に資するため、三戸町医療要員奨学金貸与条例の全部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、条例の題名に用いられております医療要員を医療技術職の一般的な呼称である医療技術者に改めることとし、題名を三戸町医療技術者奨学金貸与条例とするものでございます。

また、町民に限らず、将来三戸中央病院に勤務する意思のある人に対する奨学金の上限額につきまして、大学の薬学部に在学する人に対しては現行の5万円から3倍の15万円に、看護師その他医療技術者としての知識、技能を学ぶ大学または養成施設に在学する人に対しては現行の5万円から2倍の10万円に引き上げるほか、現行条例の規定の充実を図るため、第2条として用語の定義、第6条として申請方法、第8条として連帯保証人及び保証人、第14条として督促手数料及び延滞金に関する規定を新たに追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

最後に、附則におきまして、施行期日を令和6年4月1日とし、改正前の条例の適用を受けている人については、改正後の条例第7条の決定を受けたものとみなす経過措置を設けております。

なお、本改正案の現行及び改正後の条文の新旧対照表は、新旧条例等改正資料の2ページから5ページに登載しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第11号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

議案第11号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

今回の改正は、特別災害による被害者に対する市町村税減免の特別措置に関する条例が県において改正した旨の通知が令和6年2月13日にあったことに伴い、特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、地方税法に合わせた字句の整理を行うもので、本条例内の配当所得を配当所得等に、株式等に係る譲渡所得を一般株式等と上場株式等に分けての書きぶりに修正するものであります。

改正箇所につきましては、条例改正資料の新旧対照表5ページをお開き願います。初めに、第2条第2項中の「配当所得」を「配当所得等」とし、次に「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」と「附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とするもの

であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号 三戸町下水道事業基金条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6 議案第12号 三戸町下水道事業基金条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第12号 三戸町下水道事業基金条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、下水道事業の会計について、令和6年度から官庁会計方式から公営企業会計に移行することに伴い、三戸町下水道事業基金条例に規定されている会計の名称を改めるものでございます。

改正の内容についてでございますが、第2条中、下水道事業特別会計歳入歳出予算を下水道事業会計歳入歳出予算に改めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第12号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号 三戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第7、議案第13号 三戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。
住民福祉課長。

○住民福祉課長(貝守 世光君)

議案第13号 三戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部が改正されたことを受け、当該医療費の給付対象となるひとり親家庭の定義を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本条例の制定による改正の主な内容であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、ひとり親家庭の定義に父または母が、退去等命令を受けた児童を母または父が監護する家庭を加えるとともに、児童扶養手当法施行令の一部改正により、視覚障害に該当する給付対象者の要件を拡大しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第13号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第14号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。
健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第14号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、第9期介護保険事業計画、老人福祉計画についての三戸町介護保険事業計画等推進協議会からの答申に基づき、介護保険第1号被保険者の保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第1号保険料の所得段階及び基準所得金額を改めるため、三戸町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。まず第1号被保険者の保険料率につきましては、令和6年度から令和8年度までの保険料基準額を月額7,720円から7,510円に改めることとし、各所得段階の料率を改定するものであります。なお、低所得の高齢者の保険料につきましては、これまでも公費による軽減強化を行ってまいりましたが、引き続き負担軽減を図るものであります。

次に、第1号被保険者の所得段階につきまして、介護保険法施行令の一部改正に準じ、現行の10段階から13段階に見直すものであります。また、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に準じ、住民税課税者に係る所得段階の判定基準となる基準所得金額について、第9段階と第10段階を区分する基準所得金額を430万円から420万円に改定するとともに、所得段階区分の見直しに伴い、第10段階から第13段階までを区分する基準所得金額をそれぞれ追加するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木君。

○13番（佐々木 和志君）

1点伺います。

先日、全員協議会での課長からの説明の中で、今回保険料が減額になった要因として3点受けたのですけれども、1点目が要介護認定者の減少、それと保険給付金が減少で推移しているということ、それと介護保険給付費準備基金からの取崩しを行ったという根拠で今回保険額が減額するという説明がありました。結果論としては、減額になったことは歓迎をいたしますけれども、そこに至る、減額に至る経緯の中で、先ほども申し上げた3点の中の1点目、要介護認定者の減少、これに関しては、人口減少が進む中で要介護認定者も減っていくと、代わりに高齢化率が上がったにしろ、人数は減っていくということで理解はするのですけれども、給付費が減少で推移、これに関しては全協の場でも伺いましたが、確実にこういう要因で減少しているという明確な回答がなかった。3点目、基金の取崩しに関しても、基金の取崩しをしたということだけ先日は伺って持ち帰ったのですけれども、頂いた資料からこの基金の取崩し、今回9期目の計画の見直しをする際、基金の取崩しの額が第7期、8期に比べ、はるかに大きい金額であるということから、基金の取崩しの部分がかなり要因が大きいのではないかなというふうに感じました。

今後、第9期計画期間中に、次の第10期に向けて基金を取り崩せるだけの積立てができるのか、その見直しはあるのか。逆に言えば、第10期の計画見直しの際に、同等額の基金の取崩しというものを期待していいのか、これを1点伺いたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

佐々木議員のご質問にお答えいたします。

まず、第8期保険料からの減額の要因ということで、議員全員協議会におきまして3点ご説明させていただきました。1つ目が要介護認定者数の減少、もう一つが第8期計画期間における給付費実績が、計画値よりも実績値のほうが低水準で推移したということ、それに伴いまして基金残高が増額となったというこの3点でございます。

要介護認定者数の減少につきましては、確かに第1号被保険者数の減少というのもございます。それであると、介護予防事業、いきいき百歳体操であるとか、それを行う通いの場にこれまでも取り組んでまいりました。これの結果、給付費が幾ら減ったかというところは、明確に示せる根拠というものはないところでございますが、いきいき百歳体操を開始したのは平成26年度からでございます。今年で10年目を迎えるということでありまして、当時18億円程度の介護給付費があったものが、現在15億円程度まで下がっているというところを見ますと、やはりこれは介護予防事業の効果によるものであるというところは推測されるのかなというふうに考えてございます。

それから、基金の関係でございますけれども、第7期、それから第8期の計画を策定するに当たりましては、当時の基金残高見込額を全額投入するという計画で策定してきたところでございます。結果として給付費が減ったということで、基金残高が増額となったというところがございます。

そういったところから、今回におきましては第9期の策定に当たりましては、今後給付費が10%程度増えた場合であっても対応可能な基金残高約1億1,000万円を確保した上で、残り8,000万円を保険料負担の軽減のために充当するということとしたも

のでございます。仮に今回第9期において8,000万円が充当されれば、残りが1億1,000万円となるわけでございます。その後の将来的な介護報酬改定の見通しを予測するということは、現状難しいところではございますけれども、少なくとも認定者数であるとか、重度の要介護者が増えることを要因として介護保険料が再度上昇することがないように、これまで以上に高齢者の介護予防であるとか、認知症予防に関する取組というものを強化してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

減額になったわけですから、そのことに関してとやかく言うつもりはないのですけれども、9期を次の10期目に向けて、これがまた上がらないような対策をするべきではないかという考えから、一番はこれが直接住民の負担になっていると、住民に負担を強いるシステムだということ。あと、サービスの質を向上させて、かつ保険料を低額に抑えるということがこれからの高齢化社会への対応にもつながる。

また、もう一点は、いつもこの時期になると、県内市町村の保険料のランキング表みたいなのが新聞等で公表されます。その中で、県内はもちろん、近隣町村と比べて幾ら減額したといっても、隣町よりも高いというような数字が出れば、やっぱり町民にもそうですし、何より三戸町に移住、定住してくることを検討している方々にも少なからず影響も出るのではないかなということから、ぜひとも9期の次、10期に向けて減額の対策を取っていただきたい。それには、先ほど課長がしゃべったいきいき百歳体操、これ自体はよくやっているとは思いますが、一定の年齢以上の高齢者の方々の参加率というのですか、そういうところもまだまだいいのではないかなという感もありますので、とにかく参加者を増やしていただきたいということと併せて、9期計画にそれとは別な新しい介護予防の取組事業等を考えていただきたいということでもあります。そこに向けて、ちょっと予算のほうはまだはっきり目を通していないのですけれども、今年度中でもいいので、そういう事業の展開というものを考えているかどうかについてお願いしたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

介護予防事業に関する新しい取組を考えているかというご質問でございます。まず、先ほど申し上げましたが、いきいき百歳体操を行う住民主体の通いの場は開始から10年目となりまして、今年度、令和5年度には新たに1地区で活動を開始しておりまして、現在町内で全23地区となっております。これまでは専門職の派遣というものを行ってまいりましたが、令和5年度からは健康づくり推進協議会委員、これは理学療法士の資格を持つ会計年度任用職員でございますが、その方や三戸町スポーツ推進委員の巡回支援というものも新たに始めまして、それらも含めて定期的な訪問による運動指導であるとか講話も行いまして、新しい参加者も興味を持っていただけるような取組も進めているところでございまして、今後もこの活動を継続、強化して支援してまいりたいと考えてございます。

また、介護予防事業と併せて、もう一つ重要な対策であるというふうに認識しておりますのが認知症予防でございます。こちらにつきましては、今年度、令和5年度から高齢者認知機能検査、ファイブ・コグと申します。これは、認知症予防運動プログラム、コグニサイズというもの、これを本格的に導入いたしまして、実施体制を整備しておるところでございまして、これらをオレンジカフェや通いの場のほうにも広げるなど、さらに認知症施策の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところ

でございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

繰り返しになりますけれども、結果として保険料が減額になったというような実績を示していただいたので、あまりしつこくは言いませんけれども、介護予防に関して有効な手だて、事業等がある、いいのではないかというようなものが出てきたら、年度中であってもすぐ事業化していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第15号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第15号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改

正により、介護サービスに係る国の基準が改正されたことに伴い、本町においても町が指定する認知症高齢者グループホームなど、地域密着型サービス事業者等に対する基準について必要な事項を定めるため、関係条例4件の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容について、6点を申し上げます。1点目として、介護サービスの利用申込者等に交付する重要事項を記した文書の交付方法に関する規定について、特定の記録媒体を指定しない規定に改めるものであります。

2点目として、介護サービス事業所等の運営規程の概要など重要事項について、インターネット上での情報閲覧ができるよう書面掲示に加え、原則としてウェブサイトへの掲載を義務づける規定を設けるものであります。

3点目として、介護サービス事業所等の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地以外でも差し支えない旨を明確化するため規定を改めるものであります。

4点目として、身体的拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備及び研修の実施並びに身体的拘束等を行う場合の記録を義務づける規定を設けるものであります。

5点目として、医療機関との実効性のある連携体制の構築などについて、関係規定を整備するものであります。

最後に、6点目として、居宅介護支援及び介護予防支援の基準について、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直しなど、4点を改正するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号 三戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第16号 三戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第16号 三戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布され、厚生労働省が所管している水質または衛生に関する水道行政を除く水道設備管理行政については国土交通省に、水質または衛生に関する水道行政に限る水道設備管理行政については環境省にそれぞれ移管することとなり、それに伴い水道法が改正され、本条例で引用する水道法第16条の2第3項の厚生労働省令が国土交通省令に改正されたことから、本条例の引用部分を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、本条例第5条第37条第2項、第40条第1項にそれぞれ記載されている厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第17号 三戸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第17号 三戸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題と

します。補足説明願います。
建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第17号 三戸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化により、これまで法のほうの条文では使用されていなかった接近禁止命令等の用語が改められたことから、当該条例において引用している条項の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、当該条例の第6条に規定する入居者の資格において、特に居住の安定を図る必要がある配偶者からの暴力等による被害者に係る条項について、法第10条第1項に規定されていた接近禁止命令と退去命令のうち、法律の改正により退去等命令が新たに法第10条の2に規定されたことから、条例で規定する引用条項を追加するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第17号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第17号は原案のとおり可決されました。

**日程第12 議案第18号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに
青森県市町村総合事務組合規約の変更について**

○議長（竹原 義人君）

日程第12、議案第18号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並び

に青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第18号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について補足説明を申し上げます。

本案は、青森県市町村総合事務組合から共同処理する事務の変更並びに規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容であります。組合が共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理する事務の対象として森林環境税に係る徴収金を加えるものであります。森林環境税は、令和6年度から国税として導入されるものであります。その賦課徴収については地方税である市町村の個人住民税均等割と併せて実施することとされております。このことを踏まえ、組合が共同処理する滞納整理の対象として、新たに森林環境税に係る徴収金を明示する必要が生じたものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第19号 三八視聴覚教育協議会の廃止について

○議長（竹原 義人君）

日程第13、議案第19号 三八視聴覚教育協議会の廃止についてを議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第19号 三八視聴覚教育協議会の廃止について補足説明申し上げます。

三八視聴覚教育協議会は、視聴覚教材の活用により社会教育や学校教育の振興と住民の文化水準向上を目指し、主要な視聴覚教材である16ミリ映画フィルム及び上映機材等が高額であったことから、視聴覚教材の共同利用を図るため昭和46年に設置され、これまで運営されてきた協議会であります。しかしながら、昨今の目覚ましい技術の進歩によるインターネットの普及や学校における1人1台タブレットの活用など、情報収集や情報提供に関する多様な手段が各家庭や個人にまで浸透するなどの視聴覚教材を取り巻く環境変化により、利用者数が減少し、その必要性が薄れてきたことから、昨年5月18日に開催された本協議会総会において解散決議がされたものであります。

このことから、本協議会を廃止するに当たり、地方自治法第252条の6及び第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

10分後再開予定をもって休憩します。

（午後 3時04分）

休 憩

（午後 3時14分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第20号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第10号）

○議長（竹原 義人君）

日程第14、議案第20号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第20号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第10号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額70億6,181万2,000円から歳入歳出それぞれ8,251万2,000円を減額し、予算総額を69億7,930万円にしようとするものであります。

初めに、繰越明許費についてご説明をいたします。5ページをお願いいたします。地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に繰り越して使用するため、予算に定めるものであります。

3款1項社会福祉費、低所得世帯等給付金事業700万7,000円は、住民税所得割非課税世帯に対し1世帯当たり10万円、住民税均等割非課税世帯及び住民税所得割非課税世帯の児童に対し、扶養する児童1人当たり5万円を給付するもので、支給期限が9月末までとなっているものであります。高齢者施設等防災改修事業費補助金561万円は、高齢者グループホームの非常用自家発電設備を整備するもので、2月末に国の内示があり、繰越しが見込まれるものであります。

8款1項道路河川費、橋梁補修工事請負費3,997万5,000円は、鉄道事業者との協議、調整に期間を要したため繰越しが見込まれるものであります。町道改良舗装工事請負費4,000万円は、用地交渉に期間を要したため繰越しが見込まれるものであります。

次に、歳入についてご説明をいたします。7ページをお願いいたします。1款1項市町村民税は、決算見込みから1目個人町民税を、予算書左側から3列目の補正額欄に記載のとおり600万円、2目法人町民税を145万円増額しております。

2項1目固定資産税は、償却資産の増などにより2,400万円の増額をしております。

10款1項1目地方交付税では、普通交付税7,460万9,000円を増額しております。

8ページをお願いいたします。14款1項2目衛生費国庫負担金では、決算見込みから新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金1,322万5,000円を減額しております。

2項1目総務費国庫補助金では1,427万8,000円を減額しております。住民税均等割非課税世帯に対し3万円を給付する住民税非課税世帯等臨時特別給付金の確定により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額が主なものであります。

2目民生費国庫補助金では498万6,000円を増額しております。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金561万円の追加が主なものであり、高齢者グループホームの非常用自家発電設備整備に対する補助金に対し、全額が国費で措置をされるものであります。

4目土木費国庫補助金では2,903万6,000円を減額しております。橋梁補修事業に対する補助金であります。道路更新防災等対策事業費補助金の減額が主なものであります。

9ページ下段の15款2項4目農林水産業費県補助金では459万4,000円を減額してお

ります。次のページの中山間地域直接支払事業費補助金の減額が主なものであり、事業実績見込みによるものであります。

10ページ、15款3項1目総務費県委託金では298万5,000円を減額しており、事業費の確定による青森県知事選挙委託金の減額が主なものであります。

16款2項1目不動産売払収入では、町有林整備事業を令和6年度に実施をすることとしたため、立木売払収入1,296万3,000円を減額しております。

11ページをお願いいたします。17款1項1目総務費寄附金では、決算見込みからふるさと納税寄附金7,500万円を減額しております。

18款1項1目繰入金では、財政調整基金取り崩し繰入金を6,953万2,000円減額し、地域医療特別対策基金取り崩し繰入金6,000万円を追加し、合計で953万2,000円の減額となっております。

20款3項1目雑入では992万3,000円を増額しております。次のページの療養給付費負担金返還金の追加が主なものであり、令和4年度分負担金の精算により返還されるものであります。

12ページ、21款1項町債では、決算見込みにより合計で4,130万円を減額しております。

次に、歳出についてご説明をいたします。14ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では5,870万3,000円を増額しております。24節、公共施設整備基金積立金の追加が主なものであります。

3目総合行政情報システム導入費では1,286万4,000円を減額しております。事業完了によるコンビニ交付システム導入業務委託料の減額が主なものであります。

7目企画費では4,048万2,000円を減額しております。ふるさと納税事業に係る7節報償費から13節使用料及び賃借料の減額が主なものであります。

16ページをお願いいたします。2款4項2目青森県知事選挙費では事業完了により218万3,000円、17ページの3目青森県議会議員選挙費では120万8,000円を減額しております。

18ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では938万9,000円を減額しております。18節、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の減額が主なものであります。

5目老人福祉対策費では752万7,000円を減額しており、27節、介護保険特別会計繰出金の減額が主なものであります。また、1段上の18節の高齢者施設等防災改修事業費補助金561万円の追加は、高齢者グループホームの非常用自家発電設備整備に対する補助金であり、全額が国費で措置をされるものであります。

19ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費では175万5,000円を増額しております。決算見込みによる19節、子ども医療費の増額が主なものであります。

20ページをお願いいたします。4款1項2目予防事業費では、決算見込みにより新型コロナウイルスワクチン接種事業費1,264万2,000円を減額しております。

21ページ、4款1項6目病院費では、三戸中央病院経営強化プランに基づき、三戸中央病院特別会計繰出金6,962万2,000円を増額しております。

4款2項1目塵芥処理費1,477万6,000円、2目しによろ処理費656万6,000円の減額は、主に三戸地区環境整備事務組合の入札実績等により町負担金が減額となったものであります。

22ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費では810万6,000円を減額しております。事業実績見込みによる18節、中山間地域直接支払交付金の減額が主なものであります。

23ページをお願いいたします。6款2項1目林業総務費では1,149万9,000円を減額しており、12節、町有林整備事業委託料の減額が主なものであります。木材の流通の状況から、事業の実施を令和6年度に見送ったものであります。

25ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では525万1,000円を減額しております。町内の事業者に対し、一律3万円の支援金を交付する18節、エネルギー価格等高騰対策事業者支援金の減額が主なものであります。

26ページをお願いいたします。8款1項2目道路維持費では5,102万6,000円を減額しております。12節、橋梁補修設計委託料、14節、橋梁補修工事請負費の減額が主なものであります。

27ページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費では304万3,000円を減額しております。八戸地域広域市町村圏事務組合の決算見込みによる町負担金の減額であります。

28ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費では365万8,000円を減額しております。18節の小学校生活応援支援金、中学校生活応援支援金の減額が主なものであり、学校給食費無償化により第3子の給食費に係る支援金を減額するものであります。

30ページをお願いいたします。10款5項5目学校給食費では、三戸高校における給食日数の減などにより、学校給食共同調理場特別会計繰出金200万3,000円を減額するものであります。

31ページをお願いいたします。12款1項公債費では、長期債償還金が確定をしたことにより、合計で487万7,000円を減額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

山田君。

○6番（山田 将之君）

まず、25ページ、7款1項1目18節の補助金、エネルギー価格等高騰対策事業者支援金、一律3万円ということで、申請する事業者というのが想定していたより少なかったということなのかというところの確認をまずお願いします。

あと、26ページ、8款3項1目18節の補助金、これは2つありますけれども、予算額が丸々減額となっているところなのですけれども、それぞれどういった事業なのかというところと、予算を丸々減額していることについての説明をお願いします。

以上です。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

25ページ、7款1項1目18節のエネルギー価格等高騰対策事業者支援金の減額につきましてのご説明をいたします。

まず、この期間は令和5年の7月の18日から9月の19日まで、町内に事業所を有し、事業収入がある個人事業主または法人でありまして、令和5年6月1日以前から事業を営んでおり、支援金受領後も事業を継続する意思がある事業者に対しまして、1事業者当たり3万円を支給したものでございます。当初予算に2,550万円見込んでおりまして、850事業者分見込んでおりましたが、9月19日の申請、今回の実績では681件で補助金の交付額が2,043万円、80.1%の申請率となったものでございます。

以上です。

○建設課長（齋藤 優君）

26ページ、8款3項1目12節委託料、建築物耐震診断業務委託料と、あと負担金のところ、木造住宅耐震改修事業費補助金、ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金、こちらのほうですけれども、まず委託料の耐震診断のほうでございますけれども、昭和56年5月30日以前、新耐震基準が決められたその以前に建築された木造住宅を耐震診断する際に、耐震診断の派遣に関する経費の補助をするということで行っておりまして、13万6,000円を上限として補助をするというもので、予算では1件分を見込んでおりました。

補助金のほうの木造住宅耐震改修事業費補助金、こちらについては12節で行った耐震診断を行った住宅について、耐震改修を行う費用について上限100万4,000円を補助するもので、当初1件を見込んでございました。

ブロック塀の耐震改修のほうにつきましては、町内にあるブロック塀の耐震改修、古くなって倒れそうだとか、そういったものを補修するとか、あと除却するといったものに対する補助で、こちらは5件分を見込んでおりましたが、実際申請等がなかったことから、そのまま全てを減額するというようにしてございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

まず、25ページの7款のほうからですけれども、申請が80.1%の申請で、実績としてということでした。これをやる際、昨年の6月定例会、私のほうで一律3万円交付はどうなのかというところ、規模に応じた交付のほうがいいのではないかとということも指摘させていただいておりました。すぐに支援金を支給したいということでした。実施したということでしたが、そういったところの要因というものはなかったかということ伺いたいと思います。

8款3項1目の補助金のところ、こちらに対して事業等は了解しました。申請がなかったということは今年が初なのかということと、そもそもこういったものがやられているかどうかというのを周知されているのかということ伺いたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

エネルギー価格高騰の支援金を一律3万円としましたが、事業規模に合わせて金額に差をつける考えということでございますけれども、こちら制度設計する際に、限られた予算の中でまず多くの事業所に行き渡らせるということで、一律1事業者当たり3万円といたしました。まず、事業規模に応じてやるとなると、当然3万円よりも多いところもありますし、逆に少ない事業者もあるということも予想されましたので、ここはひとしく3万円と、一律としたものでございます。

以上です。

○建設課長（齋藤 優君）

これまでの耐震診断、耐震改修、あとブロック塀の補助のほうの実績ということでございますけれども、昨年度ブロック塀の耐震の改修ということで2件実績はございますが、建築物の耐震診断と、あと耐震改修のほうにつきましては実績がないような状況でございます。

あと、こういった方法で告知しているかということですが、毎年要項を変えますので、町のホームページに掲載するのと、あと広報さんのへの大体いつも6月頃の号に、こちらのほうの情報を載せているというところがございます。
以上です。

○6番（山田 将之君）

まず、1件目の商工費のほう、一律にした理由というのはもう分かっていたのですが、私が指摘した点、そういったところの要因で80.1%、多いのか少ないのかは分からないですけれども、そういったところの評価というか、こういったふうに捉えているのか、一律にした結果というところを聞きたかったです。

2件目のほうは了解をいたしました。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時39分）

休 憩

（午後 3時54分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

一律3万円にしたことによりまして、今回の80.1%という実績につながったのではないかとごさいます。事業規模を判断して金額に差をつけるというところの判断というのは、ちょっと難しいところがありまして、実際に今回8割の申請だったというところではありますが、これが仮にもっと多い金額、もっと少ない金額の方もいた場合に、どれだけの影響が出たかということにはちょっと計り知れないものがございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○11番（久慈 聡君）

今山田さんが話した件の1つのほう、ページで言いますと26ページのブロックのところなのですが、8款土木費の負担金のところなんです。私、何回か一般質問しているのですが、事故があつて、ブロック塀が危険ですよということでこの事業ができてはいるはずだと思うのです。それに対して町として、この予算を立てなければいけないという何かしらの指針があつたりとか、そういうことがあつて予算立てをしているはずなんです。それが今回でいうと5件分という、先ほど話がありましたけれども、5件立てたということは、5件ぐらい危険な箇所があるよという認識があつたから立てたというような認識を持つのですけれども、それに対して事業を今はやられていないというのはどういうことなのかと思ひます。なので、前も一般質問で話ししましたが、危険な箇所がないのかどうかの調査が必要だよ、それに対して周知しなければいけないですよと、周知の件に関しても広報だったり町のホームページに載せていますということではなくて、もしこれで事故が起きたら、ではどうす

るのという話になるのだけれども、そこに関してはどういう形で予算取りをしたのか、どういう形でゼロでいいのか、では危険な箇所はないのか、そういうところをちょっと明確にしてもらいたい、それが1点です。

それから、11ページ、ふるさと納税の寄附金のところ、17款寄附金のところですがけれども、減額7,500万円、12月に増額していますよね。何でたった3か月で下げなければいけないのかというのが1つ。それから、その理由は、暑かったせいもあって、果物の、リンゴの部分だってできなかった、3億円は売り切れなかった、でもリンゴは高騰した、準備ができなかった、高くなった、ふるさと納税に出すよりも一般に出したほうが高く売れる、いろんな要因があるのかもしれない。結局結果としてこうなりました。増えるだろうと増やしたのだけれども、実際に上がらなかったという結果だけがここに出てきているのだけれども、戦略はあったのですか。どういう戦略があってこうなったのですか。一番最初の金額は、3億円を超えてすばらしいと、やれましたよという報告は、いい報告は来るのだけれども、下がったときの理由だったりとか、なぜそうなったかと、それに対してどういう行政としての動きがあったのかと、そういうところが見えてこないのですけれども……

○議長（竹原 義人君）

久慈君、簡潔にお願いします。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。ふるさと納税の金額のところの原因と理由、要は12月に上げて、下げたということが1つ。

それから、もう一点は、金額に対しての制限があったのか、それから商品に対しての制限があったのかどうか、その部分ちょっとお伺いしたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

ページでいくと26ページの8款3項1目18節、ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金の60万円の減額、当初予算の組立て方とか、あと危険箇所の把握とかの内容ということでございますけれども、まず町内のブロック塀がある箇所というものを令和3年に独自調査を行っておりまして、そこでは115か所というところで把握をさせていただいております。ただ、このうちの部分が危険かというようなところの部分につきましては、申し訳ありません、把握はしてございませんでした。

予算の組立て方として、5件ということですが、まず大体5件程度の見込みということで例年予算措置はさせていただいております。実際に令和4年度の実績でも2件程度あるというようなこともありましたので、大体その程度の件数の申請があるのかなという見込みで5件ということです。

あと、広報の仕方とかということでちょっと話がありましたが、先ほどホームページとか広報さんのへを使ってPRをさせていただいているという内容で、広報さんのへで大体6月号という話をさせていただきましたが、申し訳ありません、5年度につきましては2回広報紙を使って広報させていただいております。7月号と10月号、こちらのほうで、もうちょっと事業のお知らせをしたいなというところで2回、広報のほうのページを少しスペースをいただきまして、広報をさせていただいたところがございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

歳入、11ページの17款1項1目、ふるさと納税寄附金の7,500万円の減額につきまして、12月で増額して今回減額の理由ということと商品、金額の制限があったかということにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、経過につきましてご説明をいたしますと、令和5年の当初予算、ふるさと納税寄附額が3億5,000万円を当初に見込んでございました。寄附のほうを集めておまして、今年の9月の寄附の申込みが例年の3倍あったのです。これというのは、10月のふるさと納税の制度改正がございまして、経費を5割、地場産品基準の厳格化というのを10月からスタートしますよということ国が発表しまして、これに備えた駆け込み需要が9月にあったものが例年の3倍あったというものです。この際、サイトの運営会社の調査では、その多くは新規の寄附者が申し込んだものなので、年末の申込みというのは例年並みに期待できるのではないかということの話を聞いておりました。

それで、令和5年産のサンふじだったのですけれども、夏の猛暑の影響で落下や色乗りが悪い、さびが多いと言われておりましたが、収量は確保できるのではないかという見込みがあったことから、駆け込み需要分と年度末までは例年並みの件数を見込みまして、さらに令和5年4月から寄附額を1,000円増額していたしましたので、その分も増えるだろうと予測しまして、12月補正で歳入歳出予算をそれぞれ2,500万円増額いたしまして、総額を3億7,500万円にするために10月の25日予算計上いたしまして、10月の31日に財政査定、11月の7日に町長査定が行われまして、12月8日補正予算が可決されております。

しかし、実際に収穫してみましたところ、色むらやさび、鳥につつかれる被害が多く、贈答向けのリンゴが極端に少なくなると、用意できないよということが分かりまして、数量確保が難しくなったために、11月下旬頃から寄附金の募集数量を制限し、また12月上旬には寄附の募集を停止したところでございます。結果、11月から3月に見込んでおりましたサンふじは5,000件減の2,000件になりまして、寄附額は6,500万円の減となったものでございます。今回7,500万円の減額補正というのは、この主力のサンふじの影響を受けたことによるものでございます。

以上が増額と減額と、あと商品の制限をかけたということのご説明でございます。以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。まず、ふるさと納税の件に関しては、内容というか、どういう形でこうなったかというのは理解できました。12月の上旬で停止したという形になるかと思うのですけれども、目的としては増やすという感覚でいいかと思うのですけれども、それ以外の例えば11ぴきのねこだったり、そのアピールだったりとか、そういった部分に関して、何かアクションを取るということはなかったのかな。要は、結局はそういった部分で上げられなかったのかなとちょっと思いました。今後に向けて考えていただければいいかなと思います。せつかく目的と目標があるのであれば、それをクリアできるような形でやっていけばいいと思います。制限をかけたということも理解できました。

あと、先ほどのほうのブロック塀のことに関してですけれども、2回やったということですが、危険な箇所をまだ把握していないということであるのであれば、事故があったという事例を踏まえて、通学路の部分のところだけでもまずはきちんと把握していただいて、そこに対して周知させるということも必要なかなと思います。

せっかく予算立てたのであれば、執行だけを待つのではなくて、目的としては予算を立てたことが使われるということではなくて、危険な箇所をなくすることが目的なので、その部分を対処していただきたいなというふうに思います。私のほうは、そういう形で対応してもらえるかどうかだけお願いします。

○建設課長（齋藤 優君）

ブロック塀の耐震改修の補助事業、これを活用することによって、危険なブロック塀もなくなっていくというようなことでございますので、ブロック塀の耐震の改修とか除却というものの申請は、あくまでも個人の申請でもありますし、あと自己負担も発生してくるというようなこともございます。こちら建設課のほうで、日頃のパトロール等で塀が危険だなというように感じた場合には、そのお宅とか、もしそこにお住まいの方がいるのであれば、ブロック塀の補助事業もありますよといったこともちょっと一声かけながらとか、そういったことも可能かなと思いますので、そういったところで取組を進めてまいりたいと思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

18ページ、3款、1目18節、住民税非課税世帯等臨時特別給付金522万円の減となっておりますが、当初は見込みで1,400世帯程度ということで、プッシュ型の1世帯7万円の予定だったと思いますが、522万円ということは大体74世帯くらい、単純に見込みに誤差があったものなのか、また別に理由があるのかお知らせください。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

18ページの3款1項1目18節の負担金のところです。住民税非課税世帯等臨時特別給付金、減額522万円ということですが、当初見込んでおりました1,477世帯に対して1,326世帯分を支給してございます。こちらで精査をした結果、この分522万円を減額ということにしたところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

単純に見込みに誤差があったのか、対象者に確認をしたけれども、返事がなかったのか、そういう理由なのか。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

先ほど申し上げました1,477世帯につきましては、家計急変世帯という世帯も入ってございます。その方々は自己申告ということになってございますので、それを見込んだ1,477世帯に対して申請が1,326世帯であったということでございます。

○議長（竹原 義人君）

栗谷川君、マイクをもう少し口のところへ持ってきて発言してください。立って、いや、上のほうへ。

○7番（栗谷川 柳子君）

申請がなかったということによろしいですか。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

そのとおりでございます。

○13番（佐々木 和志君）

21ページ、4款1項6目、病院繰り出し6,962万2,000円についてちょっと教えていただきたいのですけれども、これというのは繰り出し基準にのっとった額で認識してよろしいのかというのが1点と、26ページの土木費、8款1項2目14節工事請負費、道路舗装補修工事請負費1,320万円の減額なのですけれども、先ほど担当の職員からざくっとは聞いているのですけれども、当初予算丸々減額になってこの事業がなくなったということで、その対象路線も聞きました。聞きたいのは、町内で舗装等の整備の必要な路線が何か所かある中で、あの路線、あれは何線というのか、落合からあつちの梅内に抜ける、橋渡って坂のところなのですけれども、そこが対象路線になったという経緯と、それに対して交付金を充てる、その交付金の対象となる事業、国庫だと思うのですけれども、何という事業なのか。それと、それは総事業費の何%交付金が入るのか、ちょっとそこを教えてください。

○財政指導監（多賀 昭宏君）

ただいまの佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

21ページの6目病院費の繰出金の部分でございますけれども、こちらのほうは今年2月に策定されました三戸中央病院の経営強化プランに基づくものでございまして、基準外の繰り出しということになっております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 4時15分）

休 憩

（午後 4時17分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（齋藤 優君）

26ページ、8款1項2目14節の道路舗装補修工事請負費1,320万円ですが、当初予算で道路舗装補修工事請負費1,320万円見込んでおりました。この路線は、久慈町留ヶ崎梅内線と申しまして、今回工事を予定していたのが、留崎橋から坂がちょっとS字になって上っていくところがあって、上って十字路があります。そこまでの部分の舗装補修を予定してございました。そこを対象路線として決めた経緯ですけれども、ほかにも確かに傷んでいるところ、路線多数ありますけれども、その中でも利用頻度が多いところと、あとカーブとか、そういったもので交通量が多くて、多少その部分の手当てが必要であるところのほうで判断をさせていただきまして、こちらの路線を候補とさせていただいております。

こちらの財源となる交付金になりますけれども、ページでいきますと8ページ、14款2項4目土木費国庫補助金の1節道路河川費補助金の防災・安全交付金1,070

万5,000円、こちらのほうが財源ということになります、これが全て財源になっているわけではございません。防災・安全交付金のほうは、その事業費の56.5%が交付されるといふ事業になってございます。

以上です。

○財政指導監（多賀 昭宏君）

大変申し訳ございません。先ほどの私のお答えについて、すみません、修正をさせていただきたいと思っております。先ほどの三戸病院への繰出金のところでございますが、全て基準外というお話をさせていただきましたが、6,962万2,000円のうち、基準内が463万6,000円、基準外が6,498万6,000円となるものでございます。修正をさせていただきます。

○13番（佐々木 和志君）

病院のほうは分かりました。六千四百幾らが基準外ということで、ただなぜこの基準外の繰り出しをしたか、その根拠というのですか、そこをちょっと教えていただきたいのが1点。

あと、道路のほうなのですけれども、国庫補助金の防災・安全云々というのであれば、言葉だけ見ればそういう部分で、国に交付金を認められやすいような路線だからあの路線なのだろうなというふうな予想はつきますけれども、町道の舗装を補修する、ほかにもたくさんそういうところはあるのですけれども、仮にこういう交付金を活用せずに別な交付金とか、様々な国の国庫支出金の対象となる事業がどれぐらいあるか分からないのですけれども、今回はこれをやった、仮にこれが令和5年度内できちんと交付金が来て整備されたという過程で、そうすると令和6年度は別の場所を今度は国のほうに申請して整備するというのも当然考えられるわけで、担当課としては1年に1路線でも2路線でも、こういうものを活用してやっていくという考えは当然あるのだろうなと思っておりますけれども、そうであればはいでいいです、そこを1点。

○建設課長（齋藤 優君）

道路の舗装補修工事に関して、防災・安全交付金というのが使えるということになってございますので、町道等で直したいところとか、傷みが激しくて、国の補助を使って整備をするようなところがあれば、当然こちらのほうも申請をして、採択を受ければ進めていくというようなことは、今後も進めていきたいと考えております。

○財政指導監（多賀 昭宏君）

それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

まず、なぜ基準外の繰り出しをしたのかというところでございますけれども、前回の全協のほうでも中央病院のほうから説明をさせていただいておりました三戸中央病院の経営強化プランのほう、こちらのほうの計画に基づいてまず出したということになっております。こちらのプランのほうは、県のほうにも提出をしております、病院の経営の安定のために、まずこういった計画で今後やっていきますよというものが県のほうからも承認をされております計画であることから、こちらのプランに基づいて町のほうでは基準外の繰り出しをしたということになっております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

病院の繰り出しに関しては、大変申し訳ありませんでした。すっかり頭から抜けていました。ただ、数年前まではずっと収益的収支、支出の部分で赤字が続いた年がありました。県のほうにそういうふうな、見栄えをよくするために出したというふうなニュアンスで聞こえますけれども、今の事情は分かっているのですけれども、できるのであれば本来の病院の今の実情、収益的収支がそのまま数字に表れるような形であったほうがスマートなのではないかなというふうな考えから、ちょっと申し上げた次第です。事情は分かりましたので、これはいいです。

道路のほうに関してなのですけれども、一般財源でなく、単費でなく、そういう交付金や補助金を使って1年に1本でも進めていけるのであれば、ぜひともやっていただきたいと思います。ただ、今回に関しては、国のほうに認められなかったという部分で実現できなかったのですけれども、当初はそれを見越して当然予算にのせているはずなのですけれども、最後に1点、何でこれが採択されなかったか、作文の部分なのか何なのか、そこがもし分かったらお願いしたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

道路整備の舗装補修工事に関する交付金の採択がなぜされなかったかというようなことだと思いますが、この路線に対して交付金が下りなかったということではなくて、国の補正予算の工事関係の補助金のメニューの中に舗装補修の部分が入っていないという部分があったので、今回は外れているということです。ただ、来年度以降、そういったところで、またメニューの中に入れてくれば舗装補修のほうでこちらのほうも申請をしていきたいなと思っております。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決されました。

(第2号)

○議長（竹原 義人君）

日程第15、議案第21号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第21号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計既決予算額4,076万6,000円から歳入歳出それぞれ255万2,000円を減額し、予算総額を3,821万4,000円にしようとするものであります。

3ページをお願いいたします。歳入、1款1項1目事業収入、1節、保護者負担金現年度分71万3,000円の減額は、要保護、準要保護児童生徒分と、教職員分については1年間、その他の児童生徒分については無償化前の4、5月分の負担金を実績見込みに基づき減額するものです。

2款1項1目1節繰入金200万3,000円の減額は、6月から3月までの小中学校児童生徒及び三戸高校生徒に係る無償化を補うための繰入金を実績見込みに基づき減額しようとするものであります。

3款1項1目1節繰越金22万2,000円の増額は、令和4年度決算に合わせ増額するものです。

4ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目学校給食費の15節原材料費255万2,000円の減額は、小中学校については行事や学年閉鎖等により提供食数が見込みより少なかったこと、三戸高校については申込みしなかった生徒が7名いたことや、テストや行事等により提供食数が見込みより少なかったことにより減額しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第22号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(竹原 義人君)

日程第16、議案第22号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長(太田 明雄君)

議案第22号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について補足説明申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億4,305万9,000円に歳入歳出それぞれ462万1,000円を追加し、予算総額を1億4,768万円にしようとするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目後期高齢者医療保険料では、本年度の保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料から3節滞納繰越分普通徴収保険料まで、合わせて553万3,000円を増額しております。

3款1項1目繰入金では、事務費繰入金16万3,000円、保険料軽減に関わる保険基盤安定繰入金39万5,000円をそれぞれ減額しております。

4款1項1目繰越金では、前年度繰越金38万7,000円を減額しております。

次に、歳出について申し上げます。4ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金では、広域連合の組織運営に係る広域連合共通経費負担金を63万7,000円減額、後期高齢者医療保険料負担金を565万3,000円増額、保険基盤安定負担金を39万5,000円減額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(竹原 義人君)

日程第17、議案第23号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長(太田 明雄君)

議案第23号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)について補足説明申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町介護保険特別会計既決予算額18億5,708万6,000円から歳入歳出それぞれ7,995万1,000円を減額し、予算総額を17億7,713万5,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、本年度の介護保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料を470万円減額し、2節現年度分普通徴収保険料を130万円増額しております。

3款1項国庫負担金では、1目介護給付費負担金を1,458万3,000円減額しております。

2項国庫補助金では、1目調整交付金を122万2,000円、3目地域支援事業交付金(地域支援)を253万6,000円減額しております。

4款1項支払基金交付金では、1目介護給付費交付金を3,724万7,000円減額しております。

4ページをお願いいたします。5款1項県負担金では、1目介護給付費負担金を868万7,000円減額しております。

2項県補助金では、2目地域支援事業交付金(地域支援)を126万8,000円減額しております。

7款1項1目繰入金では、保険給付費をはじめ地域支援事業費及び事務費の確定見込みにより、1行目の介護給付費繰入金から5行目の事務費等繰入金まで、合わせて1,106万6,000円を減額しております。

3ページの3款国庫支出金から4ページの7款繰入金につきましては、交付決定通知額及び歳出予算の補正に伴い、各財源の精査を行ったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、24節積立金においては、歳入における第1号被保険者保険料等の減額に伴い、介護保険給付費準備基金積立金を減額するものであります。

7ページをお願いいたします。7ページ及び8ページの2款保険給付費につきまし

ては、給付実績などから予算の補正をお願いするものであります。1項1目居宅介護サービス給付費では2,500万円を、2目地域密着型介護サービス給付費では1,000万円を、3目施設介護サービス給付費では2,500万円を、6目居宅介護サービス計画給付費では900万円をそれぞれ減額しております。

8ページをお願いいたします。4項1目特定入所者介護サービス費では200万円を減額しております。

10ページをお願いいたします。3款3項1目任意事業費、19節扶助費の家族介護用品給付費及び家族介護支援金の減額は、受給者数の減によるものであります。

歳出の主な補正内容は以上であります。これらのほかに事業費の決算見込みに基づき不用額の減額を行うとともに、充当される特定財源につきまして所要の補正を行っているものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第24号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第3号)

○議長（竹原 義人君）

日程第18、議案第24号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第24号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ83万8,000円を追加し、予算総額を12億9,318万8,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、当初の見込みよりも収納額が上回る見込みとなったことから、300万円を増額するものであります。

3款1項1目保険給付費等交付金は、事業の取組状況に応じて交付されるもので、三戸中央病院の医師、看護師等の確保対策に要した経費として233万2,000円を増額するものであります。

5款1項1目一般会計繰入金金は409万4,000円減額しており、今年度の交付額が確定したことに伴う保険基盤安定繰入金金の減額が主なものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の27節繰出金では233万2,000円を増額しており、歳入3款1項1目保険給付費等交付金で受入れする額と同額を三戸中央病院へ繰り出しするものであります。

2款3項1目出産育児一時金は、決算見込みから4件分に当たる200万円を減額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第25号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第19、議案第25号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長（沼澤 修二君）

議案第25号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について、所要の補正を行うものでございます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、コロナ病床として確保しておりました16床を9月30日で全部廃止したことに伴い、一般療養の病床数を補正するもので、計の欄に記載の一般57床、療養39床がコロナ病床確保前の病床数でございます。

なお、補正予定量が12床、確保しておりましたコロナ病床が16床ということで、4床の差異がございますが、この差につきましては休床扱いとしておりました8床のうちの4床をコロナ患者受入れのために稼働させ、廃止後は再度休床扱いに戻したことによるものでございます。

(2)、年間患者数でございますが、利用見込みに基づき、入院については1,464人減の1万8,666人、外来については3,645人減の4万2,525人とするものでございます。

次の(3)の1日平均患者数につきましては、(2)の年間入院患者数をそれぞれの診療日数、入院366日、外来243日で除した人数に改めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款病院事業収益では、既決予定額17億9,770万3,000円から2,548万3,000円を減額し、総額を17億7,222万円に、支出の部、第1款病院事業費用では、既決予定額17億9,770万3,000円から7,635万8,000円を減額し、総額を17億2,134万5,000円にするものでございます。本補正によりまして、既決予定額で収支均衡予算となっているものが5,087万5,000円の黒字となるものでございます。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入の部の第1款資本的収入では、既決予定額2億735万9,000円から1,051万5,000円を減額し、総額を1億9,684万4,000円に、支出の部、第1款資本的支出では、既決予定額2億8,629万5,000円から1,022万5,000円を減額し、総額を2億7,607万円にするものでございます。

次の第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費2,834万1,000円を減額し、総額を10億2,059万3,000円に改めるものでございます。

次の第6条、他会計からの補助金は、一般会計及び国保特別会計からの繰入金を合計7,195万4,000円追加し、6億5,379万9,000円に改めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。予算の実施計画についてご説明申し上げます。収益的収入、1款1項医業収益では、主に入院及び外来患者数の予定量の補正に伴い、1目入院収益で3,865万7,000円の減額、2目外来収益で1,678万5,000円の減額など、合計で4,582万8,000円を減額するものでございます。

次の2項医業外収益、2目他会計補助金725万9,000円の増額は、基準内繰入金の算定の見直しによるものでございます。

3目補助金、県補助金5,602万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症入院患者の病床確保に対する補助金の確定見込みに伴うものでございます。なお、コロナ病床につきましては、冒頭でご説明のとおり9月30日で全て廃止し、10月1日から従前の病床利用に戻っております。

次に、3項特別利益でございますが、2目他会計繰入金6,498万6,000円は、今年度策定いたしました三戸中央病院経営強化プランに基づき繰入金を増額するものでございます。

次の2ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項医業費用、1目給与費2,834万1,000円の減額は、当初予定の170人分を161人分とするほか、決算見込みに基づき不用額を減額するものでございます。

次に、2目材料費1,134万1,000円の減額は、入院及び外来患者数の予定量の補正によるものでございます。

次の3目経費3,520万円の減額は、光熱水費1,630万円、委託料1,380万円の減額が主なものでございます。

次の3ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款2項補助金、1目県補助金は、内視鏡システム等の更新に係る競争入札の結果、不用額が生じたため、へき地医療拠点病院設備整備費補助金1,068万3,000円を減額するものでございます。

次に、資本的支出でございます。1款1項建設改良費、1目有形固定資産購入費1,022万5,000円の減額は、先ほどご説明申し上げました県補助金で更新した機器の購入費を減額するものでございます。

次の4ページ以降、最終ページまでは職員給与費の明細でございます。

以上、本業である医業を取り巻く環境が依然として非常に厳しい状況にございますので、職員一同引き続き経営感覚を持って業務を運営してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

会議時間の延長

○議長（竹原 義人君）

質疑に入る前にお諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

○議長（竹原 義人君）

審議を続行します。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第20	議案第26号	令和6年度三戸町一般会計予算
日程第21	議案第27号	令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
日程第22	議案第28号	令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
日程第23	議案第29号	令和6年度三戸町介護保険特別会計予算
日程第24	議案第30号	令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第25	議案第31号	令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算
日程第26	議案第32号	令和6年度三戸町簡易水道事業会計予算
日程第27	議案第33号	令和6年度三戸町下水道事業会計予算

○議長(竹原 義人君)

日程第20、議案第26号 令和6年度三戸町一般会計予算から日程第27、議案第33号 令和6年度三戸町下水道事業会計予算までを一括議題とします。

日程第28 予算特別委員会設置(令和6年度予算議案8件付託)

○議長(竹原 義人君)

お諮りします。

予算議案8件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第33号までを議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長から指名します。
委員長に佐々木和志君、副委員長に澤田道憲君を指名します。
予算特別委員会委員長就任の挨拶をお願いします。
13番、予算特別委員会委員長、佐々木和志君。

○予算特別委員長（佐々木 和志君）

ただいま設置された予算特別委員会の委員長にご推挙いただきました佐々木でございます。委員各位の格別のご協力、ご指導を仰ぎまして、この重責を全うしたいと思います。委員の皆様のご協力をお願いし、就任の挨拶といたします。
令和6年3月26日、予算特別委員会委員長、佐々木和志。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。
3月27日午前10時から予算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

午後4時58分 散会

第8日目 令和6年3月28日（木）

○議事日程

- 第1 予算特別委員会の審査報告について
（令和6年度全会計予算の審査結果について委員長報告、採決）
議案第26号 令和6年度三戸町一般会計予算
議案第27号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
議案第28号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 令和6年度三戸町介護保険特別会計予算
議案第30号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第31号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算
議案第32号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計予算
議案第33号 令和6年度三戸町下水道事業会計予算
- 第2 議員提案第2号 三戸町活性化対策特別委員会の設置について
第3 議員の出張命令を議長に一任することについて
第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
第5 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
第6 諸般の報告
1. 議長の報告
-

○追加議事日程

- 第1 町長提案理由の説明
第2 議案第34号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | | | |
|-----|-----|----|---|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳 | 圭太 | 君 |
| 4番 | 小笠原 | 君男 | 君 |
| 5番 | 和田 | 誠 | 君 |
| 6番 | 山田 | 将之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 |
| 10番 | 千葉 | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈 | 聡 | 君 |
| 12番 | 澤田 | 道憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
| 14番 | 竹原 | 義人 | 君 |

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	貝守世光君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	税務課長	下村太平君
	三戸中央病院事務次長	松崎達雄君
	総務課財政指導監	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君
	総務課防災危機管理室長	金子祐之君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬場均君
総括主幹	櫻井優子君

午後 3 時 45 分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 1 予算特別委員会の審査報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、議案第 26 号から議案第 33 号までの予算議案 8 件を一括議題とします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

13 番、予算特別委員会委員長、佐々木和志君。

○予算特別委員長（佐々木 和志君）

予算特別委員会の審査の結果をご報告いたします。

去る 3 月 26 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 26 号から議案第 33 号までの令和 6 年度三戸町各会計予算議案 8 件につきまして、3 月 27 日と 28 日の本委員会において慎重に審査を行いました。審査の結果、議案第 26 号から議案第 33 号までの 8 件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。令和 6 年 3 月 28 日、予算特別委員会委員長、佐々木和志。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

予算議案 8 件に対する委員長の報告は可決とするものです。予算議案 8 件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号から議案第 33 号までの予算議案 8 件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 議員提案第 2 号 三戸町活性化対策特別委員会の設置について

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、議員提案第 2 号 三戸町活性化対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。将来の町の存続、活性化を図るため、三戸町議会委員会条例第 5 条の規定により、議員全員で構成する三戸町活性化対策特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了を議決するまで継続して調査を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議員全員で構成する三戸町活性化対策特別委員会を設置し、これに付託して調査及び審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました三戸町活性化対策特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会において互選することになっております。ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって特別委員会を招集します。

この際、特別委員会開催のため、暫時休憩します。

（午後 3時49分）

休 憩

（午後 3時50分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま三戸町活性化対策特別委員会において委員長及び副委員長が互選されたので、その結果をご報告します。

委員長は栗谷川柳子君、副委員長は山田将之君であります。

日程第3 議員の出張命令を議長に一任することについて

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議員の出張命令を議長に一任することについてを議題とします。

お諮りします。令和6年度における本議会議員の調査、研修、視察、陳情等に対する出張命令は、予算の範囲内において議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。令和6年度における本議会議員の出張命令は、予算の範囲内において議長が行うことに決定しました。

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(竹原 義人君)

日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第6 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長(竹原 義人君)

日程第6、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

追加日程の提出

○議長(竹原 義人君)

お諮りします。

ただいま町長から議案第34号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第34号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（馬場 均君）

第516回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

議案第34号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、上程しました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、追加提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第34号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、久慈聡氏を監査委員に選任いたしたく提案するものであります。

久慈聡氏についてであります。経験豊富で識見に優れ、監査委員として適任者であると存じますので、何とぞ、全会一致にてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。

追加日程第2 議案第34号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議案第34号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、久慈聡君の退場を求めます。

（久慈 聡君 退場）

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第34号はこれに同意することに決定しました。

久慈聡君の入場を許します。

(久慈 聡君 入場)

○議長(竹原 義人君)

ただいま監査委員として同意を得て選任されましたことをお伝えします。

閉 会

○議長(竹原 義人君)

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長(松尾 和彦君)

第516回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月21日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに御議決を賜り、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございました。

今回の議会は、さきの三戸町議会議員一般選挙に伴う改選後の初めての議会でありました。年度切替えを前に新規の重要な条例案や新年度予算など、多くの事項を審議いただき、町といたしましても新年度に向け、新たな節目を迎えることができました。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等は十分に尊重し、また予算執行につきましても慎重に進めてまいり所存であります。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意されますとともに、今後とも町政運営に対する一層のご協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長(竹原 義人君)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第516回三戸町議会定例会を閉会します。

午後4時00分 閉会

署名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 仮議長

議長

署名議員

署名議員
